

平成20年度予算の編成等に関する建議

平成19年11月19日
財政制度等審議会

平成20年度予算の編成等に関する建議

平成19年11月19日

財務大臣 額賀 福志郎 殿

財政制度等審議会会長

西室 泰三

財政制度等審議会・財政制度分科会は、平成20年度予算の編成等に関する基本的考え方をここに建議として取りまとめた。

政府においては、本建議の趣旨に沿い、今後の財政運営に当たるよう強く要望する。

財政制度等審議会 財政制度分科会
及び財政構造改革部会 合同会議名簿

(平成19年11月19日現在)

[財政制度等審議会会長
兼 財政制度分科会長
兼 財政構造改革部会長]

西室 泰三 (株)東京証券取引所グループ取締役会長兼代表執行役

[委 員]

板垣 信幸 日本放送協会解説主幹

井堀 利宏 国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授

○ 岩崎 慶市 (株)産業経済新聞社論説副委員長

勝俣 恒久 東京電力(株)取締役社長

幸田 真音 作家

河野 栄子 (株)リクルート特別顧問

残間 里江子 プロデューサー、
(株)クリエイティブ・シニア代表取締役社長

柴田 昌治 日本ガイシ(株)代表取締役会長

高木 剛 日本労働組合総連合会会長

竹中 ナミ (社福)プロップ・ステーション理事長

○ 田近 栄治 国立大学法人一橋大学大学院国際・公共政策大学院教授

田中 直毅 経済評論家

玉置 和宏 (株)毎日新聞社特別顧問(論説担当)

寺田 千代乃 アートコーポレーション(株)代表取締役社長

○ 富田 俊基 中央大学法学部教授

中林 美恵子 跡見学園女子大学マネジメント学部准教授

[臨時委員]

石橋 明佳 (株)ファイトレードコーポレーション代表取締役社長

岩田 一政 日本銀行副総裁

小野 邦久 (独)都市再生機構理事長

片山 善博 慶應義塾大学大学院法学研究科教授

榎野 信治 (株)読売新聞東京本社論説委員

北城 恪太郎 日本アイ・ビー・エム(株)最高顧問

島田 晴雄 千葉商科大学学長

嶋津 昭 (財)地域総合整備財団理事長

田中 弥生 (独)大学評価・学位授与機構評価研究部准教授

糠谷 真平 (独)国民生活センター顧問

長谷川 幸洋 東京新聞・中日新聞論説委員

三木 繁光 (株)三菱東京UFJ銀行取締役会長

三村 明夫 新日本製鐵(株)代表取締役社長

宮本 勝浩 関西大学大学院会計研究科教授

保田 博 関西電力(株)顧問

山口 剛彦 (独)福祉医療機構理事長

吉川 洋 国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授

吉田 和男 国立大学法人京都大学経営管理大学院院長

秋山 喜久 関西電力(株)相談役

五十畑 隆 (株)産業経済新聞社客員論説委員

井上 礼之 ダイキン工業(株)代表取締役会長兼CEO

今井 敬 新日本製鐵(株)相談役名誉会長

岩本 康志 国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授

貝塚 啓明 京都産業大学客員教授・東京大学名誉教授

香西 泰 (社)日本経済研究センター特別研究顧問

河野 龍太郎 BNPパリバ証券経済調査部長チーフエコノミスト

田中 豊蔵 元(株)朝日新聞社論説主幹

俵 孝太郎 評論家

土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部准教授

水口 弘一 元(株)野村総合研究所代表取締役社長

吉野 良彦 (財)トラスト60会長

渡辺 恒雄 (株)読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆

[専門委員]

(注1) 上記は五十音順。

(注2) ○は建議の起草検討委員。

財政制度等審議会・財政制度分科会 及び 財政構造改革部会
審議経過

9月12日(水) 財政制度分科会、 財政構造改革部会 及び法制・公会計部会 合同会議	○ 最近の経済情勢について ○ 「経済財政改革の基本方針2007」について ○ 平成20年度概算要求について ○ 国の財務書類（平成17年度）について ○ 財政制度分科会の当面の運営方針について
10月12日(金) 財政構造改革部会	○ 文教・科学技術 ○ 地方財政
10月17日(水) 財政構造改革部会	○ 農林水産 ○ 防衛 ○ 治安
10月22日(月) 財政構造改革部会	○ 公共事業関係 ○ ODA ○ エネルギー対策 ○ 中小企業対策 ○ 地方財政
10月26日(金) 財政構造改革部会	○ 公務員人件費 ○ 国土交通・環境関係 ○ 財政の持続可能性についての分析
11月5日(月) 財政構造改革部会	○ 社会保障
11月12日(月) 財政構造改革部会	○ 建議（素案）
11月16日(金) 財政構造改革部会	○ 建議（素案）
11月19日(月) 財政制度分科会 及び財政構造改革部会 合同会議	○ 建議（案）

目 次

はじめに	1
------------	---

I. 総論

1. 財政健全化の必要性	2
2. 財政健全化の基本的考え方	6
3. 歳出改革に向けた基本的考え方	8

II. 各論

1. 社会保障	1 1
2. 地方財政	2 8
3. 公務員人件費	3 4
4. 公共事業	4 0
5. 国土交通	4 4
6. 環境	4 5
7. 文教・科学技術	4 7
8. 防衛	5 6
9. 政府開発援助（ODA）等	5 8
10. 農林水産	6 0
11. エネルギー対策	6 3
12. 中小企業対策	6 4
13. 治安対策	6 5

（参 考）

1. 資 料	6 9
2. 平成20年度予算の編成等に関する建議のポイント	1 6 5

はじめに

我が国経済は、構造改革の取組により、長期停滞のトンネルを抜け出し、息の長い景気回復を続けているが、財政面においては、膨大な債務を抱えており、大胆な財政構造改革の断行に待ったなしで取り組む必要がある。

このため、まずは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定。以下「基本方針2006」という。)で示された5年間の歳出改革を着実かつ計画的に実施することなどにより、国と地方を合わせたプライマリー・バランスの確実な黒字化を達成しなければならない。さらに、大事なことは、膨大な債務残高の対GDP比を安定的に引き下げていくための取組を進めていくことである。

その際、人口の高齢化に伴い社会保障支出が急増することが見込まれるため、当審議会としては、高齢化の進展などの将来の人口の見通しを踏まえた中長期的な観点からの財政のあるべき姿を念頭に置き、我が国財政の持続可能性を確保していくことが不可欠と考える。

しかしながら、最近の状況をかながみると、様々な分野で、歳出圧力が増大してきており、それにより財政規律に緩みが生じかねず、市場の信認を損ないかねない状況となっている。

当審議会としては、中長期的な財政の持続可能性を見据えつつ、規律ある財政運営を確保していくべきとの認識の下、財政健全化の必要性・基本的考え方や、歳出改革に向けた基本的考え方を含む平成20年度予算の編成に係る諸問題を集中的に議論し、その審議結果を取りまとめた。本建議が平成20年度予算の編成及び今後の中長期的な財政運営にいかされることを期待する。

I 総論

1. 財政健全化の必要性

(1) 財政の現状と課題

我が国財政は、バブル経済の崩壊以降、1990年代を通じて、累次の経済対策の実施や、急速な高齢化に伴う経費の増大等によって、歳出規模が急増する一方、景気の低迷や減税によって税収が落ち込んでいた。近年の歳出削減努力や、景気回復などを背景とした税収の増加を受け、国債発行額は縮減しつつあるが、それでも新規国債発行額は平成19年度予算ベース（一般会計）で25兆円を超える極めて高い水準にあり、歳入の3割以上を国債発行に依存している〔資料Ⅰ－1参照〕。

この結果、今年度末において、我が国の普通国債残高は547兆円、国と地方を合わせた長期債務残高は773兆円、対GDP比で148%になると見込まれており、我が国の財政事情は、主要先進国の中で突出して最悪の水準にあるなど、極めて厳しい状況にあることに何ら変わりはない〔資料Ⅰ－2～4参照〕。

このように、我が国は、「平成20年度予算編成の基本的考え方について」（平成19年6月6日財政制度等審議会。以下「6月建議」という。）でも指摘したように、経済面では、バブル崩壊や金融危機への対応に追われる異常な局面を脱し、正常な状態を回復してきたが、財政面では、景気の拡大が続き、税収が

増加する中においても、なお大幅な財政赤字が生じ、大きな負担を将来世代に先送りするといった異常な状態が続いている。

現在までのところ、我が国においては、金利は低水準で推移しているが、債務残高が膨大になっている現状では、金利上昇に伴う利払費の増加圧力は極めて大きく、我が国財政は、金利上昇等に脆弱な体質となっている。

また、平成18年5月に厚生労働省が作成した「社会保障の給付と負担の見通し」によると、我が国は、中長期的には、平成18年度(2006年度)から平成37年度(2025年度)にかけて、国民所得は約1.4倍に増大する見込みとなっている一方で、社会保障給付費は90兆円から141兆円と約1.6倍に増大する見込みとなっており、そのための安定的な財源をいかに確保していくかなど、少子高齢化に伴う社会保障給付費の増大等の難題にも直面している〔資料Ⅰ－5参照〕。

このような状況の下、今後、更なる少子高齢化が進展する中で将来世代への負担の先送りとならないようにするとともに、金利の急激な上昇等を通じて国民経済に悪影響を及ぼさない財政運営を行っていく必要があり、経済成長を維持しながら財政健全化を図るべきである。「平成19年度予算の編成等に関する建議」(平成18年11月22日財政制度等審議会。以下「昨年の11月建議」という。)でも指摘したとおり、財政健全化は最大の成長政策の一つと言える。そのため、大胆な財政構造改革の断行に待ったなしで取り組むべきであり、歳出・歳入一体改革に全力を挙げて取り組むことが必要である。

(2) 財政の持続可能性

人口の高齢化は、主要先進国共通の課題であり、多くの主要先進国において、将来の人口の見通しを踏まえた長期にわたる財政の推計が行われている。「6月建議」においては、こうした諸外国における財政の長期推計の取組も参考にしつつ、高齢化に伴う社会保障支出の増加を踏まえた財政のあるべき姿を念頭に置く必要がある旨指摘したところである。

このような問題意識の下、当審議会においては、起草検討委員によって、EU委員会が加盟各国に適用しているものと同様の推計手法¹を用い、我が国財政の持続可能性についての分析を行い、審議を行った〔資料Ⅰ－6～10参照〕。分析においては、今後何らの収支改善努力を行わない場合、国・地方合計のプライマリー・バランスは、2007年度の対GDP比▲0.9%から、2050年度には▲4.5%程度にまで悪化すると見込まれ、また、その悪化に伴い、公債等残高²は、2007年度末の142%から、2050年度末には399%程度にまで達すると見込まれる。このうち、普通国債等残高は、2007年度末の109%から、2050年度末には371%程度になると見込まれ、その大部分を占めることとなる。このように、今後、現在の歳出・歳入構造を放置すれば、債務残高が累積的に膨らんでいき、我が国財政、とりわけ国の財政はいずれ持続不可能になるという分析結果となっている〔資

¹ 推計の手法については下記のURLを参照。

<http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseiseido/siryou/zaiseib191026/04.pdf>

² 公債等残高は、普通国債・地方債・交付税特別会計借入金の残高をいう。なお、(1)における長期債務残高は、この公債等残高に国の借入金等を加えたものである。

料Ⅰ－11、12参照〕。

次に、2050年度における公債等残高対GDP比を、例えばEUにおける通貨統合の条件であるマーストリヒト条約の収斂基準（対GDP比60％）の水準にとどめるためには、2007年度時点において、対GDP比で国・地方合わせて5.5％程度の恒久的な収支改善が必要となる。また、収支改善のための取組を2007年度ではなく、5年後の2012年度において行うとすれば、2050年度における公債等残高対GDP比を60％の水準にとどめるために必要な収支改善幅は6.2％程度へと拡大し、0.7％程度の追加的な収支改善幅が必要となる〔資料Ⅰ－13参照〕。

これに対し、「基本方針2006」で示された最大規模の歳出削減（14.3兆円）を実施し、かつ、高成長で移行することにより、2011年度に国・地方のプライマリー・バランスが均衡することを想定した場合であっても、2007年度時点において必要となる収支改善幅は4.1％程度となり、依然として相当な収支改善努力が求められる〔資料Ⅰ－14、15参照〕。

EUの長期推計においては、加盟各国が掲げている中期的な財政健全化政策を反映した場合に必要な各国の収支改善幅は、概ねゼロ、もしくは大幅に低下する結果³となっている。こうしたEU加盟各国との比較においても、EU加盟各国は財政健全化の取組により財政の持続可能性が確保されるのに対し、我が

³ EU主要先進国において、必要となる収支改善幅を中期的な財政健全化政策の反映前・後で比較した場合、以下のとおり。

英：3.4％→1.0％ 仏：3.2％→0.0％ 独：3.5％→0.1％ 伊：3.4％→▲1.0％

国が今後取り組むべき改革の道程は陰しく、プライマリー・バランスの黒字化はその一里塚でしかないことが示されている〔資料Ⅰ－16参照〕。

ちなみに、2050年度における公債等残高対GDP比の値を60%から100%に変更した場合であっても、必要な収支改善幅は3.5%程度と、なお相当な水準にある〔資料Ⅰ－17参照〕。

また、国の一般会計について同様の分析を行ったが、必要な収支改善幅は、国・地方を合わせた場合の数値とほぼ一致しており、国・地方の収支改善のほとんどすべては、国における改善を要するものであることが示されている〔資料Ⅰ－18参照〕。

このように、我が国財政の持続可能性を維持するためには、なお一層の収支改善努力を早期に行う必要がある。

2. 財政健全化の基本的考え方

政府においては、まずは、2011年度までに、国と地方を合わせたプライマリー・バランスを確実に黒字化し、さらに、2010年代半ばに向け債務残高対GDP比を安定的に引き下げることとしている〔資料Ⅰ－19～21参照〕。

2011年度までにプライマリー・バランスを黒字化するとの目標の達成については、経済財政諮問会議において、進捗状況の点検を行っているところ、本年10月に同会議へ提出された試算⁴によると、「基本方針2006」で示された最大規模の歳出削減（14.3

⁴ 「給付と負担の選択肢について」（平成19年10月17日経済財政諮問会議：有識者議員提出資料）中「試算Ⅰ：2011年度に向けての歳出の異なる姿（当面の選択肢）」

兆円)を実施し、かつ、名目成長率が4%近くにまで上昇するといった場合に、ようやく実現するかどうかというレベルにあり、とても楽観できる状況にはない。また、その場合であっても、プライマリー・バランスの対GDP比は、国▲1.4%、地方1.4%、合計0.0%というものであり、国の財政には、依然として大きな不均衡が残ると試算されている〔資料Ⅰ－22参照〕。したがって、「基本方針2006」等において示された方針に沿って、歳出・歳入一体改革を確実に実施する必要がある。その際、平成21年度(2009年度)までに、所要の安定的な財源を確保した上で、基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げることが法律(平成16年年金改正法附則第16条)で定められていることも踏まえる必要がある。

さらに、プライマリー・バランスが均衡した場合であっても、利払費を含めた財政収支の赤字は依然として残り、過去に発行された国債の元利払いは、そのまま将来世代の負担に先送りされることになる。また、債務残高そのものは利払費分だけ増加するため、我が国財政は、金利の上昇等に対し脆弱な状態が継続する〔資料Ⅰ－23参照〕。

このため、2010年代半ばに向けては、プライマリー・バランスの黒字化を達成した後も、国・地方を通じ収支改善努力を継続し、一定の黒字幅を確保するとともに、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高対GDP比を安定的に引き下げること確保する必要がある。その際、他の主要先進国においては、プライマリー・バランスだけではなく、利払費を含めた財政収支の均衡を財政健全化目標としていることも踏まえ、我が国においても、利払費を含めた財政収支の均衡を目指すことにより、債務残高をこれ以上増やさ

ない財政構造にしていくよう検討を行っていくことが必要である〔資料Ⅰ－24参照〕。あわせて、社会保障制度の持続可能性・安定性を確保する観点から、少子高齢化に伴い中長期的に増大することが見込まれる社会保障給付費のための安定的な財源の確保が必要である。

このような認識の下、財政健全化に向け、歳出面においては、引き続き歳出改革を徹底し、一層の削減努力を行うとともに、歳入面においては、国民共通の課題として、今後、早急に、本格的な議論を進め、消費税を含む抜本的な税制改革を実現させるべく、取り組んでいく必要があると考える。

なお、1－(2)で指摘したとおり、人口高齢化の進展を踏まえ、長期的に我が国財政の持続可能性を維持していくためには、一層の収支改善努力が必要であり、また、この必要な収支改善幅の大きさは、収支改善に取り組む時期が遅れば遅れるほど大きくなることから、徹底した歳出の見直しと、歳入増を伴う歳入面の改革について、早期の取組が求められるところである。

3. 歳出改革に向けた基本的考え方

(1) 平成20年度予算編成に向けた考え方

平成20年度予算は、「基本方針2006」で示された歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算である。財政健全化目標の確実な達成に向け、歳出圧力の高まっている社会保障、地方財政を始めとして、これまで行ってきた歳出改革の努力を

決して緩めることなく、最大限の削減を行うべきである。

このため、予算編成に当たっては、歳出全般にわたって、新規施策のみならず既存施策を含め、新たに必要な歳出を行う際は原則として他の経費の削減で対応することなどを行い、歳出の内容全般を徹底して見直す必要がある。また、決してばらまきによることなく、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施し、成長力の強化、地域活性化、生活の安全・安心等に資するよう、メリハリの効いた予算編成とすべきである。

(2) 独立行政法人等の見直し

独立行政法人については、引き続き各政策分野における歳出改革を行うとともに、本年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定することとされていることを踏まえ、事務・事業の徹底した見直しを行うことにより、財政支出の抑制を図るべきである。

また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号。以下「行政改革推進法」という。)に基づき、平成18年度以降の5年間で5%以上の人件費削減を基本とする改革を推進するとともに、職員給与等について国家公務員の給与水準を考慮して国民の理解が得られる適正な水準となるよう必要な見直しを行い、運営費交付金等の財政支出の抑制を図るべきである。

(3) PDCAサイクルの活用

限られた財政資金の効率的活用のためには、「Plan(予算編成)―Do(予算の執行)―Check(評価・検証)―Action(予算への反映)」のサイクルに従って、予算がどのように執行され、どのような成果が得られたのかを検証し、その後の予算編成に活用することが重要である。このような取組は、財政の透明性及び説明責任の向上にもつながるものと考えられる。

こうした観点から、平成20年度予算編成に当たっては、「6月建議」でも指摘したとおり、財務省が行う予算執行調査の結果、予算執行の状況や決算、会計検査院の決算検査報告、各府省が行う政策評価等を積極的に反映・活用すべきである。さらに、平成20年度から、予算書、決算書について、予算・決算と政策評価の連携強化の観点から見直し、表示科目と政策評価における政策とを原則として対応させた形で作成すべきである。

(4) 公会計情報の一層の充実・活用

企業会計の考え方を活用して国の財政状況に関する情報開示を行う取組については、「国の財務書類」の作成・公表が3年目に入り、相当程度の推進が図られたと考えられるが、さらに、財政の効率化・適正化に向けて、これらの財務書類の一層の活用を図っていくことが重要な課題となっていることから、財務情報の活用の促進等に向けて引き続き取り組むべきである。

Ⅱ. 各論

1. 社会保障

(1) 総論

ア. 社会保障給付と負担のバランスの確保

社会保障給付は、高齢化の進展等に伴い、平成18年度(2006年度)の90兆円から、平成37年度(2025年度)には141兆円まで、医療・介護を中心に、引き続き経済の伸びを上回って増大していくことが見込まれている。

「団塊の世代」が基礎年金の受給開始年齢に達する時期を目前に控える中で、社会保障制度の持続可能性・安定性を確保するためには、今後とも、給付と負担について制度全般にわたり不断の見直しを行っていく必要がある。

社会保障は国民生活に密接に関わるものであり、給付と負担の具体的な水準については、国民的な議論の中で選択していく必要がある。政府・与党においては、「安心できる社会保障・税制改革に関する政府・与党協議会」を立ち上げ、議論を開始したところである。

いずれにせよ、給付と負担は表裏一体であり、給付を抑制しないのであれば保険料・税といった国民の負担は増加し、負担の増加を抑制するのであれば給付を削減しなければならない、ということを示しつつ、社会保障制度が経済・財政とも均衡のとれたものとなるよう、今後とも給付と負担の見直し

に取り組まなければならない。その際、将来世代へ負担を先送りしないよう安定財源を確保していくことは何より重要である。

イ. 社会保障と財政

社会保障関係費は、国の一般歳出の半分に近づきつつあり、我が国の財政で、近年の最大の歳出増加要因である。財政全体の持続可能性の確保に向けて、社会保障関係費の抑制努力は不可避である。

特に、財政赤字が多額に上る現状において、現在の社会保障給付に係る公費負担のために必要な財源が現世代が負担する税財源で賄い切れていないことを重く受け止め、将来世代の負担増をできる限り抑制すべきである。また、世代間の公平を確保する観点からは、給付の抑制に加え、現世代の負担の先送りを早急に止めることが重要である。

ウ. 改革の視点

以上のように、社会保障制度自体及びそれを支える財政の双方の持続可能性を確保する観点から、制度の聖域なき不断の見直しを行う必要があるが、その際には、これまで当審議会で繰り返し提起してきたように、

- ・ 医療・介護等のサービスコストの抑制
- ・ 自助と公助の役割分担（公的分野が関わるべき内容・範囲の重点化）
- ・ 世代間の公平の確保（年齢を問わず負担能力に応じた

公平な負担)

といった視点からの精査が重要である。

エ. 当面の課題(平成20年度予算)

「基本方針2006」においては、「過去5年間の改革(国の一般会計予算ベースで▲1.1兆円(国・地方合わせて▲1.6兆円に相当)の伸びの抑制)を踏まえ、今後5年間ににおいても改革努力を継続する」とされたところである。

平成20年度についても、「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定。以下「基本方針2007」という。)において、「これまで行ってきた歳出改革努力を決して緩めることなく、…『基本方針2006』に則り、最大限の削減を行う」とされており、この方針に沿って、歳出改革に取り組むべきである。特に、平成20年度は、診療報酬・薬価改定の年でもあり、国民負担の軽減や公平の観点も踏まえ、医療を中心に削減努力を行っていくべきである。

また、こうした改革努力の継続と併せて、社会保障給付に必要な税負担の将来世代への先送りを断ち切らなければならず、基礎年金国庫負担割合の引上げのための財源も含め、社会保障給付のための安定的な財源確保の方策についても、早急に幅広い検討を行っていくことが必要である。

(2) 医療

ア. 医療制度の現状と課題

① 医療給付費等の動向

我が国の医療費は、高齢化の進展等に伴い、毎年度3～4％程度(1兆円程度)増加している⁵。医療費から患者負担を除いた医療給付費でみても、今後更なる改革を行わなければ、平成18年度(2006年度)から平成27年度(2015年度)までの間に1.3倍となり、特に高齢者医療給付費については1.5倍となる見込みである。これは、医療給付費は引き続き経済の伸びを上回って増大することを意味し、保険料・税負担といった国民負担も大幅に増大していくことになる。今後とも、「団塊の世代」の高齢化などを背景に、現役世代の減少が続くことが見込まれている中で、現役世代の負担が過度なものとならないようにし、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくためには、早急に更なる改革に取り組む必要がある。

また、財政面からみても、平成19年度の医療費国庫負担は8.4兆円に上り、社会保障関係費の約4割を占めている。今後、高齢化の進展に伴い、公費負担割合の高

⁵ 我が国の医療費の対GDP比が国際的にみて低いとの指摘があるが、医療費の国際比較については、そもそも国ごとに制度等が異なっていることに留意する必要がある、

- ・ 我が国の医療費は、諸外国を上回る高齢化の進展等により、今後、経済の伸びを上回って大きく増大する見込みであり、それに伴い、医療費の対GDP比は、今後、更に増大すると見込まれていること、
- ・ 一方、例えば、保険料・税で負担している公的医療費(医療費のうち自己負担や民間保険を除いたもの)の対GDP比で比較すると、現在でも、我が国はOECD平均を上回っていること、
- ・ さらに、フランス、ドイツでは公的医療費の対GDP比が高いが、これらの国では国民負担(社会保障料負担+税負担)の水準も我が国と比較して高水準にあること、
- ・ 他方、我が国の一般政府総支出(中央政府、地方政府及び社会保障基金の支出)に占める公的医療費の割合は、主要国ではアメリカに次いで高いこと

等も考慮する必要がある、医療費の対GDP比の比較のみで医療費の在り方を議論することは困難である。

い高齢者医療給付費が増大することにより、公費負担の比重が高まっていくことが見込まれており、財政健全化の観点からも、医療費国庫負担の抑制が課題となっている。このため、医療給付費の伸びの抑制とともに、医療保険制度における国庫負担の在り方についても検討していく必要がある。

② 医療のコスト構造

「6月建議」でも指摘したとおり、高齢者医療費は高齢化の進展（高齢者数の増加）により今後とも大幅な増大が見込まれているが、一人当たり医療費でみても若人の約5倍となっており、諸外国の2～4倍に比べ高水準にある。さらに、都道府県別にみても最大で1.5倍の格差があることを踏まえれば、是正余地は大きいと考えられる。

また、諸外国と比較して、病床数が多く（諸外国の2～4倍）、入院日数が長い（諸外国の3～5倍）、外来患者の受診回数が多い（諸外国の2～5倍）、高額医療機器数が多い（CTやMRIはOECD加盟国中最多）といったことに加え、引き続き医療機器に相当の内外価格差があるといった医療費水準の押上げ要因も多く存在しており、こうした点も是正していく必要がある。

③ 医薬品のコスト構造

後発医薬品の使用状況をみると、数量ベースで16.8%（平成16年度）であり、米国・英国・ドイツの3分の1程度に

とどまっている。先発品と後発品では成分や効能が同じでも1.5倍～3倍の価格差があり、先発品を使用すれば、その分、患者負担に加え、保険料・税負担も増加することになる。現在、保険給付されている「後発品のある先発品」は金額シェアで35%（平成17年度の調査）もあり、「6月建議」でも示したとおり、単純に機械的な試算をすれば、これにより国民の負担が全体で約1.3兆円（患者負担：約0.2兆円、保険料負担：約0.6兆円、公費負担：約0.4兆円）重くなっている。このように、薬剤費の削減余地は大きいと考えられ、後発医薬品の使用促進のための方策を様々な観点から検討する必要がある。

さらに、薬局で自費購入できる一般用医薬品と成分が同じであるにもかかわらず保険適用されている医療用医薬品があるが、こうした市販類似薬まで保険財源で賄うことは適当かという問題がある。また、医療用医薬品の飲み残しの問題も指摘されている。

④ 医師確保への対応

いわゆる医師不足問題については医療費の抑制が背景にあるのではないかと指摘があるが、医師数自体は全体で見れば毎年3,500人～4,000人程度増加しており、医療費総額の水準が医師数に影響を与えているという状況ではないと考えられる。

特定の地域や診療科等におけるいわゆる医師不足問題については、大学病院の医師派遣機能の低下や病院

勤務医の厳しい勤務環境など、その背景となっている実態一つ一つに焦点を当てた対応を的確に行っていく必要がある。したがって、医師を一律に論ずるのではなく、区々の状況に応じた対応を検討すべきである。その際、開業医が期待されている役割を担っているか再評価するとともに、病院における医師、看護師などの医療従事者等の役割分担の見直し等を行うことにより、コストの抑制も図っていくことが重要である。

イ. 今後の改革の方向性

上記のとおり、我が国の医療給付費等の動向や厳しい財政事情などを踏まえれば、医療給付費の伸びの抑制は喫緊の課題であり、持続可能な医療保険制度の構築のためにも、財政健全化のためにも、医療分野の見直しは不可欠である。

「基本方針2006」においては、公的給付の内容・範囲の在り方、診療報酬の在り方、薬剤費の在り方などについて見直しを行い、更なる給付の重点化・効率化に取り組むとされているところであり、さらに、「基本方針2007」においては、医療供給コストの低減に向けて、実効性のある改革の取組を進め、平成20年度予算から順次反映させることとされている。今後、これらに沿って、

- ・ 国民負担の軽減の観点から、医療サービス提供コストの縮減・合理化を進めること。
- ・ 保険料・税で支える公的医療給付については、サービス

産業としての総医療費と峻別し、真に必要なものに給付の範囲の重点化を図ること。

- ・ 世代間・世代内の公平を図る観点から、年齢を問わず負担能力に応じて負担する仕組みとすること。

等の改革に取り組んでいく必要がある。

その際、当審議会としても、公的給付の重点化や患者負担の見直しなどに関する具体的な方策について、これまでも様々な指摘を行っているところであり、引き続き聖域なく検討していく必要がある〔資料Ⅱ－１－１参照〕。

なお、平成20年度から実施することとなっていた70歳～74歳の医療費自己負担の引上げ等については、高齢者の置かれている状況に配慮し、激変緩和を図るという観点から、1年間の凍結等を行うこととなった。しかしながら、世代間・世代内の公平や制度の持続可能性の確保といった18年医療制度改革の理念や方向性は堅持すべきである。今後、こうした考え方をより強化する方向で、財政健全化との整合性の観点も踏まえながら、給付と負担の在り方を検討していく必要がある。

ウ. 平成20年度の課題

平成20年度予算において概算要求基準における国費削減▲2, 200億円を確実に達成するためには、上記のように様々な課題があり、また、国庫負担が社会保障関係費の4割を占め、今後とも増大することが見込まれている医療分野を中心に削減努力を行っていく必要がある。

このため、「基本方針2006」及び「基本方針2007」も踏まえ、平成20年度予算においては国民負担の軽減や公平の観点から、以下の項目を始め、聖域を設けることなく削減方策を検討していく必要がある。

① 診療報酬改定

医療費については、上記のとおり、診療報酬単価等を一定としても、今後とも増え続ける見込みである。医療費は保険料や税といった国民の負担で賄われていることを踏まえれば、医療機関等に対し医師等の人件費を始め経費の縮減・合理化努力を引き続き求めていく必要がある。

その際、これまでの診療報酬本体の改定率を保険料・税を負担する国民の賃金や物価の動向と比較してみると⁶、近年のデフレの期間だけをみても、引き続き大きな乖離（3.6％程度）があり、これを是正する方向で見直していく必要がある〔資料Ⅱ－1－2参照〕。

また、診療所と病院を比較してみると、

- ・ 診療所常勤医師と病院常勤医師では、若手医師を中心に従業時間に大きな差があること。
- ・ 休日・時間外診療を実施している診療所は少なく、診療所における休日の診療患者数や往診患者数も近年減少傾向にあること。
- ・ 一方、平成19年6月の調査によれば、法人診療所の

⁶ 医療費の約5割は医師等の人件費であり、約3割は物件費となっている。

開業医の年収は病院勤務医の約1.8倍となっており、主に開業医の報酬となっている個人診療所の収支差額も病院勤務医の給与等の約2.0倍となっているなど大きな格差があること〔資料Ⅱ－1－3参照〕。

- ・ そうした中で、診療報酬の中には、同様の診療行為であっても、病院に比べ診療所の方が高い点数となっている例もあること。

などを踏まえれば、全般的に診療所に手厚い診療報酬の配分を見直し、診療科間等でメリハリを付けつつ、全体として効率化を図る必要がある。

あわせて、検査等のいわゆる「もの代」に加え、医療技術の進展と普及に伴い相対的に治療効果が低くなった技術や診療報酬で賄う必要性の乏しいものなど、効率化余地があると思われる領域については、国民負担の軽減を図る観点から、厳しく評価の見直し・適正化を行っていく必要がある。

また、医療機関にコストの抑制を促す観点から、包括払い化を一層推進すべきである。

さらに、平成20年度に創設される新たな後期高齢者医療制度における診療報酬体系についても、長期入院や頻回受診・重複投薬などの高齢者医療の現状等を踏まえ、制度の持続可能性を確保する観点から、効率化を図っていく必要がある。

② 後発医薬品の使用促進・薬価等の改定

後発医薬品の使用促進については、平成24年度までに数量シェアを30%（現状から倍増）以上とすることが目標となっている。この目標の達成に向けて平成20年度から一定の進捗が図られるよう、普及のための環境整備を積極的に進めるとともに、使用促進のための効果的な措置を講ずるべきである。

また、薬価や医療材料価格については、市場実勢価格に応じた引下げを行うことは当然であるが、さらに医療機器の内外価格差の縮小等を通じ、薬剤費等の徹底した合理化を図る必要がある。

③ 被用者保険間の財政調整

医療保険制度においては、これまでも負担の公平の観点から、老人保健制度や退職者医療制度の創設などを順次進めてきたところである。さらに、平成15年の閣議決定（「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」）においては、「保険者の自立性・自主性を尊重した上で、医療保険制度を通じた給付の平等、負担の公平を図り、医療保険制度の一元化を目指す」とこととされているところである〔資料Ⅱ－1－4参照〕。

こうした中で、政管健保と健保組合の格差はこれまで国庫補助（平成4年度から給付費の13%）により調整してきたが、健保組合の平均保険料率は低下を続けており、所得や年齢の格差を背景に政管健保の保険料率（82%）との格差は総報酬制を導入した平成15年度の6.5%か

ら平成18年度の8.8‰と拡大傾向にある。

また、健保組合の中でも保険料率に31‰から95‰超まで大きな格差があり、高齢化や所得の低下など保険者努力が及ばない部分で保険運営が行き詰まり、解散して政管健保に加入しているケースもある。

これらの格差の状況に加え、厳しい国の財政状況を踏まえば、国庫補助による調整には限度がある。むしろ、所得などの保険者努力が及ばない要因については、各保険者の自主性・自立性には配慮しつつ、保険料によって調整を行うことが適切である。このように、政管健保か健保組合かといった区分を超えて、個々の保険者の状況に応じ、きめ細やかな調整を行うことが、負担の公平を図り、保険運営を安定化させる上で重要である。また、結果として、政管健保の国庫補助も縮減することが可能となり、高齢化の進展等により増加することが見込まれている公費負担の給付費に占める割合の上昇を一定程度抑えることも可能となる。

また、医療費適正化については、制度改革による取組を進めていく必要があるが、あわせて各保険者や個々の被保険者の努力を促していくことも重要である。こうした中で、保険者努力が及ばない年齢や所得による保険者間の格差を解消すれば、保健指導やレセプト点検など医療費適正化等の保険者努力が保険料に一層明確に反映されるようになる。その結果、医療費適正化努力などの面で保険者の自主性や自立性が強化され、各被保険者による

保険運営に対するチェックや医療費適正化努力を促すことが可能となると考えられる。

(3) 生活保護

生活保護は、最後のセーフティネットとしての機能を有するものであるが、扶助基準や執行状況によっては、モラルハザードを生じかねず、かえって被保護者の自立を阻害する一方、一般低所得世帯等からの不公平感をもたらす懸念もある。

こうしたことから、「基本方針2006」において、生活保護制度の改革に取り組む必要性が指摘されているところであるが、当審議会としても、既に「昨年の11月建議」において、生活保護の改革に向けて、生活扶助基準の水準や級地別基準を始め広範にわたる論点について、見直しの基本的な方向性に関する指摘を行ったところである。

こうした観点も踏まえ、生活保護について、平成19年度予算においては、リバースモーゲージの優先適用、母子加算の見直し等の改革を実施したところであるが、引き続き、平成20年度予算においても、生活扶助基準の在り方など残された課題について必要な見直しに取り組んでいくべきである。

(4) 介護

介護保険については、平成12年(2000年)の制度創設以来、高い給付費の伸びが続いており、平成18年(2006年)5月

の厚生労働省試算によれば、今後とも経済の伸びを大きく上回って給付費が増大し、平成37年度(2025年度)までに、金額で約2.6倍、対国民所得比で約1.7倍に増加することが見込まれている。

仮に、こうした給付の伸びを放置すれば、介護給付のための保険料・税負担を継続的かつ大幅に引き上げていかざるを得ないことから、制度を持続可能なものとしていくためには、引き続き、給付の伸びの抑制努力に取り組んでいかななくてはならない。

また、給付の現状を見ると、例えば、

- ・ 要支援・要介護認定率が年々上昇していることから、高齢者数の増を大きく上回るペースで要支援・要介護の認定者数が増加してきているが、要支援・要介護認定率については大きな地域差が見られること。また、この傾向は特に軽度者について顕著となっていること。
- ・ 要支援・要介護認定の2次判定における重度変更率についても、地域によって大きく異なっていること。
- ・ サービス受給者一人当たり費用でみると、居宅サービスにおいて一定の伸びが見られるところであるが、居宅サービスについては地域差も大きいこと。
- ・ 施設利用率についても地域により大きな違いがあるが、施設利用率の高い地域ほど高齢者一人当たり給付費が高くなる傾向にあること。

等の状況が見て取れるが、こうしたことから、給付の合理化・効率化を行っていく余地は残されていると考えられる。

このため、要介護認定の適正化・厳格化を更に進めるとともに、

ケアプラン点検や不正請求チェックの強化など公正で効率的な介護保険運営を確保するための取組や、地域社会に根ざした介護を一層推進していくための取組を進めていく必要がある。さらに、次期事業計画（平成21年度～平成23年度）に向けて、サービス提供コストの縮減・合理化、利用者負担や公的保険給付の範囲の見直し等の改革を進めていくべきである。

なお、平成18年度から実施されている介護予防サービスについては、まずはその費用対効果を検証していくことが重要であり、その結果を踏まえ必要な対応を検討していくべきである。

（5）年金

国民の公的年金制度に対する信頼の回復のため、公的年金制度の事業運営体制については、平成22年1月の日本年金機構の設立に向け、一層の効率化・合理化等に取り組むべきである。その際、国民年金の未納・未加入問題については、引き続き、保険料納付率の向上のための徹底した取組が求められる。

また、当面の課題である年金記録問題への対策を着実に進めなければならない。その際、国民の理解が得られるよう、資産売却や既定経費の節減といった財政の合理化努力を徹底的に進め、対策経費に係る財源をできる限り確保していく必要がある。

年金制度については、平成16年の年金制度改革により、長期的な給付と負担の均衡を図る観点からマクロ経済スライド等が導入された。あわせて、この制度改革の一つの柱である基礎

年金国庫負担割合の引上げについては、平成16年の年金改正法附則において、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに2分の1へ引き上げるとの道筋が規定されている。平成21年度における所要額は約2.5兆円と見込まれているところであるが、将来世代へ負担を先送りすることのないよう、具体的な安定財源(税財源)を確保していくことが不可欠である。

今後、法律の規定に基づく年金財政の検証を平成21年までに行うこととされているが、制度の安定性や公平性の観点から、引き続き不断の見直しについて議論を進めていく必要がある。

(6) 少子化対策

昨年末の新人口推計において、今後一層の少子高齢化が進行し、本格的な人口減少社会が到来するとの見通しが示され、少子化対策は喫緊の課題となっている。こうした中、本年2月以降、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が開催され、諸外国における少子化対策の成功例を含めた広範な検討が行われてきた。その結果、フランスやスウェーデンなど、出生率の回復が実現している国における共通の特徴として、子育ての負担を緩和する多様な働き方が可能となっていることや、財政投入を含めた施策については、保育サービスの充実等、仕事と家庭(家事・育児・介護等)の両立支援を軸に展開されてきたことが示されている。

我が国においては、諸外国と比較しても特に厳しい財政状況

の下で、予算を伴う措置については、限られた財政資源をより効率的かつ効果的に活用する視点が重要であり、少子化対策のメニューの中でも優先順位を十分に考慮し、重複を排除して実施することが重要である。

その際、少子化対策に要する費用を現世代で手当せず、将来の世代に負担を先送りにすることは本末転倒である。上記の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の中間報告（平成19年6月1日）においても、「次世代育成支援の費用は、これを次世代の負担によって賄うことのないよう、必要な財源は現時点で手当しなければならないものである。」とされているところであり、少子化への対応という名の下で、財源の手当なく安易に財政支出を拡大することは厳に慎まなければならない。

また、少子化への対応として、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会全体の意識改革、仕事と家庭の両立が可能な働き方の見直しなどは国・地方に加えて企業の果たすべき役割が重要である。さらに、介護サービスが社会化される中で、地域や家族の役割の見直しも含め、社会全体が一体となった幅広い取組を進めていくことが重要であり、そのための費用負担の在り方についても、国・地方、企業、本人の負担なども含めた広範な検討を行うことが重要である。

（7）雇用

雇用については、平成19年度予算において、雇用保険の国庫負担の削減や雇用保険3事業の見直しを行ったところである

が、今後とも雇用保険財政や各事業の内容を不断に精査し、所要の改革に取り組むべきである。

雇用情勢については、全体的には改善しているところであるが、フリーター（特に就職氷河期に就職期を迎えた年長のフリーター）やニートといった若年者の雇用問題や、地域ごとにばらつきがあること等、厳しさも残っている。

さらに、少子化の進行や労働力人口の減少といった状況を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスを求める声の高まりや、女性、高齢者、障害者などがそれぞれの状況に応じた多様な働き方を実現できるような社会の実現といった課題への対応が重要となっている。また、働く意欲のある国民すべてが、自らの選択により社会の支え手として働けるような環境整備が必要である。その際には、雇用のみならず、多様な就業形態を推進できる環境整備も求められる。

こうした課題に対しては、企業や地域の主体的な取組が求められるところであるが、政府の雇用対策としては、既存の施策の見直しを進めていく中で、多様な働き方の実現や雇用情勢の弱い地域に配慮した就業機会の確保等について重点化を図りつつ、対応していく必要がある。

2. 地方財政

（1）地方歳出の抑制

最近の地方財政対策の状況を概観すれば、地方交付税の

法定率分に加えて、地方の財源不足の半分を国が追加的に財源負担する状態が平成8年度以降続いてきた。加えて、平成11年度の恒久的減税に係る地方税減収額の4分の3、国税減収に伴う交付税減少額の半分を、それぞれ国が負担してきた。こうした国による追加的な財源補填措置の総額は最近10年間ほどで約50兆円にも達している。このような地方財政の悪化を抑えるための補填措置等も加わり、国の財政状況が急速に悪化した。

地方財政については、近年、地方税収の増加等を背景に、プライマリー・バランスのみならず財政収支についても黒字化し、債務残高が減少するなど、国とは対照的に、地方の財政状況は改善している。〔資料Ⅱ－2－1参照〕。

そうした中、地域間格差是正論との関連で、地方団体から「三位一体改革期間中の地方交付税の5兆円の削減が地方の窮状の原因であり、削減額を復元すべき」との趣旨の主張がなされている⁷。

「5兆円の削減」とは同期間中の臨時財政対策債の減少(▲3.0兆円)を含めた額であるが、臨時財政対策債は地方財源不足に際して特例的に発行される赤字地方債であり、歳出削減努力を通じて縮減していくべきものである〔資料Ⅱ－2－3参照〕。し

⁷ 「三位一体改革と同時に、5兆円に上る地方交付税の削減が行われたため、小規模市町村をはじめ、地方は厳しい財政運営を強いられる結果となり、この間の改革は残念ながら地域の活性化には必ずしもつながらなかった」(「第二期地方分権改革」への提言[平成19年7月全国知事会])。〔資料Ⅱ－2－2参照〕

「国はまず、三位一体改革の過程で分権改革とは無関係に地方交付税を大幅に減額し、格差拡大を招いた責任の一端を受け止め、すみやかに住民生活を踏まえた必要な地方交付税の復元を行うべきである。」(21世紀臨調「知事・市町村長連合会議」緊急アピール[平成19年10月18日])

かも、三位一体改革期間中(平成15年度～平成18年度)、地方税が2.7兆円増加する一方、地方交付税は▲2.2兆円の減少にとどまっており、地方税と地方交付税を合わせた地方の一般財源総額は0.6兆円増加している。また、平成19年度(予算)までみた場合は、一般財源総額は2.7兆円(税源移譲分除き)と更に増加している。

そもそも、地方税が増加している中で地方交付税を増額するということは、地方歳出総額を増やすということを意味するが、これは、国・地方を通じた歳出改革路線に逆行するものである。国・地方合わせて対GDP比148%もの膨大な債務を抱え主要国中最悪の財政状況にある中、財政健全化は喫緊の課題であり、このような主張を行うことは適切ではない。

平成15年度以降、地方歳出の抑制等により、国と地方が折半で負担する財源不足の縮小を進め、平成19年度予算においてその解消を実現したところであるが、地方歳出の改革努力を緩めることによりこの流れを逆行させるようなことがあってはならない。平成20年度予算においても、地方公務員人件費を始めとして地方歳出に関して様々な問題点が指摘されていることも踏まえつつ、引き続き、「基本方針2006」に則って最大限の削減を行い、地方歳出を厳しく抑制していく必要がある。

また、国としても、地方向け補助金等については、国と地方の役割分担、国及び地方を通じた行財政のスリム化等の観点から見直しを行い、その抑制を図る必要がある。

(2) 地域間財政力格差の是正

地方全体の一般財源が増加する中、「地方の窮状」が議論されているが、それは、一般財源の配分の問題、とりわけ地方財源の主力である地方税の地域間格差の問題であると言える。

地方団体間での財政力格差について見ると、大幅な財源不足額を地方交付税で補填している団体がある一方、東京都及び23区では、基準財政収入と基準財政需要の差額である財源超過額(1.6兆円)と標準的な地方税收等の25%である留保財源(1.5兆円／推計値)の合計が基準財政需要(3.1兆円)と概ね等しい水準に達している。これは、東京では、地方税收を始めとする自主財源により、標準的な水準の概ね2倍の行政サービスが可能であることを意味する〔資料Ⅱ－2－4参照〕。

財政力格差の調整に関し、当審議会では「6月建議」において、地方交付税制度創設時は28%程度であった地方税收比率が、現在は43%程度となるなど地方税財源が充実してきている一方、財政調整は垂直的調整のみによっており、国による財政調整の負担が極めて大きくなっていることを指摘した。その上で、国際的にみても、日本と同程度の地方税收比率であるドイツ・北欧では水平的調整により地域間財政調整が行われていることなどを踏まえれば、我が国においても、自治体間の水平的な財政調整制度の導入について検討すべき旨提言したところである〔資料Ⅱ－2－5、6参照〕。

地方法人二税は、本来、各自治体の経済規模に応じた税收が期待し得る税目である。しかしながら、東京の法人二税のシェ

ア(25.8%)は県民総生産のシェア(17.6%)を8.2%ポイント上回っており、経済規模の差以上に税収の東京一極集中が進んでいる。こうした現象の背景には、グローバル化やICT化等に伴う企業の組織・活動形態の変化があると考えられる。すなわち、分社化、フランチャイズ化、海外進出、ICTを通じた販売網の構築などにより、全国ベースで生産・販売活動を行っている会社の収益が本社に集中しやすくなっており、そのことが経済規模のシェアと税収シェアとの乖離の要因の一部となっている可能性がある。同一法人内の本店・支店間で従業員数や事業所数に応じて課税ベースを分けるといった法人二税の分割基準は、このような企業活動の構造変化に十分に対応できていないと考えられる〔資料Ⅱ－2－7、8参照〕。

こうした点を踏まえれば、現在の地方法人二税の在り方を抜本的に見直し、例えば、地方法人二税を地方の共同財源として位置付けた上で全国的に再配分するなど、各地域の経済活動の大きさと税収とができるだけ乖離しないような仕組みとすることが考えられる。

このような方法により、地方の共同財源的な形で地方法人二税を水平的に調整することは、「自立した自治体が国に依存せず、相互の連携・連帯によって支え合う⁸」という地方分権の本来の姿に一步近づくものであり、分権推進の観点からも真剣に検討されるべきであると考ええる。

地域間の税収偏在是正のため、偏在度の高い地方法人二

⁸ 「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」（平成19年5月30日地方分権改革推進委員会）より。

税を国税化し、それと同額の国の消費税を地方消費税とすべきとの議論がある。これについては、消費税は、世代間の公平を確保しつつ、今後増大する社会保障給付を安定的に賄う財源として極めて重要な税目であることを踏まえる必要があり、地域間格差是正の観点のみから消費税の在り方を検討するべきではないと考える〔資料Ⅱ－2－9参照〕。

(3) 地方の社会保障関係経費

社会保障に必要な財源を安定的に賄う財源として消費税を考える場合の論点の一つに、地方における社会保障関係経費をどのようにとらえるかとの問題がある。「社会保障給付に係る公費負担以外に、地方においては福祉を担うマンパワー等の負担が大きく、それに見合った地方の財政基盤確立が必要」との趣旨の議論が地方行政関係者からなされている⁹。総務省が整理している地方における社会保障関係経費は、人件費や建設事業費など、厚生労働省が公表しているいわゆる「社会保障給付費」に含まれていない広汎な経費が対象となっている〔資料Ⅱ－2－10、11 参照〕。その具体的内容は必ずしも明確でない部分があり、地方消費税の使途との関係を論ずるに当たっては更なる分析が必要であるが、少なくとも、以下のような問題点を踏ま

⁹ 「地方としては、公費負担という役割分担は当然のことだが、制度運営に必要な職員を配置する、いわゆる対人社会サービスが大きな役割を担っているところである。したがって、これからも全体としての伸びを抑制する中で、ますます重要性が増すことが見込まれる対人社会サービスの担い手として、いわゆる地方団体の役割に見合った地方財政基盤の確立をしっかりとしなければその役割を果たせないと考えている」（「第12回社会保障の在り方に関する懇談会（平成17年9月26日）」における総務省発言）

えつつ、全国一律の税率の下、全国民共通の負担となる地方消費税の使途としてふさわしい経費かどうかを、今後更に検討する必要がある〔資料Ⅱ－2－12参照〕。

- ・ 地方の社会保障関係経費には、東京都23区で行っている中学生までの医療費無料化に要する経費など、各地方団体が独自判断で実施している上乗せ給付に係る経費が含まれている。このような自治体毎に給付の有無や給付内容が異なる経費は、全国一律の税率による地方消費税の使途として適切ではないと考えられる。
- ・ 市町村の福祉職職員の平均給与は民間保育士の給与の1.7倍である¹⁰など、地方の福祉職職員の給与は民間よりも相当高額となっている。また、公的病院と民間病院の医療従事者の給与を比較すると、看護職員は1.3倍、医療技術員及び事務職員は1.6倍、技能労務員は1.9倍など、医師以外の医療従事者については、公務員給与が民間給与を大幅に上回っている。このような民間と比べて高額な人件費を地方消費税により賄うことが、果たして納税者の理解を得られるのか極めて疑問である〔資料Ⅱ－2－13、14参照〕。

3. 公務員人件費

極めて深刻な財政事情の下、将来世代へ負担を先送らぬよう、歳出・歳入一体改革を更に進めていくため、まず政府自らが公務

¹⁰ 市町村福祉職の85%が保育士。

員人件費の改革を着実に推進し、広く国民の理解と協力を得ていくことが不可欠である。

公務員人件費については、「基本方針2006」において、定員・給与両面での歳出改革の具体的内容が定められ、「基本方針2007」において、「基本方針2006」で示された歳出削減(2.6兆円程度)を上回る削減を目指し、具体化することとされており、平成20年度においても、国・地方を通じ、これまでの改革を緩めることがあってはならない。

(1) 国家公務員等

国家公務員の定員については、平成19年度予算において、5年間で5.7%の純減目標の単純年割(実施時期の特定しているものを除く。)を大幅に上回る純減を確保しているが、平成20年度においても、これを緩めることなく、所要の純減を確保する必要がある。自衛官については、行政機関の定員純減に準じて実員の純減を行うこととされており、着実に進めて行く必要がある。さらに、国会、裁判所等についても行政機関に準じた取組を引き続き行うことが重要である。

国家公務員の給与については、月例給+0.35%、ボーナス+0.05月と9年ぶりにプラスの人事院勧告が出されていた。しかし、厳しい財政事情や現下の経済社会情勢、国民世論の動向等を勘案し、指定職俸給表の適用を受ける職員及び内閣総理大臣、国務大臣等の国家公務員の給与改定を見送ることが閣議決定され、10年ぶりに人事院勧告の実施が一部見送ら

れた。その際、閣議決定において、「基本方針2007」において公務員給与について地域の民間給与をより一層反映させるとされていること等を踏まえ、人事院に対し、地域における官民給与比較の在り方を含め、民間給与をより一層反映するための更なる方策について検討を行うよう要請された。

平成20年度においても、以上の定員・給与両面での取組を適切に予算に反映していく必要がある。

また、その他の手当については、平成19年度において、在外公館職員の在勤手当及び自衛官に対する手当を見直しており、平成20年度においても、これらの手当を含め、支給水準等について引き続き精査し、見直しを進める必要がある。

在勤手当について、平成20年度概算要求・要望は、前年度予算を大幅に上回る水準となっているが、「昨年の11月建議」も踏まえつつ、一層の節減・合理化を進める必要がある。特に、在勤手当の大宗を占める在勤基本手当について、国内の国家公務員給与をめぐる厳しい議論をも踏まえ、在外勤務に真に必要な追加的経費として妥当な金額かなど、個々の要求項目を精査し、手当の水準の抑制を図るべきである。

自衛官に対する手当については、「昨年の11月建議」でも指摘したように、手当存置の根拠及び手当相互の関係の合理性等の観点から、必要な見直しを行っていくべきである。

独立行政法人、国立大学法人、特殊法人等においても、国家公務員の総人件費改革を踏まえた改革を引き続き推進し、財政支出の抑制に反映させなければならない。また、国家公務員の給与水準を考慮して国民の理解が得られる適正な給与水

準とするよう必要な見直しを行うべきである。

(2) 地方公務員人件費の抑制

地方歳出の抑制を進めるに当たっては、地方一般歳出の3分の1以上を占める人件費の取扱いが重要である。「基本方針2006」において、地域の民間給与水準への準拠の徹底、5年間で▲5.7%の定員純減等の削減方策が示されており、こうした方策を着実に実施し、地方財政計画に反映させていく必要がある。また、決算額が地方財政計画額を上回っていることを踏まえ、執行面においても更に改革を進め、実際の地方団体の人件費を抑制することも重要である。

ア. 国家公務員の給与水準との比較

当審議会では「6月建議」において、国家公務員と地方公務員の給料に関するラスパイレス比較について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、職責の要素を勘案した比較を行うべきである旨指摘した。これについては、職責のみによる比較では不十分であること、また、職責によるラスパイレス比較では「わたり」などの不適正な昇格運用による給料上昇を的確に把握できないとの指摘がなされていた。

本年7月に総務省から、都道府県・政令市について、学歴、経験年数、職務の級の3要素について国家公務員との比較が可能となるデータが公表された。こうしたデータを活用しつつ、上述の指摘を踏まえ、

- ・ 職責に加え、学歴、経験年数の3要素が同一となるような職員同士の給与水準を比較する指数(給与水準指数)とともに、

- ・ 「わたり」等の不適正な昇格運用による級別職員構成の歪みが指数に反映されるよう、給与水準を一定とした上で国と地方の職員構成を比較する指数(職員構成指数)

をそれぞれ求め、両指数を掛け合わせることで人件費全体を比較する新たな「人件費指数」を公表されたデータをもとに計算したところ、国家公務員よりも地方公務員(都道府県・政令市)が10%程度上回るとの結果となった〔資料Ⅱ-3-1、2参照〕。これを参考にしつつ、一層のデータ開示も含め、更に議論を深めていく必要がある。

「6月建議」でも指摘したように、地方公務員の級別職員構成は国家公務員と比べて上位級に偏っており、今回の結果は、そうした実態が反映されているものと考えられる。級別職員構成の比較に関しては、国と地方では業務の内容が異なることから組織形態が異なって当然であるとの指摘もある。しかしながら、地方公務員は住民と向き合う現場業務が多く、管理職が少なくなる結果、高位級の割合が低くなるということであるならばともかく、高位級の割合が高くなるという現象は、地方公務員と国家公務員の業務内容の相違から合理的に説明することは困難であると考えられる。

こうした分析結果を踏まえ、地方公務員の給与水準のみならず、級別の職員構成の歪みを是正し、各自治体において人件費総額の適正化を図るべきである。さらに、国と同水

準に下げればよしとするのではなく、地域の民間給与との比較についても、適正化が必要であることは当然である。

イ. 技能労務職の給与について

技能労務職の給与については、「6月建議」において指摘したように、その水準が国家公務員や同種の民間労働者と比べて極めて高い水準となっている。そうした現状を踏まえ、「基本方針2007」においては、技能労務職を中心に地域の民間給与のより一層の反映を図ることとされており、「基本方針2006」で示された歳出削減の上積みを図ることが求められている。

本年4月及び7月に総務省より技能労務職と同種の民間労働者との給与水準の比較が公表された。これによると、清掃職員で最大1.71倍、学校給食員で最大2.41倍、用務員で最大2.63倍、自動車運転手で最大2.76倍、電話交換手で最大3.09倍など、地方公務員給与が民間給与を大幅に上回っている実態が明らかとなった。

こうしたデータ等を踏まえ、地方財政計画上の給与関係経費を一層抑制するとともに、実際に各地方団体が支給する給与水準を引き下げ、地域の民間給与水準を適切に反映したものとする必要がある。ちなみに、各地方団体における技能労務職の給与と地域の民間給与との格差の合計は約5,400億円と推計される〔資料Ⅱ－3－3、4参照〕。

なお、技能労務職が行っている業務については、給与引下げに加え、業務そのものの民間委託によるコスト縮減も検

討すべきである。

4. 公共事業

(1) 公共事業の重点化・効率化

公共事業予算については、「基本方針2006」に定められた歳出改革方針(▲3%～▲1%)に基づき、初年度に当たる平成19年度に続き、平成20年度についても、「基本方針2007」において「最大限の削減を行う」とされたことを踏まえ、概算要求基準において、対前年度比▲3%の削減を継続することとされている。

平成20年度予算においても、事業のメリハリ付けの強化、入札改革の徹底やコスト縮減の継続等を通じて、更なる重点化・効率化を推進することにより、公共事業予算全体の規模を抑制し、削減目標の達成を図っていくべきである〔資料Ⅱ－4－1参照〕。

(2) 事業のメリハリ付けの強化

当審議会のこれまでの建議でも述べてきたとおり、人口減少社会の到来、少子高齢社会の進展、産業構造の変化等の構造変化が進む中、我が国の社会資本の整備水準は著しく上昇してきた。他方で、地域の自立・活性化、我が国の成長力強化、防災・減災等による安全・安心の確保等の課題への対応が求められている。

こうした状況の下、平成20年度についても、引き続き、施設の普及率や整備水準、利用状況、産業構造の変化等を踏まえ、真に必要な分野・整備効果の高い分野への施策の集中、事業の目的・成果に踏み込んだきめ細かい重点化を図るべきである。

特に、地域の自立・活性化については、自立的・持続的な地域の発展に向けて、ばらまきを排除しつつ、①地域の視点に立って自立的な地域の活力を創る、②真に必要なかつ効果の高い社会資本の整備を行う、という観点から重点化を図るべきである。

(3) 事業評価

費用対効果分析(B/C)の活用等により、新規採択箇所の絞り込み及び事業実施箇所数の削減に取り組んできたが、平成20年度予算においても、共通的评价項目の統一化、個別事業の便益計測におけるチェック強化、事業途中段階での再評価による見直しの徹底等、事業評価の充実及び厳格な適用により、引き続き真に必要なかつ効果の高い社会資本整備への重点化を図るべきである。

(4) 入札改革、コスト縮減

公共事業予算の公正かつ効率的な執行に対する信頼性の確保を図っていくため、競争性・透明性の向上に向けた入札改

革に着実に取り組み、民間とのコスト格差の是正に向け、あらゆる分野で更なるコスト縮減を進める必要がある。

ア. 入札改革

国の事業については、一連の入札改革により、平均落札率が低下しており、引き続き、一般競争入札の拡大に取り組んでいく必要がある。また、随意契約の見直しを一層進める必要がある。

また、地方の入札改革については、自治体ごとに取組状況に大きな差があることから、政令市以外の自治体への公表対象の拡大等、透明性の向上を図り、一般競争入札の拡大等を着実に進めていくべきである。

イ. コスト縮減

平成15年度から、5年間で▲15%の総合コスト縮減に取り組んでいるが、引き続き、公共事業に対しては、無駄が多い、民間に比べコストが割高である、透明性が低いといった批判があり、現行プログラムが終了する平成20年度以降の5年間も引き続き▲15%を目指し、総合コスト縮減を継続すべきである。

(5) 維持管理の徹底と更新コストの縮減

社会資本ストックの増大及び建設後の年数の経過・老朽化の進展に伴い、予防保全的な管理・修繕の必要性が高まるととも

に、今後、更新に係るコストの大幅な増加が見込まれ、その縮減が大きな課題となっている。

こうした状況を踏まえ、安全・安心を確保するとともに、社会資本ストックの長寿命化を図り、ライフサイクル・コストの縮減につなげていくため、点検の強化及び早期の管理・修繕により更新コストの削減を目指す長寿命化計画の策定とこれに基づく予防保全的管理をあらゆる事業分野において進めていくべきである〔資料Ⅱ－４－２参照〕。

(6) 道路特定財源の見直し

道路特定財源については、一昨年、見直しの検討が開始され、「税率の維持。一般財源化を図ることを前提とし、納税者の理解を得つつ、具体案を作成」との基本方針を決定し、この内容を盛り込んだ「行政改革推進法」が昨年成立した。これらを踏まえ、昨年末、現行の税率水準の維持、道路整備に関する中期計画の作成、税收全額を道路整備に充てることを義務付けているこれまでの仕組みの見直し等を内容とする「道路特定財源の見直しに関する具体策」（以下「具体策」という。）が閣議決定（12月8日）されている〔資料Ⅱ－４－３参照〕。

年内に作成する中期計画については、費用対効果を踏まえた真に必要な道路整備に限定し、道路の整備量を長期固定化することなく、更なる重点化、効率化を進めるべきである。また、暫定税率の期限が平成19年度末となっており、厳しい財政事情、環境面への影響等を踏まえると、現行の税率水準の維持

が不可欠であり、年度末までに「具体策」に沿った改革を確実に実現すべきである。

5. 国土交通

国土交通行政は、国土の総合的かつ体系的な利用・開発・保全、公共交通の安全の確保や活性化などの交通政策の推進、観光立国の推進、海上の安全及び治安の確保等を図ることを任務としているが、厳しい財政状況等を踏まえ、平成20年度予算編成においては、特に以下の取組が重要と考えられる。

(1) 海上保安庁の巡視船艇・航空機等の整備〔資料Ⅱ－5－1、2参照〕

昭和50年代に集中的に整備された巡視船艇・航空機の老朽・旧式化が進む中で、海洋権益の保全等の新たな業務課題に対応するため、巡視船艇・航空機等の代替整備が進められているところである。整備に当たっては、転用代替や装備品の見直し等による調達コストの低減や灯台見回り船の解役等海上保安庁の業務全体の効率化に引き続き取り組みつつ、海上保安を巡る情勢の変化を踏まえ、真に必要性の高いものに絞って整備を行う必要がある。

(2) 整備新幹線

整備新幹線の新規着工については、政府・与党申合せ（平

成16年12月16日)に基づいて、安定的な財源見通しの確保、収支採算性、投資効果、JRの同意及び並行在来線の経営分離についての沿線地方公共団体の同意等の基本条件を精査する必要がある。また、既着工区間については、総合コスト縮減等に積極的に取り組む必要がある。

(3) 観光政策

観光政策については、受益者である地方や民間事業者の適切な負担を求めるとともに、PDCAサイクルに基づき非効率な事業の見直しを行う必要がある。また、観光立国の推進のため、観光庁の創設要求が行われているところであるが、機構新設の特段の必要性があるのか、行政組織のスリム化が適切に図られているのか等の観点から厳しく精査する必要がある。

6. 環境

2008年から京都議定書の約束期間が開始される中、我が国の温室効果ガス削減目標の達成は極めて厳しい状況にある。現行の「京都議定書目標達成計画」(以下「目達計画」という。)における取組を前提とした場合、6%削減目標の達成には、1.5～2.7%不足することが見込まれている〔資料Ⅱ－6－1参照〕。

こうした状況を踏まえ、現在、産業構造審議会・中央環境審議会において、「目達計画」の見直し作業が行われているが、仮に、目標が達成できないような事態となった場合には、京都メカ

ニズムのクレジット取得を通じた国民負担が巨額に及ぶおそれがある〔資料Ⅱ－6－2参照〕。このため、国内各分野における対策を総動員することにより、確実に目標未達成分を解消することが必要であり、合同審議会において、残された検討課題について早急に結論を得るべく、検討を進めることが期待される。その際には、直接的な対策を講じにくいとされる業務部門・家庭部門の対策についても、踏み込んだ検討が求められる。

目標達成に向けては、財政措置に過度に頼ることなく、規制、経済的手法、自主的取組等を基本に据えた効果的な政策手段を適切に用いていくことが必要である。

また、現行の「目達計画」に基づく政府のクレジット取得については、価格変動リスク、ポスト京都の枠組に係るリスク、操業リスク、国連への登録リスク等様々なリスクを伴う事業であることから、国民の理解を十分に得つつ、効率的かつ着実なクレジットの取得に努めるべきである〔資料Ⅱ－6－3参照〕。

なお、ポスト京都の国際交渉においては、米国や中国、インド等の主要途上国に排出削減努力を促す実効性のある枠組みの構築が不可欠であり、また、高いエネルギー効率を達成している我が国にとって、衡平かつ合理的な制度とされることが重要である。

7. 文教・科学技術

(1) 文教〔資料Ⅱ－7－1参照〕

教育行政においては、政策目的・成果が見えにくいということもあり、目的や成果の客観的な検証・評価が十分に行われないうまま施策が講じられてきたと言える。このため、予算や教職員数といった投入量を通じて施策の評価が行われたり、その拡充が目的化したりするきらいがある。

また、児童生徒数や政府規模を勘案すれば、我が国の教育予算は、主要先進国に比べ必ずしも低い水準とは言えない。それにもかかわらず、教育予算の対GDP比が主要先進国より低いこと等を理由に、その量的拡大が必要と指摘されることがある。

我々は、単に財政面だけから教育改革を求めているのではなく、教育の質をより高め、教育の再生に資する取組に予算をシフトするべきではないかと考えている。

特に、我が国の公教育の信頼確保のためには、投入量の拡充では解決にはならず、

- ・ 校長等による学校経営の改善、教員の授業等への集中などによる教育資源の有効活用
 - ・ 家庭や地域住民の参画による開かれた学校づくり
 - ・ 政策の客観的な評価・検証によるPDCAサイクルの構築
- といった教育の体質改善を行うことが必要である。

平成20年度予算においては、こうした考え方の下、引き続き

「基本方針2006」に則り、一律・機械的な機関補助である義務教育費国庫負担金、国立大学法人運営費交付金、私学助成を削減し、より政策効果の期待できる競争的なメカニズムに移行させていくとともに、教育の質を高め、教育の再生に資する取組に対応する必要がある。

ア. 義務教育費国庫負担金

① 教職員定数の純減〔資料Ⅱ－7－2、3参照〕

教職員の定数については、「行政改革推進法」及び「基本方針2006」では純減を行うことが定められている。これは、児童生徒数が減少し、クラス数が減少すれば、クラス数に基づき算定される教員数が減少するという自然減である。

そもそも、教職員数については、

- ・ 子どもの数が減る中で、平成元年以降、小中学校の児童生徒一人当たりでは1.3倍以上となっていること。
- ・ 教員一人当たりの児童生徒数は主要先進国に比べて遜色がない水準であること。
- ・ 定数の中には、教壇に直接立つことのない充て指導主事(1,648人)や研修等定数(5,453人)が措置されていること。

等を考えれば、増員が必要な状況にはなく、現状でも対応可能である。これまでの改革方針に則り、自然減分の純減を確実に実施すべきである。

② 教職員給与の効率化〔資料Ⅱ－7－4参照〕

教職員給与については、「行政改革推進法」及び「基本方針2006」では人材確保法の廃止を含めた見直しが定められている。まずは、平成18年の歳出改革を巡る議論の際に当面の措置として合意されたとおり、少なくとも地方公務員一般行政職の給与月額を上回る部分（平均2.76%¹¹）を確実に純減することが必要である。

文部科学省による「教員勤務実態調査」において教員の労働時間の申告結果が示された。教員の職務は特殊性があり一般行政職と同じように勤務時間の内外を切り分け、残業を評価することが困難なことから、本来超過勤務手当とは位置付けの異なる教職調整額（給料月額の4%）が一律に支給されている。しかしながら、教職調整額の増額については、

- ・ 従来から残業時間の評価が困難であるとしているにもかかわらず、自己申告の労働時間を残業としていること。
- ・ 仮に残業の評価が可能であるのであれば、きちんと超過勤務命令をかけるべき残業であるかどうかを評価すべきこと。
- ・ 教員給与が一般行政職を上回る水準であるにもかかわらず、その差を更に拡大することになること。

から適切な措置とは言えない。

¹¹ 2.76%とは、教員と地方公務員一般行政職の給与について、生活給（扶養手当、住居手当等）を除いた、本給・能率給（時間外勤務手当等）・職務給（管理職手当等）について、年齢・学歴補正（42.4歳、大卒）を行った上で比較した、教員の優遇分。なお、人材確保法に基づく教員給与の優遇分全体（本給での優遇分＋義務教育等教員特別手当）は7.26%となる。

③ 教員の業務負担の軽減〔資料Ⅱ－7－5～7参照〕

教員の業務については、

- ・ 「教員勤務実態調査」によれば、授業は通常期で一日平均3時間30分程度にとどまっていること。
- ・ 教員一人当たりの年間授業時間数は主要先進国に比べて3割程度も少ないこと。
- ・ 夏季休業期には授業はほとんどなく、会議・打合せ、報告書作成等の時間が一日平均3時間程度もあること。

といった状況にある。その一方で、

- ・ 学校事務の効率化など改善すべき点が指摘されていること。
- ・ 行政機関からの膨大な通知・調査の処理が大きな負担であるとの声があること。

などから、授業等以外の業務で教員の事務負担の軽減や適正化を行う必要があるのではないか。具体的には、校長・教頭の学校組織のマネジメント力の強化、パソコンなどのICTの活用、行政機関からの通知・調査の整理合理化、全国の3分の1もの学校で行われている研究指定校等のモデル事業の精選、業務の繁閑に応じた変形労働時間制の採用、パートタイマー・アウトソーシングの活用といった取組を行う必要があると考える。特に、義務教育費国庫負担金について、三位一体改革により地方分権を進めてきたこともあり、国からのお仕着せでなく、地方においても、こうした観点からの自発的な取組を求めたい。

なお、学校組織のマネジメントや家庭に深刻な問題を抱

えている児童生徒への対応などについて、必ずしも専門家ではない教員のみに関与させることは非効率な面もある。今後は、外部からの多様な人材の活用や他機関との連携も促進すべきである。

④ 学校規模の最適化

「6月建議」でも指摘したとおり、小規模校の再編効果については、財務省による予算執行調査において、

- ・ 「友達がたくさんできる」など保護者・児童生徒の約6割は積極的な評価を行っていること。
- ・ 学校側においても、「適正規模での教育が可能となった」といったことが挙げられていること。

など教育政策上のメリットが認められている。

また、児童生徒一人当たりのランニングコストも約3割効率化できたとの結果がある。今後は、学校と有機的な関係にある保護者や地域などが教育のパフォーマンスの向上等に資する学校規模の最適化に努めていくことが必要である。

イ. 国立大学法人運営費交付金

国立大学法人運営費交付金については、「基本方針2006」に則り、▲1%の削減は行うべきである。こうした中で、自己収入の確保に努め、総事業費が増加するなど改革努力が見られ始めている。しかしながら、

- ・ 学長のリーダーシップの問題や教職員の意識改革の遅れ、

業務・人事・組織の非効率性などが学外関係者から指摘されていること。

- ・ 民間から海外研究機関への研究費支出は伸びており、これを国内大学へ引き寄せる余地があること。

などから、改革努力を更に進めていく必要がある。

また、現行の配分ルールのままでは、国立大学法人間でのダイナミックな資源配分のシフトを行い、世界で通用する大学を実現していくことには大きな制約がある。したがって、平成22年度以降の第2期中期目標・計画に向け、「6月建議」でも述べたとおり、国立大学法人運営費交付金の配分ルールについては、国立大学法人の教育・研究等の機能分化、再編・集約化に資するよう、大学の成果や実績、競争原理に基づく配分へと大胆に見直す必要があり、平成19年度中にこれらの見直しの方向性を示すべきである。

ウ. 私学助成

私学助成においても、「基本方針2006」に則り、▲1%の削減は行うべきである。その際、私学は、学生数が減少を続ける中で、定員割れが全体の4割に上っている。こうした状況にかんがみれば、今後、教育内容も含め戦略的な経営の在り方を構築していくことが求められている。このため、

- ・ 一般補助においては、単に定員割れか否かというだけでなく、より一般的な私学の経営・財務状況を表わす指標を用いるなど、その状況を配分に反映させ、経営の効率化に資するような改革

- ・ 特別補助については、経営戦略を明確にする私学支援への改革を推進する必要がある。

エ. 教科書予算の効率化

教科書予算については、「基本方針2006」にあるとおり、供給コスト・製造コストについて、一層のコスト縮減を行う必要がある。

また、中長期的には、欧米諸国の例を参考に、教科によっては無償貸与制の導入、さらには有償制への改革につき、引き続き検討を進める必要がある。

オ. 奨学金事業〔資料Ⅱ－7－8、9参照〕

奨学金事業については、

- ・ 所得要件が緩く、親の世代に当たる40代、50代の世帯の概ね7～8割が貸与の対象となり得ること。
- ・ 貸与率は、10年前には大学等の学生数の1割程度であったが、近年の大幅な拡充により、既に3割となっていること。

などの現状にかんがみれば、「能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置」を講ずるという教育基本法の目的から乖離しつつあり、その在り方をよく考える必要がある。

また、これまで当審議会が指摘したとおり、金利リスク・回収リスクへの対応が急務である。特に、有利子事業につき、

- ・ 3%の金利上限を付していること。
- ・ 就学中の金利分を事後的にも一切賦課しないこと。

については、金利上昇に伴い、他の高等教育予算を大きく圧迫する可能性や制度の持続可能性を損なう可能性があることから、その早急な見直しが必要である。

回収強化については、貸与人員の拡充もあり、3か月以上の滞納額が大幅に増加し平成18年度末で2,000億円を超える水準(要返還債権に占める割合7.3%)に上っている。日本学生支援機構に対しては責任をもって回収に当たるよう厳しく求めたい。法的措置の一層の強化・拡大とともに、民間委託を推進する必要がある。また、貸し倒れによる損失を安易に国民全体に転嫁することなく、まずは機関保証の拡充を図っていく必要がある。ただし、その際は、機関保証が単なる債務の付け替えとならないよう、厳格な回収努力と適正な保証料率の設定が求められる。

(2) 科学技術〔資料Ⅱ－7－10～13参照〕

科学技術予算については、これまで他の経費を上回る高い伸びが確保されており、科学技術振興費は過去10年間で1.6倍、過去15年間で2.5倍に増加している。我が国における研究開発費(民間を含む。)の対GDP比は主要国中에서도際立っており、科学技術・研究開発に対するインプット(資源投入)の面では国際的にも高い水準に達している。しかし、その投資効果については、未だ十分に示されているとは言えない状況にある。

特に、競争的研究資金については拡充を図ってきたところであるが、過大な経費の見積りや、執行の年度末集中等、予算の効率的な配分・執行に疑問を抱かせる事例も指摘されている。また、昨今問題となっている研究費の不正使用についても、対策は端緒についたばかりである。

こうした状況の中、科学技術予算について量的な拡大のみにとらわれるのではなく、投資の効率化と成果の実現を重視した、質的な改善こそが求められていると言える。

特に、後年度の国庫負担をもたらす大規模プロジェクトについては、投資効果について国民への説明責任を十分に果たすとともに、一定の必要性が認められる施策であっても、その相対的な優先順位を峻別することが重要である。

研究費についても、まずは不正対策や、不合理な集中・重複排除の取組の実効性を検証することが先決であり、予算総額の伸びを抑制しつつ、その中での直接経費・間接経費の区分の見極めや執行の効率化によって、研究支援効果を高めていくべきである。

また、科学技術振興費の約7割は独立行政法人によって執行されているが、これらの中には、事務系職員を中心として給与水準が高い法人も多くみられる。国家公務員の総人件費改革を踏まえ、国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう聖域なく徹底した効率化を進めるべきである。

8. 防衛

防衛関係予算については、合理化・効率化の取組等を反映して、平成19年度予算まで5年連続で減少しているが、その間も歳出化経費の割合や後年度負担は増加傾向にある〔資料Ⅱ－8－1、2参照〕。防衛予算の柔軟性を回復して持続可能なものにしていくためには、これを改めていかねばならず、予算編成に当たっては当年度の歳出を厳しく抑制することに加え、新規の後年度負担額の抑制を図ることが極めて重要である。

また、今後の防衛予算を巡っては、米軍再編関連経費や退職手当の増加が見込まれている。これに加えて、国際テロ・弾道ミサイル等の新たな脅威や多様な事態への対応のための経費や国際的な活動などにも的確に対応していくためには、「基本方針2006」に沿った防衛予算の構造改革について、更に深化・加速させる必要があり、特に次のような改革が重要である。

(1) 装備品調達効率化・合理化

先般来、個別調達先との関係について問題が取り上げられている装備品の調達に関しては、その在り方についても見直しが必要である。具体的には、随意契約の縮小と一般競争入札の拡大、装備品の選定に関する情報の公表などによって、調達の競争性や透明性を確保する必要がある¹²。また、装備品のライフ

¹² 平成18年度に防衛省(防衛庁)が行った全契約中、随意契約の件数が占める割合は57%である(小額のため随意契約とすることが認められた契約を除く)。

サイクルコストの管理を強化して事後的な検証が行える仕組みを整えるとともに、装備品の単価等に関する具体的な達成目標を設定しつつコスト削減を図る必要がある。

また、主要装備品の単価や維持経費は年々上昇していることから、かねてより当審議会が指摘してきたように、装備品の数量を維持可能な水準に抑制するための見直しも継続・強化する必要がある。

(2) 米軍駐留経費負担

米軍駐留経費については、昭和53年度以降、日本側が特例的に負担を続けてきているが、「6月建議」でも述べたとおり、日米両国を取り巻く社会・経済財政情勢は大きく変わってきており、従来どおりの負担の継続は適当ではない。この経費には様々な非効率的な支出が含まれており、聖域なく徹底した歳出の見直しを行っている中、これを放置しては国民の理解を得ることはできない。駐留軍等労働者の人件費を始めとする経費全般を厳しく見直し、効率化を行うことは当然であり、また、日米関係に対する信頼を高めていくために不可欠である¹³。同時に、負担している経費の透明性を向上させることも重要である。

¹³ 駐留軍等労働者には原則として日本の労働法令が適用されるが、一部適用がなされていない実態があり、この改善に努めていくことも重要である。

(3) 人件費改革

防衛関係予算の4割以上は人件費が占めている。また、若年者人口の減少等により人的資源の一層の効率化が求められる状況にあり、これらを踏まえれば、人件費に関する改革の実行が極めて重要である。このため、まずは「行政改革推進法」で定められているように、一般の行政機関に準じた自衛官の実員の純減を着実に実施するとともに、今後の防衛力整備に当たっては、より少ない資源でより多くの成果を達成するように、効率性を重視した取組を行い、スリム化を図る必要がある。

(4) その他

以上のほか、基地周辺対策に関して、平成19年度に行った見直しの継続・強化に加え、基地周辺の障害防止事業における河川改修等についても見直しを行うこと、増加が見込まれる米軍再編関連予算についても内容を厳しく精査すること、といった課題にもしっかりと取り組んでいく必要がある。

9. 政府開発援助(ODA)等

(1) ODA

我が国は、円借款の活用等により、ODA事業量を適切に確保しており、ODA実績の国税収入対比はG7中で高い水準にあ

るなど、日本として精一杯の取組がなされている。また、我が国は国連分担金やPKO分担金等において、多大な国際貢献を果たしていることも評価されるべきである〔資料Ⅱ－9－1、2参照〕。ODA予算については、こうした実績も踏まえ、「基本方針2006」等に沿って、円借款の積極的な活用によりODA事業量に係る対外公約¹⁴の達成に取り組みつつ、コスト縮減や相手国との外交関係等にも配慮した事業の厳選・重点化等の改革努力を継続し、引き続き削減すべきである〔資料Ⅱ－9－3～6参照〕。

いわゆる援助の「質」やコストの問題に関しては、依然として、落札率は高止まりし、入札参加社数はほとんどのケースで1～2社にとどまるなど、改善されているとは言い難い状況にある。実効性ある包括的なコスト削減目標・工程表の策定・実施、事業評価の徹底による事業の効率性・透明性の確保などに努めるべきである。

来年10月のJBICとJICAの統合に当たっては、統合効果が十分に発揮されるよう、組織・事業の合理化・効率化に努める必要がある。

(2) 機構・定員

昨年度に引き続き、外交力強化のため、外務省の大幅な定員増、新規の在外公館設置の要求がなされている〔資料Ⅱ－9－7参照〕。

¹⁴ 「2004年実績（89億ドル）をベースとする額と比較して、5年間で100億ドルの積み増しを目指す」など

在外公館の設置は、外交上の必要性とともに、相当な財政負担を伴うものであることを踏まえ、例えば在留邦人の多寡やそれに応じて必要になる行政サービスの量等も勘案した厳しい精査が必要である。また、厳しい財政事情を踏まえ、昨年度同様、新規の公館はコンパクトなものとするのはもとより、外交関係の変化に応じ、既存公館のコンパクト化についても検討が必要である。さらに、領事業務の変化等を勘案し、総領事館を整理合理化、縮小するなどにより、新規の公館設置に伴う財政負担の増加を極力吸収するようにすべきである〔資料Ⅱ－9－8、9参照〕。

また、定員に関しては、「昨年の11月建議」でも述べたとおり、設置国・地域の個別事情等を勘案しつつ、在外公館に配置される定員数を必要最小限に絞るとともに、専門調査員、派遣員等の各種スタッフ、ODA執行機関等の既存のネットワークにおける人材等、民間人の積極的な活用を進めるべきである。

10. 農林水産

農林水産関係予算は、7年連続の前年比マイナス、2兆7,000億円弱（平成19年度）となっており、ピーク時（昭和57年度）と比べて1兆円減の水準である。厳しい財政事情の下、引き続き、「支援対象の重点化・施策の『選択と集中』の強化を図り、また執行状況の反映を徹底し、これまで以上の改革努力を通じた節減合理化を図る」とした「基本方針2006」を踏まえ、これまで進めてきた農政改革の基本的方向性を堅持しつつ、歳出削減努力の継続を徹底することが必要である〔資料Ⅱ－10－1参照〕。

具体的には、平成20年度予算編成に際し、以下のような課題への適切な対応が必要である。

(1) 農政改革の推進〔資料Ⅱ－10－2、3参照〕

現在進められている農政改革においては、経営規模の拡大と経営感覚の醸成により国内農業の体質強化を図る観点から、集落営農を含む一定規模以上の担い手に助成対象を限定した品目横断的経営安定対策、農業者や産地が自らの判断により適量の米生産を行う「米づくりのあるべき姿」を目指した米政策改革等が推進されている。

こうした改革は、WTO交渉やFTA・EPA交渉の加速化にも対処し得るよう、効率的・安定的な農業経営を実現するために必要なものであり、生産コストの低減等を通じて、将来的な助成措置の節減・合理化にもつながる。

現状の零細な農業構造を前提に、対象を限定せずに支援を行うことは、国内農業の体質強化につながらないといった問題点が指摘されている。したがって、品目横断的経営安定対策については、効率的な経営を実現する担い手の育成等のために必要な支援策を精査しつつ、支援対象の重点化・集中化の基本的な方向性を堅持していくことが必要である。

米については、消費量の減少や過剰作付により価格が下落しているが、安易な生産者支援は、消費者のニーズに応じた主体的な米生産という取組を阻害するものになりかねない。政策支援については、その必要性、有効性等について十分な検討を行

いつつ、生産者の自立的経営の実現を目指す米政策改革の着実な推進に寄与するものとしていくことが必要である。

(2) 農地制度改革について〔資料Ⅱ－10－4参照〕

国内農業の体質強化を通じた将来的な助成措置の節減・合理化を図る上で、農地制度改革が不可欠である。特に、担い手に対する農地の集積は一定程度進展しているものの、集積された農地が点在しているため、規模拡大の効果が最大限に発揮されていない。生産コストの低減を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を実現するためには、農地の規模拡大とともに面的集積を併せて促進することが必要である。

また、国内農業の体質強化を図るためには、一般企業等を含めた多様な主体による農業への参入を促進することも重要であり、農地の権利移動規制のうち賃借権について抜本的な見直しを行うことが必要である。

その際、面的集積を促進するための支援や、農地に係る情報の一元化等の新たな施策については、その有効性等を厳格に見極めるとともに、既存予算の見直し、公共事業予算から非公共予算へのシフトなどの工夫を検討することが必要である。

(3) 林業をめぐる課題への対応

京都議定書の森林吸収量目標3.8%を達成するためには、年間の森林整備量を20万ha増加させる必要があると試算され

ている。このため、農林水産予算の森林整備への重点化等を推進しているが、緑資源機構の廃止に伴う事業の大幅な見直しも含めて、林道整備から森林整備へのシフトを進めるとともに、財政負担の少ない利子助成による森林整備の推進など非公共事業も活用した森林吸収源対策の効率化を図るべきである。

11. エネルギー対策

エネルギー対策費に関する特別会計については、歳出が特定財源税収を上回り、それを剰余金から補填するといった不自然な状態にあった。こうした中、当審議会からの提言（「特別会計の見直しについて」（平成17年11月21日））が行われ、これを受けて、政府において検討が行われた結果、「行政改革推進法」や「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）が制定された。これらに基づき、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計及び電源開発促進対策特別会計を統合する形で、エネルギー対策特別会計が設置された。その際、電源開発促進税の税収についても、石油石炭税と同様、毎会計年度、一般会計の歳入に繰り入れた上で、エネルギー対策に必要な金額を同特別会計に繰り入れることとされた〔資料Ⅱ－11－1参照〕。

さらに「基本方針2006」においては、今後、着実かつ厳しく歳出水準を見直していき、原則として歳出水準を特定財源税収の水準に見合うものとするとしてされており、これに沿った改革を早急に進めていくべきである〔資料Ⅱ－11－2、3参照〕。

こうした中、エネルギー対策については、国際的なエネルギー

需給の逼迫、地球温暖化対策に係る技術開発や国際的対応の必要性の高まりなど、エネルギーを取り巻く大きな環境変化に応じた様々な政策課題がある。したがって、こうした政策課題に対応するためにも、従来にも増して徹底した予算のメリハリ付けが不可欠なものとなっている。

例えば、高効率給湯器の導入促進などのように、地球温暖化対策等の観点から、自律的普及段階に至るまでは有意義と考えられる施策についても、普及状況、補助効果、その他施策との組合せ等を勘案し、補助対象機器や補助台数等について、不断の見直しを行っていくべきである〔資料Ⅱ－11－4参照〕。

また、政府の提唱する「2050年にCO₂ 排出量半減」といった目標に関して、本特別会計において革新的エネルギー技術の開発が進められようとしているが、これらの重点施策を推進していくためにも、徹底した既存施策の見直しを行っていくべきである〔資料Ⅱ－11－5参照〕。

12. 中小企業対策

中小企業対策費については、やる気と能力のある中小企業の自助努力を後押しすることにより、中小企業の潜在能力を引き出していくことが基本である。

中小企業金融のうち、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫の融資については、財政投融资制度改革の効果等により、収支は改善傾向にあるが、今般の政策金融改革を踏まえ、政策コストの明確化や業務の合理化・効率化を行うなど、事業運営の

更なる効率化に努めていくべきである。

一方、中小企業信用保険制度〔資料Ⅱ－12－1参照〕については、セーフティーネット保証に係る赤字の増加や回収率の低下等の影響により、依然として大幅な赤字となっており、平成18年度末の信用保険準備基金残高が115億円となるなど、極めて厳しい財務状況である〔資料Ⅱ－12－2～4参照〕。安定的な制度運営が可能となるよう、本年10月に導入された金融機関との責任共有制度を円滑に実施、定着させる必要がある。こうした取組とともに、更に制度が安定的なものとなるよう、信用保証協会と中小企業金融公庫の保険収支の改善に向けた一層の取組の在り方など、幅広く検討すべきである。

委託費・補助金等の政策的経費については、単なるばらまきに陥ることのないよう、個々の事業について、国の関与の必要性、政策手段の適切性、重複の徹底的な排除など、施策の在り方を不断に見直す必要がある。

13. 治安対策〔資料Ⅱ－13－1、2参照〕

最近の治安情勢については、刑法犯認知件数が平成14年のピークから減少するなど改善の兆しはあるものの、戦後長い間、年間140万件前後で推移していた時と比べればおよそ1.5倍の水準であり依然として厳しい状況にある。このような治安情勢に対応するためには、治安を構造的にとらえ、犯罪捜査に始まり、矯正、保護の各段階を通じて切れ目のない対策を適切に行うことが重要である。警察、検察、裁判所、刑務所など、いずれの現場

においても人件費、物件費、施設費と様々な財政負担を伴うことから、治安対策を進めるに当たっては、社会的費用を最小化するようなシステムの構築に向けて努力が必要である。

まず、捜査段階では、人的体制について、引き続き、効率的な配置や民間委託の拡充等を推進していく必要がある。物的体制についても、ハイテク機器等の充実・強化の要求が出されているが、効率的・計画的な更新により業務の一層の合理化を推し進めるべきである。また、全体的な財政負担抑制の観点からも、地域社会との協力や民間ボランティアの支援を一層進めていくことが必要である。

矯正段階では、平均刑期期間の長期化などから収容人員は増加し続けており、矯正施設の過剰収容問題は引き続き深刻な状況にある。こうした事態に対処するためには、予算や定員の矯正分野への重点化を行うとともに、受刑者の生活関連経費など既存の経費についても一層の効率化を検討すべきである。また、再犯の防止につながる就労支援対策についても費用対効果の観点も踏まえ、その効果的な実施を推進する必要がある。

保護段階では、保護司や更生保護法人といった民間の活動への支援を引き続き推進することにより、地域社会・民間企業からの一層の協力を求めるべきである。さらに、再犯防止のためにも、覚せい剤事犯者に対する簡易尿検査など専門的処遇プログラムを充実させ、就労支援を拡充するなど社会復帰のための施策を効果的かつ効率的に実施すべきである。

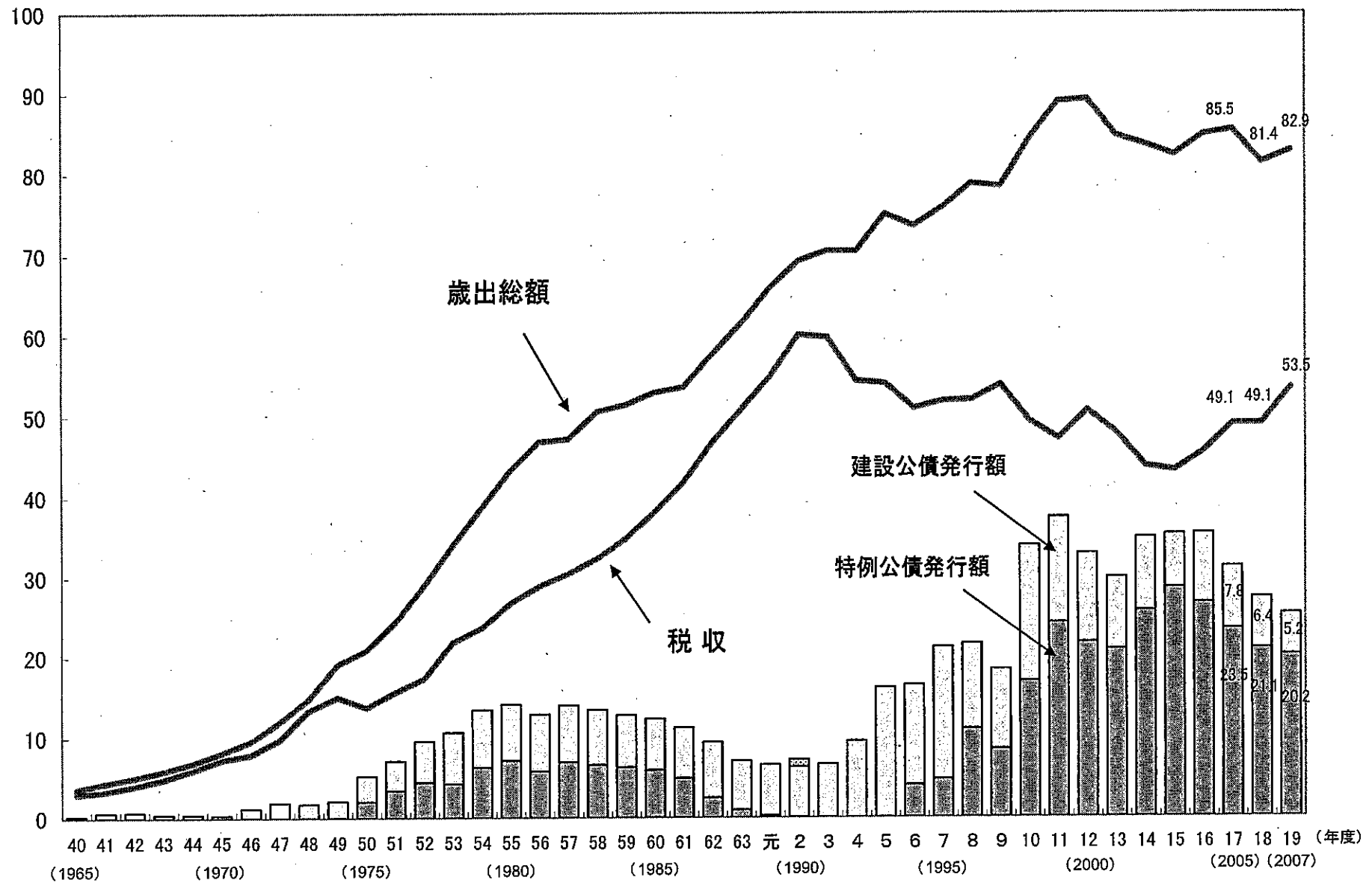
なお、平成20年7月の北海道洞爺湖サミットを踏まえたテロ対策においては、「6月建議」でも述べたとおり、既存の警備体制を

最大限活用するとともに、新規整備についても、サミット後の有効活用の可能性も検討した上で、効率的に行うべきである。

資 料

一般会計における歳出・歳入の推移

(兆円)



(注1) 18年度までは決算、19年度は当初予算による。

(注2) 2年度は臨時特別公債を発行(約1.0兆円)。

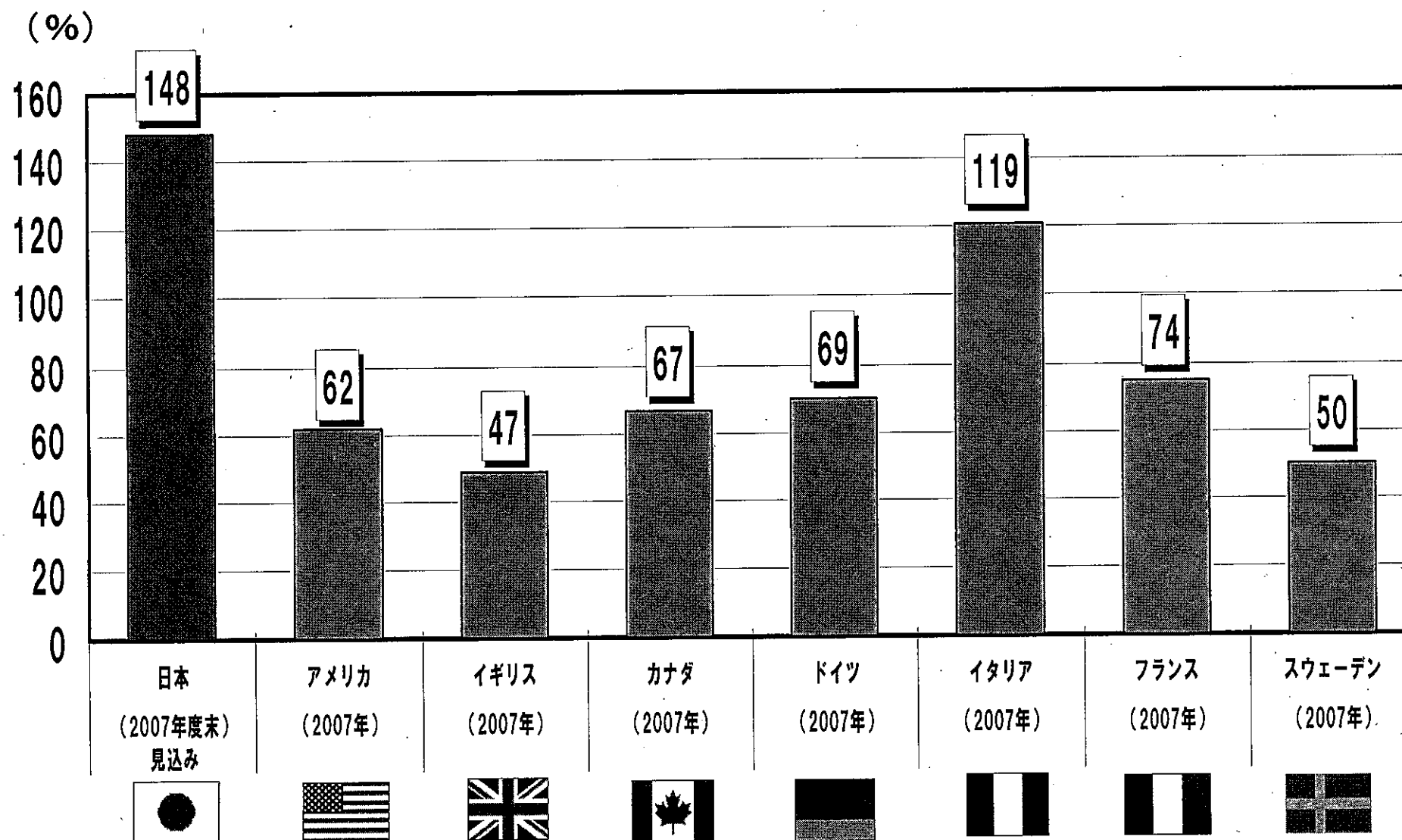
国及び地方の長期債務残高 (平成 19 年度予算)

(単位：兆円)

	7 年 度 末 (1995 年度末) < 実 績 >	1 2 年 度 末 (2000 年度末) < 実 績 >	1 7 年 度 末 (2005 年度末) < 実 績 >	1 8 年 度 末 (2006 年度末) < 実 績 >	1 9 年 度 末 (2007 年度末) < 予 算 >
国	297程度	491程度	590程度 (568程度)	594程度 (573程度)	607程度 (587程度)
普通国債残高	225程度	368程度	527程度 (504程度)	532程度 (510程度)	547程度 (527程度)
対GDP比	45.4%	72.9%	104.7% (100.1%)	104.2% (99.9%)	104.8% (101.0%)
地 方	125程度	181程度	201程度	201程度	199程度
対GDP比	25.1%	36.0%	40.0%	39.4%	38.1%
国と地方の重複分	▲12程度	▲26程度	▲34程度	▲34程度	▲33程度
国・地方合計	410程度	646程度	758程度 (735程度)	762程度 (740程度)	773程度 (753程度)
対GDP比	82.6%	128.1%	150.6% (146.1%)	149.3% (145.0%)	148.1% (144.2%)

- (注) 1. GDPは、18年度はQE速報による実績値、19年度は政府見通し。
 2. 18年度の地方及び国と地方の重複分は18年度補正後の見込み。
 3. 17, 18年度の()書きは翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。19年度の()書きは、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。
 4. このほか19年度末の財政融資資金特別会計国債残高は143兆円程度。

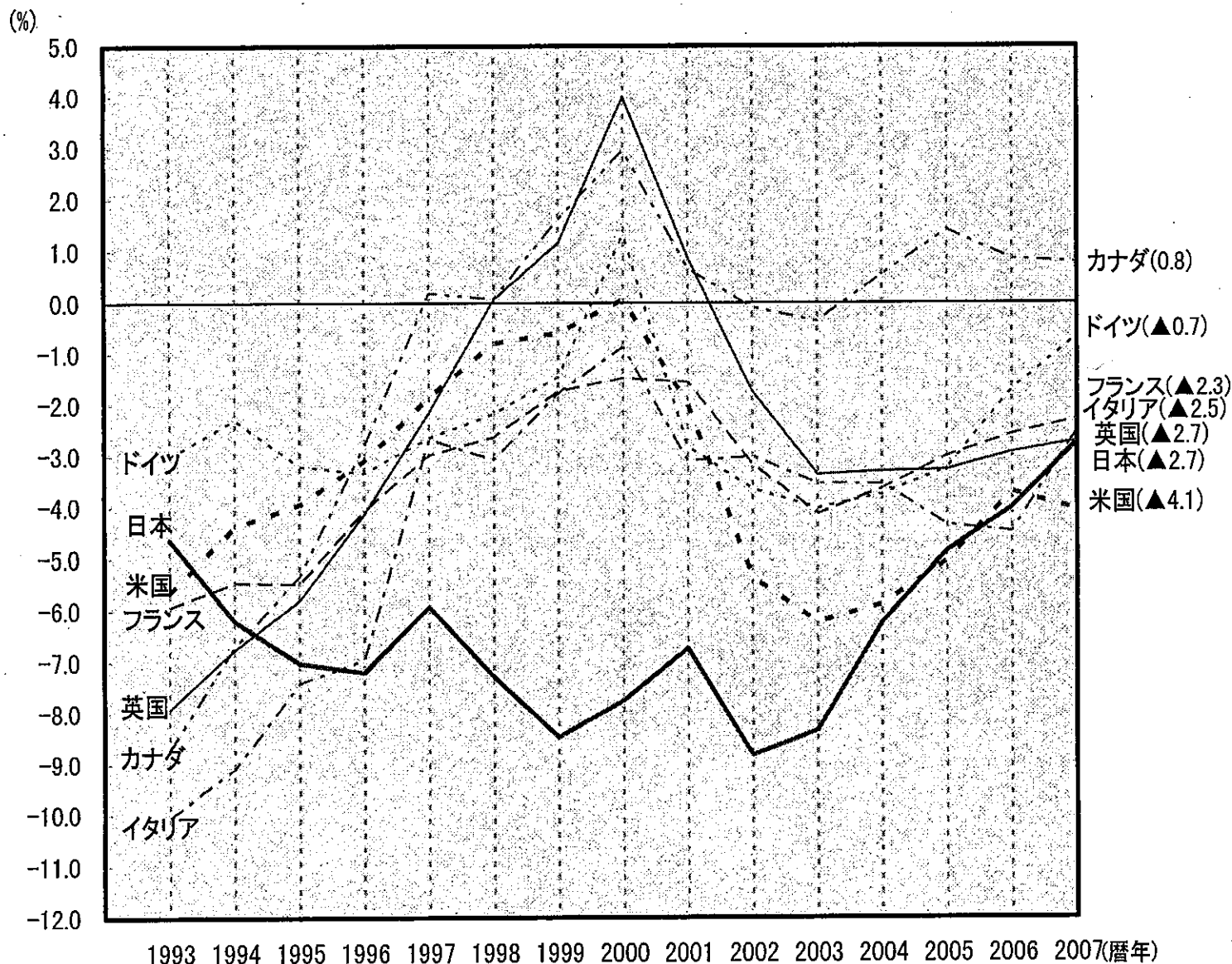
債務残高対GDP比の国際比較



【諸外国出典】“Economic Outlook 81”(OECD)

財政収支の国際比較

〔資料Ⅰ－４〕



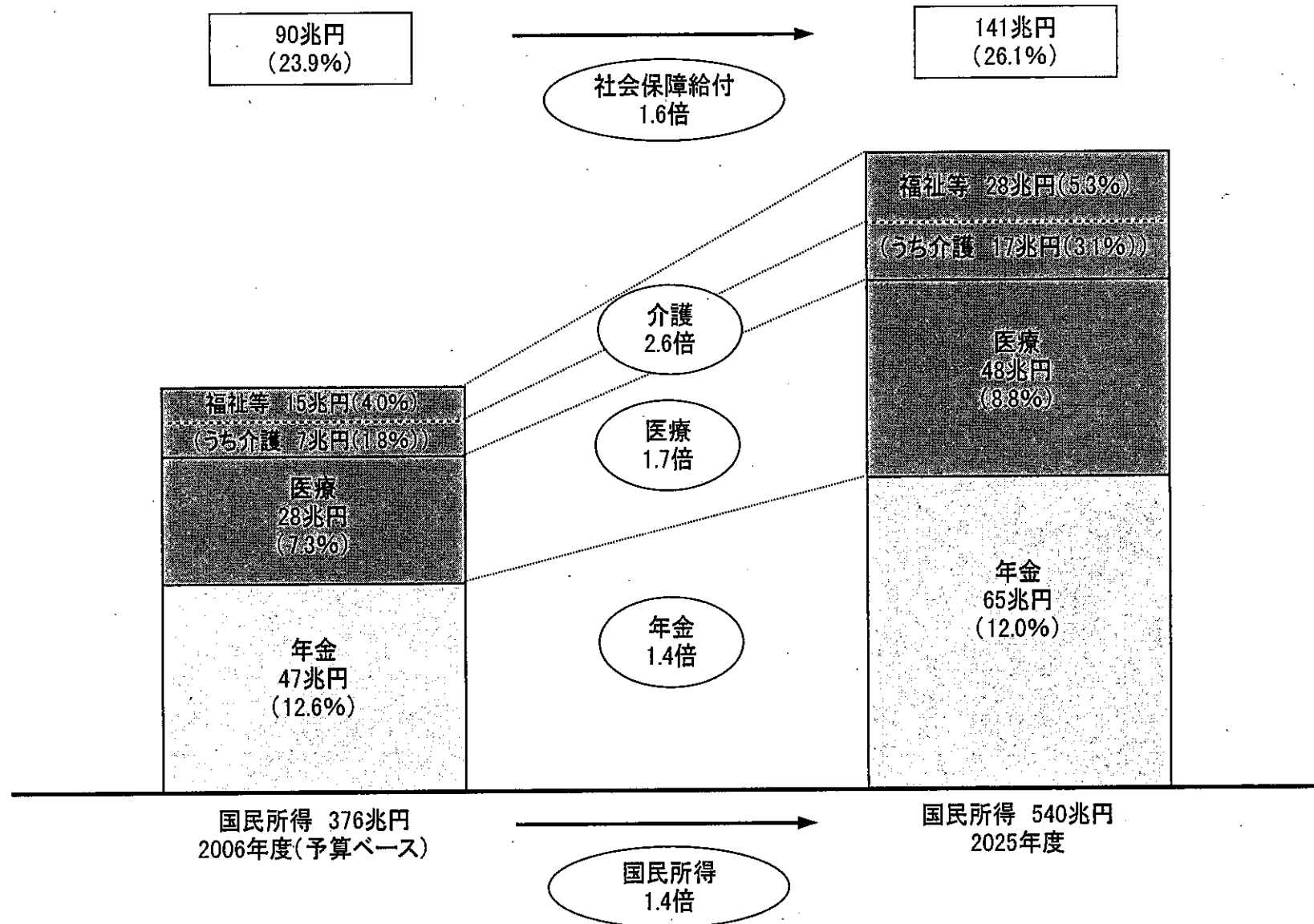
〔注〕1.2005年は道路関係四公団の民営化に伴う資産・負債承継の影響(8兆円)を除いた数値。

2.2006年及び2007年は財政融資資金特別会計から国債整理基金特別会計への繰入れ(2006年9兆円、2007年3兆円)を除いた数値。

〔出典〕OECD/エコノミック・アウトルック[81号(2007年6月)]。計数はSNAベース、一般政府。ただし、修正積立方式の年金制度を有する日本及び米国は実質的に将来の債務と考えられる社会保障基金を除いた値。

社会保障の給付の見通し

－「社会保障の給付と負担の見通し」（平成18年5月厚生労働省）－



平成19年10月26日

財政制度等審議会 財政制度分科会

財政構造改革部会 起草検討委員提出資料

はじめに

○ 人口高齢化は、我が国だけではなく、主要先進国共通の課題である。将来、社会保障のための財政支出が急増し、財政が維持できなくなるリスクに対して、各国は警戒感を強めている。このため、欧米主要国では、将来生じる負担を見極め、現時点での対応のあり方の検討に供するための長期財政推計を行っている。

具体的には、高齢化の影響を受ける社会保障給付（年金・医療・介護等）について、人口構造の変化を基に推計し、財政全体の姿（財政収支や債務残高等）や、安定した財政運営のために必要な取組についての分析・検証を行っている。

○ 財政制度等審議会財政制度分科会においては、今春、こうした諸外国の取組について実地調査等を行い、長期推計の意義やその分析方法等について検討を行った。その結果、巨額の国債残高を抱え、急速な高齢化の進展に直面している我が国においても同様の分析方法を用いて、高齢化の影響を分析・検証することは、安定した財政運営を行う上で不可欠であるとの認識に至った。

○ そこで今回、厚生労働省が2006年5月に公表した「社会保障の給付と負担の見通し」に基づき、EU委員会の推計方法を用いて我が国財政の持続可能性についての分析を行った。

○ 現在、政府においては、持続可能な社会保障を維持するため、社会保障と税の問題等について取り組んでいるところであり、今回の分析がその検討材料の一つとして活用されることを期待する。

持続可能性分析についての考え方

○ EU委員会では、高齢化社会における財政の持続可能性を評価するため、現行政策が2050年まで継続され何ら改革が行われない場合の「ベースラインシナリオ(Baseline Scenario)」に対して、長期的な財政健全化のために必要な、現時点での収支改善幅(GDP比)である「安定化ギャップ(Sustainability Gap Indicator)」(下記のS1等)を算出している。

S1: 2050年度に債務残高対GDP比が60%となるために現時点で必要な収支改善幅

また、収支改善を現時点ではなく、5年後に行う場合の「遅延コスト(Cost of Delay)」も算出している。

※ 「遅延コスト」=「現時点ではなく、5年後に行う場合に必要な収支改善幅」－「現時点で行う場合に必要な収支改善幅」

○ ベースラインシナリオに加え、各加盟国が現在コミットしている中期的な財政健全化目標(MTO: Medium Term Objectives)を踏まえ、当該目標達成の後はその段階での政策が継続される場合のシナリオ、「MTO(中期目標)シナリオ」でのS1等を算出し、各国の中期財政健全化目標と財政の持続可能性との関係につき分析を行っている。

○ 今回、こうしたEU推計の考え方や手法等に準拠し、我が国財政につき分析を行った。

【出所】EU委員会『The Long-term Sustainability of Public Finance in the European Union』(2006年10月)

(注)なお、EU委員会においては、将来にわたり債務残高対GDP比を発散させないために現時点で必要な収支改善幅(S2)も算出している。

推 計 方 法

○ 社会保障については、厚生労働省「社会保障の給付と負担の見通し」(2006年5月)(以下、「給付と負担の見通し」)の数値を用い、それ以外の歳出(公債費を除く)・歳入については、原則として名目GDP成長率で延伸したものをベースラインシナリオとする。

これに「基本方針2006」の歳出改革(14.3兆円削減)を実施し、内閣府「日本経済の進路と戦略」参考試算の有識者議員による改定(2007年10月)(以下、内閣府試算)における「新成長経済移行シナリオ(2011年度に国・地方プライマリー・バランスが0.0%)」において推計したものをMTO(中期目標)シナリオとする。

以上のベースラインシナリオ、MTOシナリオそれぞれにおけるS1等を算出する。

○ 必要な収支改善を現時点ではなく、5年後に行う場合の「遅延コスト」を計算する。

○ 「給付と負担の見通し」の経済前提(「並の経済成長」ケース)に基づいた推計に加え、物価上昇率や名目長期金利は変化させず、2012年度以降の名目GDP成長率のみを1%ポイント高くした場合の推計の2通りを行い、前者を「推計Ⅰ」、後者を「推計Ⅱ」とする。

○ 債務残高は、内閣府試算と同様、「公債等残高」と定義し、2050年度における公債等残高対GDP比の目標設定値についてはEU推計に倣い、60%とする。(「公債等残高」は、普通国債、地方債及び交付税特会借入金残高の合計である)。

この他、目標設定値を変更した場合の推計もあわせて行う。

○ S1は現時点より実施しなければならない収支改善の幅であるが、その他の収支改善方法として、MTOシナリオにおいて、2012年度以降、

① 同一・一定のPB黒字幅(GDP比)を確保するケース

② 毎年度徐々に収支改善幅(GDP比)を拡大していくケース

についての推計もあわせて行う。

○ 推計は一定の前提をおいて機械的に行ったものであり、対象期間が長期にわたることから、幅をもって理解すべきものである。

また、S1等の収支改善を行うことによる経済に与える影響等は加味していない。

(参考)2026年度以降の社会保障に係る公費負担の推計方法

	推 計 方 法
年 金	「平成16年財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証」(厚生労働省 2006年1月)における、2026年度以降の数値を用いて計算。
医 療	一人当たり医療費の伸び率を「社会保障の給付と負担の見通し」(厚生労働省 2006年5月)の数値と同じ(一般医療費:2.1%、高齢者医療費:3.2%)とし、「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所 2002年1月)等を用いて計算。
介 護	サービス利用者数は、「日本の将来推計人口」を基に、介護形態別(各種施設利用・在宅介護等)に「社会保障の給付と負担の見通し」における認定率・サービス利用割合を採用。 給付単価は、「平成16年財政再計算」における賃金上昇率(2.1%)の前提で延伸。 両者を掛け合わせることで計算。
そ の 他	名目GDP成長率で延伸等。

推 計 の 前 提

○ 経済前提

推計Ⅰ：「給付と負担の見通し」に基づき設定。

	2007	2008	2009	2010	2011	2012-2032	2033-2050
名目GDP成長率	2.5	2.9	3.1	3.1	3.2	1.6	1.0
名目長期金利	2.4	2.9	3.3	3.7	3.9	3.0	
物価上昇率	1.1	1.6	1.9	2.1	2.2	1.0	

※「給付と負担の見通し」は、2025年度までの見通しであり、2026年度以降は、同見通しと同様の経済前提を置く。ただし、名目GDP成長率については、労働力人口変化率を踏まえ、2033年度以降1.0%と設定。

推計Ⅱ：2012年度以降の名目GDP成長率を「推計Ⅰ」より1%ポイント高くしたもの。

	2007	2008	2009	2010	2011	2012-2032	2033-2050
名目GDP成長率	2.5	2.9	3.1	3.1	3.2	2.6	2.0
名目長期金利	2.4	2.9	3.3	3.7	3.9	3.0	
物価上昇率	1.1	1.6	1.9	2.1	2.2	1.0	

○ 人口動態：「日本の将来推計人口」(2002年1月 国立社会保障・人口問題研究所)の中位推計を使用。

○ 歳出 社会保障：「給付と負担の見通し」に基づき延伸。

その他一般歳出：名目GDP成長率で延伸。

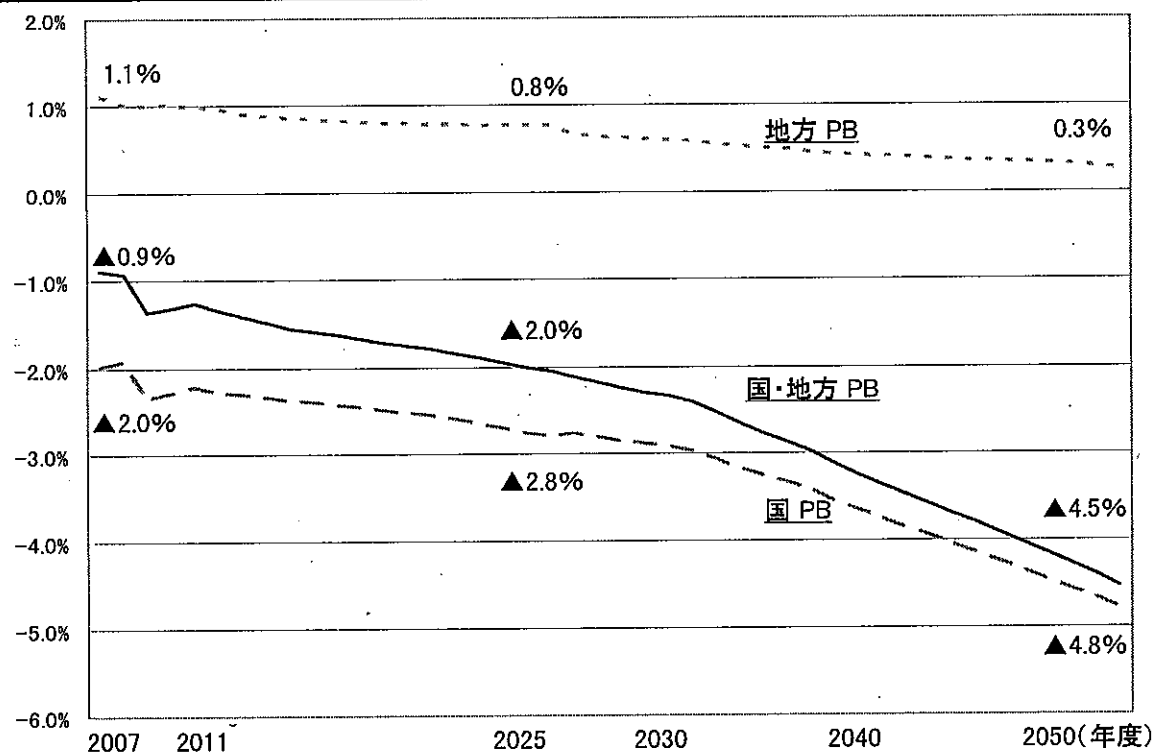
地方交付税交付金：名目GDP成長率×弾性値1.2で延伸等。

○ 歳入：国税収は名目GDP成長率×弾性値1.1、その他は名目GDP成長率等で延伸。

○ 推計方法：数値はSNAベース(2007年度における国・一般会計や地方財政計画と内閣府試算における数値との差分を名目GDP成長率で延伸することで算出)

国・地方のプライマリー・バランス

○「推計Ⅰ」の場合、ベースラインシナリオにおけるプライマリー・バランス対GDP比は、高齢化の進展に伴う公的負担が増加することにより悪化を続け、2050年度時点において、国・地方合計 ▲4.5% 程度になる。



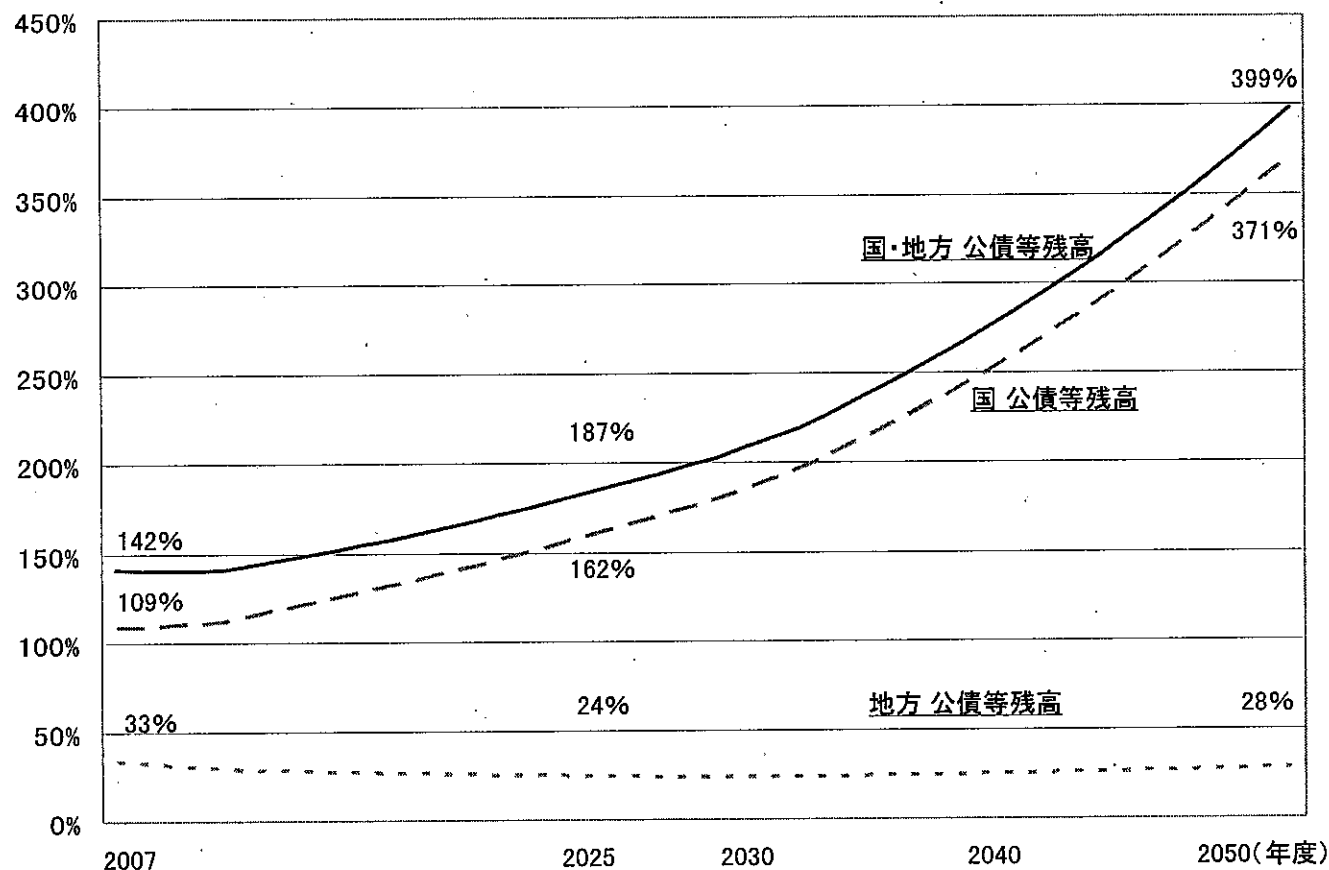
(注) 交付税及び譲与税配付金特別会計は国民経済計算上は国に分類されるが、その負担区分に応じて、借入金、償還費及び利払費を国と地方に分割して計上している。

※2012年度以降の名目GDP成長率を「推計Ⅰ」より1%ポイント高とした「推計Ⅱ」では、2025年度、2050年度における数値は次の通り。

2007年度 2025年度 2050年度
 ▲0.9%(国: ▲2.0%、地方: 1.1%) → ▲1.8%(国: ▲2.6%、地方: 0.8%) → ▲4.0%(国: ▲4.4%、地方: 0.4%)

国・地方の公債等残高

○「推計Ⅰ」の場合、ベースラインシナリオにおける公債等残高対GDP比は、PBの悪化に伴い上昇を続け、2050年度時点において399%程度に達する。このうち国の公債等残高は2050年度において371%程度となり、その太宗を占めることとなる。



※2012年度以降の名目GDP成長率を「推計Ⅰ」より1%ポイント高くした「推計Ⅱ」では、2025年度、2050年度における数値は次の通り。

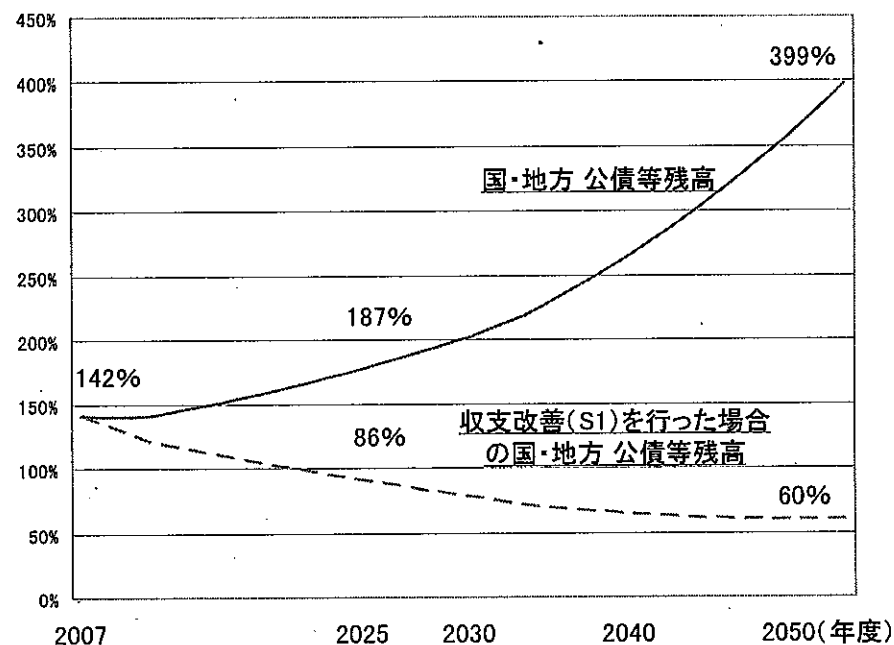
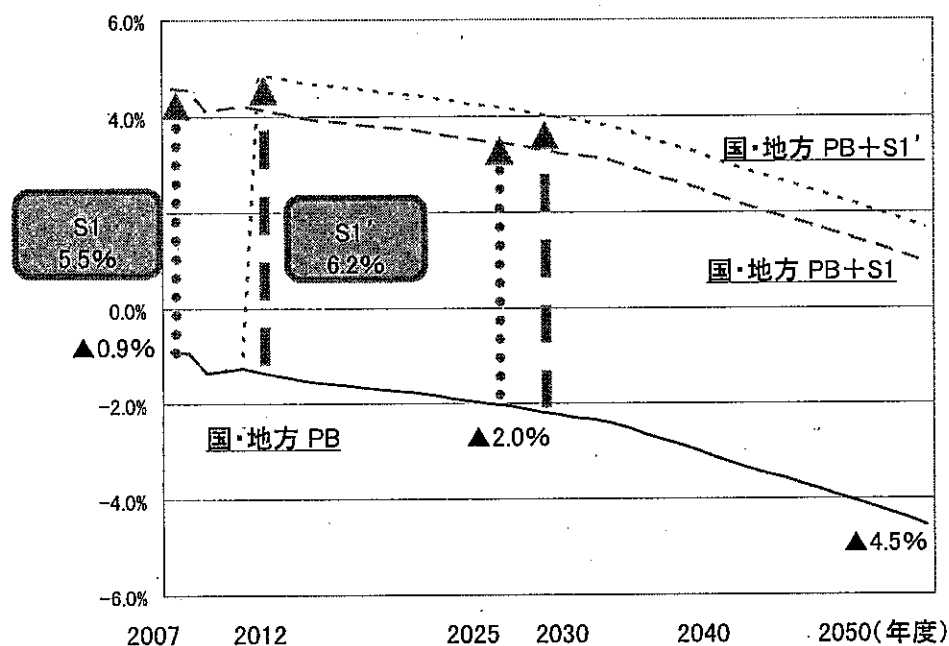
2007年度	2025年度	2050年度
142%(国:109%、地方:33%)	163%(国:142%、地方:21%)	285%(国:270%、地方:15%)

ベースラインシナリオの安定化ギャップ等

ベースラインシナリオにおける「推計Ⅰ」の場合、

- 2050年度に公債等残高対GDP比を60%の水準にするために2007年度時点で必要な収支改善幅(GDP比) S1は、国・地方合わせて 5.5%程度となる。
- 2011年度までの5年間にわたり、何ら収支改善措置をとらず、2012年度の時点で必要となる収支改善幅 S1'は国・地方合わせて 6.2%程度となり、「遅延コスト」は0.7%程度となる。

※2012年度以降の名目GDP成長率を「推計Ⅰ」より1%ポイント高くした「推計Ⅱ」では、S1は4.5%程度、S1'は5.2%程度となる。



(注)「安定化ギャップ」は現時点で必要となる恒久的な収支改善幅(GDP比)を意味している。

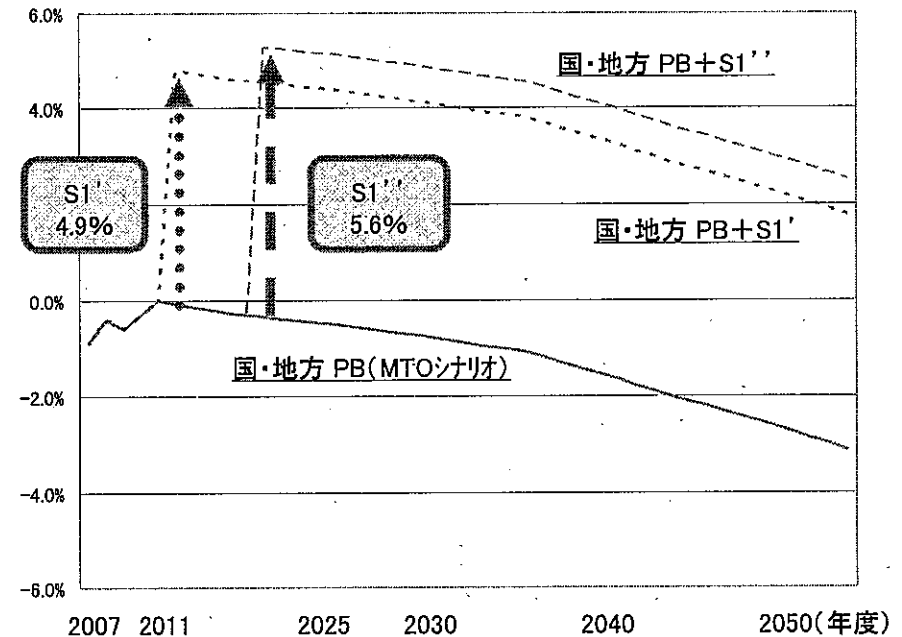
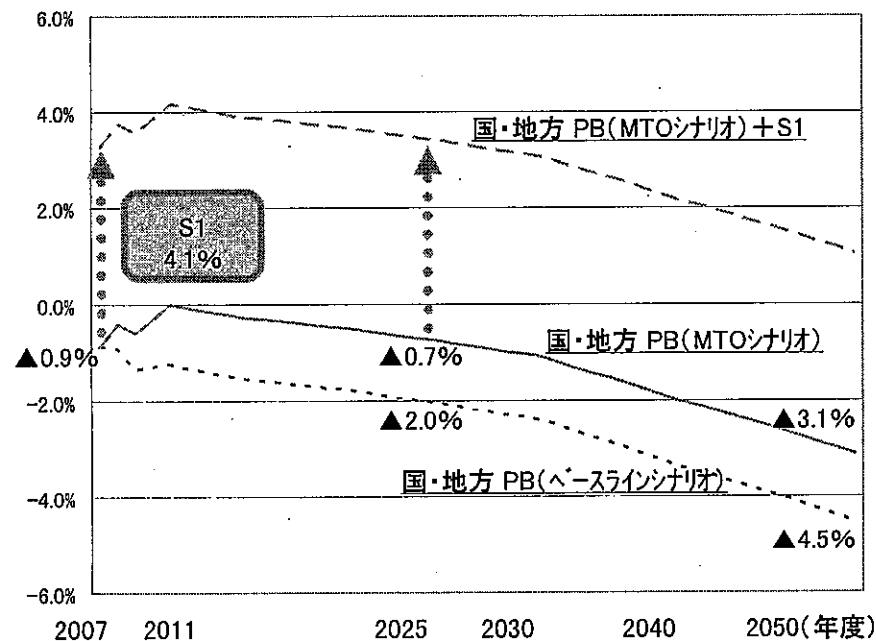
例えば、「推計Ⅰ」におけるS1の場合、2050年度までの毎年度、GDP比 5.5%程度の収支改善幅を要する。

MTO(中期目標)シナリオの安定化ギャップ等

「基本方針2006」の歳出改革(14.3兆円削減)を実施し、内閣府試算における「新成長経済移行シナリオ」において推計したMTOシナリオでの「推計 I」の場合、

- 2007年度時点で必要となる収支改善幅(GDP比) $S1$ は4.1%程度となる。
- また、2012年度時点で必要な収支改善幅 $S1'$ は4.9%程度となり、「遅延コスト」は0.7%程度となる。
- 2012年度から2017年度までの5年間にわたり、何ら収支改善措置をとらず、2017年度時点で必要となる収支改善幅 $S1''$ は5.6%程度となり、やはり同程度の「遅延コスト」が発生する。

※2012年度以降の名目GDP成長率を「推計 I」より1%ポイント高くした「推計 II」では、 $S1$ は3.2%程度、 $S1'$ は3.7%程度、 $S1''$ は4.1%程度となる。

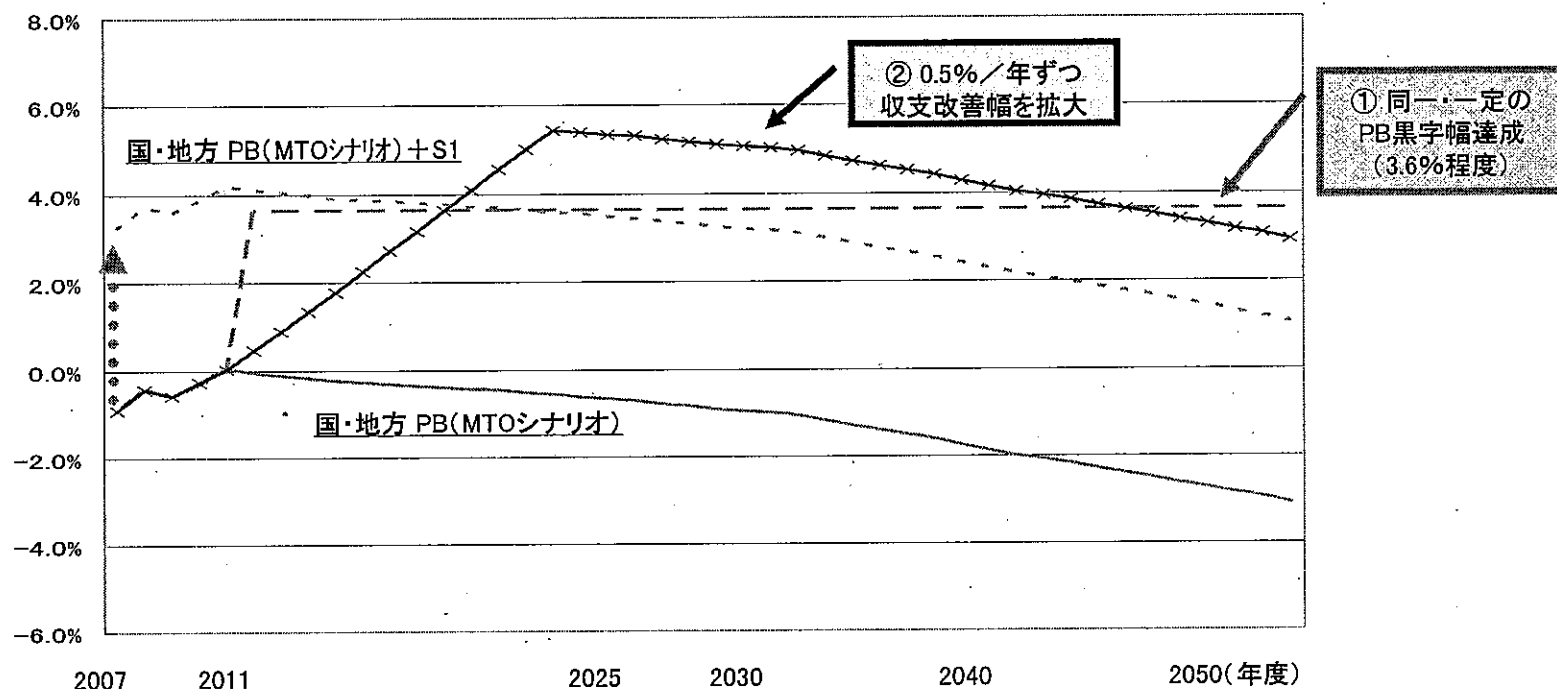


(参考)その他の収支改善方法

MTO(中期目標)シナリオにおける「推計Ⅰ」の場合に、2050年度に公債等残高対GDP比を60%とするための、その他の収支改善方法としては、2012年度以降、

- ① 同一・一定のプライマリー・バランス黒字幅(GDP比)を確保していくとすると、毎年度3.6%程度のPB黒字幅、
- ② 一定の期間において、毎年度徐々に収支改善幅(GDP比)を拡大し、一定期間後はその段階での政策が継続されるものとし、例えば毎年度 対GDP比で0.5%ずつ収支改善幅を拡大していくとすると、2022年度までの11年間程度、
を要することになる。

※2012年度以降の名目GDP成長率を「推計Ⅰ」より1%ポイント高くした「推計Ⅱ」では、①は2.6%程度のPB黒字幅、②は2019年度までの8年間程度となる。



E U 諸 国 と の 比 較

※()は「推計Ⅱ」の数値

- ベースラインシナリオにおける日本のS1 5.5(4.5)%程度は、EU諸国と比較した場合、かなり高い水準となっている。
- EU諸国はMTO(中期目標)シナリオによると、S1がほぼゼロもしくは大幅に減少するのに対し、日本は「基本方針2006」による14.3兆円程度の歳出改革を行ってもなお、S1は4.1(3.2)%程度必要となる。

(対GDP比(%程度))

(ベースラインシナリオ)

国名	S1	国名	S1
1 ハンガリー	7.9	13 ベルギー	0.4
2 ポルトガル	7.9	14 マルタ	0.4
日本(推計Ⅰ)	5.5	15 リトアニア	0.3
3 ルクセンブルグ	4.6	16 スペイン	0.2
日本(推計Ⅱ)	4.5	17 オーストリア	0.1
4 キプロス	4.0	18 オランダ	▲ 0.2
5 スロベニア	3.9	19 ポーランド	▲ 0.4
6 ドイツ	3.5	20 ラトビア	▲ 0.6
7 イタリア	3.4	21 アイルランド	▲ 0.8
8 イギリス	3.4	22 スウェーデン	▲ 2.7
9 ギリシア	3.2	23 フィンランド	▲ 3.3
10 フランス	3.2	24 デンマーク	▲ 4.2
11 チェコ	2.5	25 エストニア	▲ 4.4
12 スロバキア	1.3		

(MTO(中期目標)シナリオ)

国名	S1	国名	S1
日本(推計Ⅰ)	4.1	13 ラトビア	0.6
1 ルクセンブルグ	3.9	14 リトアニア	0.3
2 スロベニア	3.8	15 ドイツ	0.1
日本(推計Ⅱ)	3.2	16 スロバキア	0.1
3 ポルトガル	2.5	17 フランス	0.0
4 キプロス	2.3	18 オーストリア	▲ 0.7
5 チェコ	2.2	19 フィンランド	▲ 0.7
6 スペイン	2.2	20 イタリア	▲ 1.0
7 オランダ	2.2	21 ギリシア	▲ 1.9
8 ハンガリー	1.7	22 スウェーデン	▲ 1.9
9 アイルランド	1.7	23 マルタ	▲ 2.5
10 ベルギー	1.3	24 エストニア	▲ 2.6
11 イギリス	1.0	25 ポーランド	▲ 4.0
12 デンマーク	0.7		

【出典】EU委員会『The Long-term Sustainability of Public Finance in the European Union』(2006年10月)

公債等残高対GDP比の設定目標

○ S1の算出においては、EU委員会の推計に倣い、2050年度の公債等残高対GDP比を60%と目標設定しているが、この目標値を100%、140%に変更した場合のS1を算出すると、以下のとおり。

2050年度の公債等残高対GDP比の設定目標を変更した場合のS1

(対GDP比(%程度))

		MTO(中期目標)シナリオ		(参考) ベースラインシナリオ	
		推計 I	推計 II	推計 I	推計 II
140%	S1	2.9	1.6	4.2	2.9
	遅延コスト	0.5	0.2	0.6	0.4
100%	S1	3.5	2.4	4.8	3.7
	遅延コスト	0.6	0.4	0.6	0.5
60%	S1	4.1	3.2	5.5	4.5
	遅延コスト	0.7	0.5	0.7	0.6

(注)「遅延コスト」は現時点(2007年度)ではなく、5年後の2012年度において収支改善措置をとる場合に要する追加的収支改善幅

国の一般会計における分析

(対GDP比(%程度))

		MTO(中期目標)シナリオ				(参考) ベースラインシナリオ			
		推計Ⅰ		推計Ⅱ		推計Ⅰ		推計Ⅱ	
		国・地方 (SNAベース)	一般会計 ベース	国・地方 (SNAベース)	一般会計 ベース	国・地方 (SNAベース)	一般会計 ベース	国・地方 (SNAベース)	一般会計 ベース
100%	S1	3.5	3.3	2.4	2.4	4.8	4.3	3.7	3.4
	遅延 コスト	0.6	0.6	0.4	0.4	0.6	0.6	0.5	0.5
60%	S1	4.1	4.0	3.2	3.2	5.5	4.9	4.5	4.2
	遅延 コスト	0.7	0.7	0.5	0.5	0.7	0.7	0.6	0.6

(注)・国の一般会計においても同様に、公債等残高対GDP比が60%となるために必要な収支改善幅(GDP比) S1を算出した。「公債等残高」は、普通国債と、交付税特会から承継した借入金の残高の合計である。

・「遅延コスト」は現時点(2007年度)ではなく、5年後の2012年度において収支改善措置をとる場合に要する追加的収支改善幅

「経済財政改革の基本方針2007」（2007年6月19日閣議決定）（抄）

第3章 21世紀型行財政システムの構築

第1に、後世代に負担を先送りしないために、財政健全化の一里塚として「基本方針2006」で示された歳出・歳入一体改革を確実に実現する。

1. 歳出・歳入一体改革の実現

「成長なくして財政健全化なし」の理念の下、経済成長を維持しつつ、国民負担の最小化を第一の目標に、歳出改革に取り組む。それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにする。こうした取組を進め、2011年度における基礎的財政収支の黒字化や、2010年代半ばに向けての債務残高GDP比の安定的な引下げなど、「進路と戦略」に定められた中期的な財政健全化の目標を確実に達成する。

その際、「進路と戦略」に沿って、各年度の予算が財政健全化の中期目標の確実な達成と整合的であるかどうかを点検する。また、税制や社会保障制度等の改革に当たっては、世代間・世代内各層への影響について点検する。

【改革のポイント】

1. 真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行いつつ、「基本方針2006」で示された5年間の歳出改革を実現する。そのため、主要な分野について制度改革等の道筋やその取組を示す。
2. 平成20年度予算は、この歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算であることから、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」に則り、最大限の削減を行う。
3. 「進路と戦略」で示した予算編成の原則に沿って、「新たに必要な歳出を行う際は、原則として他の経費の削減で対応する」、「税の自然増収は安易な歳出等に振り向けず、将来の国民負担の軽減に向ける」など、規律ある財政運営を行う。
4. こうした歳出改革の取組を行って、なお対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定財源を確保し、将来世代への負担の先送りは行わない。

基本方針2006

(平成18年7月7日 閣議決定)

財政健全化の時間軸と目標

○ 財政健全化第Ⅰ期(2001～06年度):小泉内閣における改革

○ 財政健全化第Ⅱ期(2007年度～2010年代初頭)

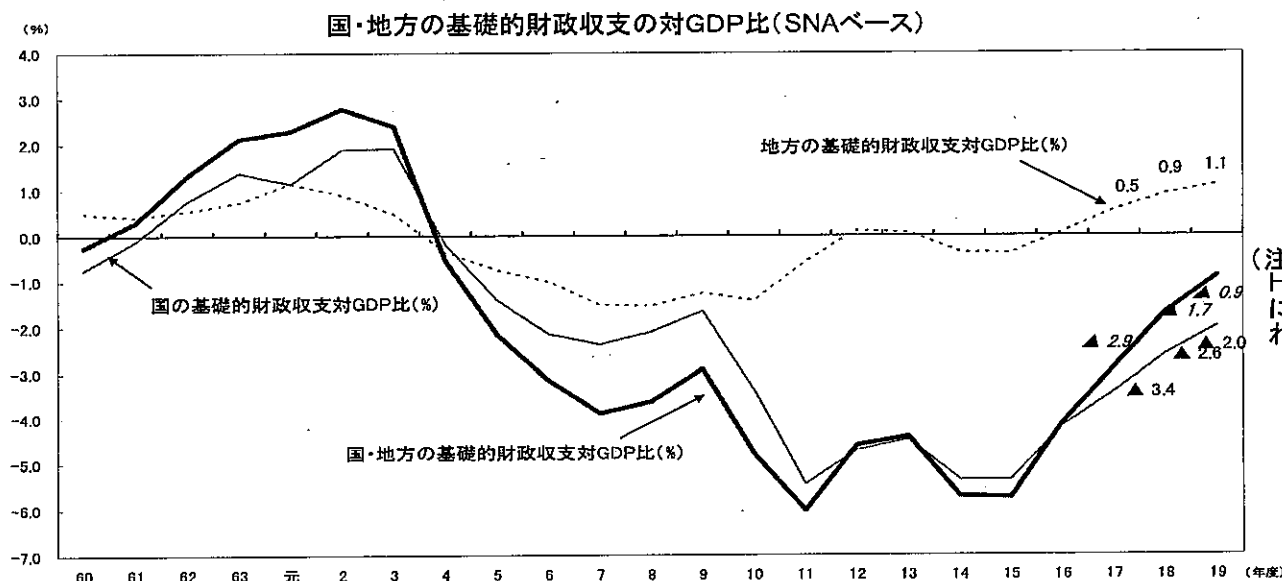
・財政健全化の第一歩である基礎的財政収支黒字化を確実に実現

- 一第Ⅰ期と同程度の財政健全化努力を継続し、2011年度には国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化する。
- 一財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り早期に均衡を回復させることを目指し、国・地方間のバランスを確保しつつ、財政再建を進める。

○ 財政健全化第Ⅲ期(2010年代初頭～2010年代半ば)

・債務残高GDP比の発散を止め、安定的引下げへ

- 一国・地方の基礎的財政収支の一定の黒字幅を確保する。
- 一国についても、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す。



基本方針2006
(平成18年7月7日 閣議決定)

歳出改革の具体的内容

	2006年度	2011年度 自然体	2011年度 改革後の姿	削減額	備 考
社会保障	31.1兆円	39.9兆円	38.3兆円程度	▲1.6兆円程度	
人件費	30.1兆円	35.0兆円	32.4兆円程度	▲2.6兆円程度	
公共投資	18.8兆円	21.7兆円	16.1～17.8兆円程度	▲5.6～▲3.9兆円程度	公共事業関係費 ▲3%～▲1% 地方単独事業(投資的経費) ▲3%～▲1%
その他分野	27.3兆円	31.6兆円	27.1～28.3兆円程度	▲4.5～▲3.3兆円程度	科学技術振興費 +1.1%～経済成長の範囲内 ODA ▲4%～▲2%
合計	107.3兆円	128.2兆円	113.9～116.8兆円程度	▲14.3～▲11.4兆円程度	
	要対応額 : 16.5兆円程度				

(注1) 上記金額は、特記なき場合国・地方合計(SNAベース)。

(注2) 備考欄は、各経費の削減額に相当する国の一般歳出の主な経費の伸び率(対前年度比名目年率)等及び地方単独事業(地財計画ベース)の名目での削減率を示す。

- ・削減額について、今後の資材価格や人件費の状況、内外の経済社会情勢等によって、ある程度、幅を持って考える必要がある。ただし、歳出を増加すればその分だけ国民負担が増加することには、留意しなければならない。
- ・災害への対応等現時点で見込み難い経費については、適切に対応する必要がある。
- ・歳出改革では対応しきれない要対応額については、歳入改革によって対応することとなるが、今後の経済社会情勢及び歳出削減の状況等によっては、この要対応額が変更する可能性がある。

2011年度のプライマリー・バランス(対GDP比)

○ 内閣府試算の概要

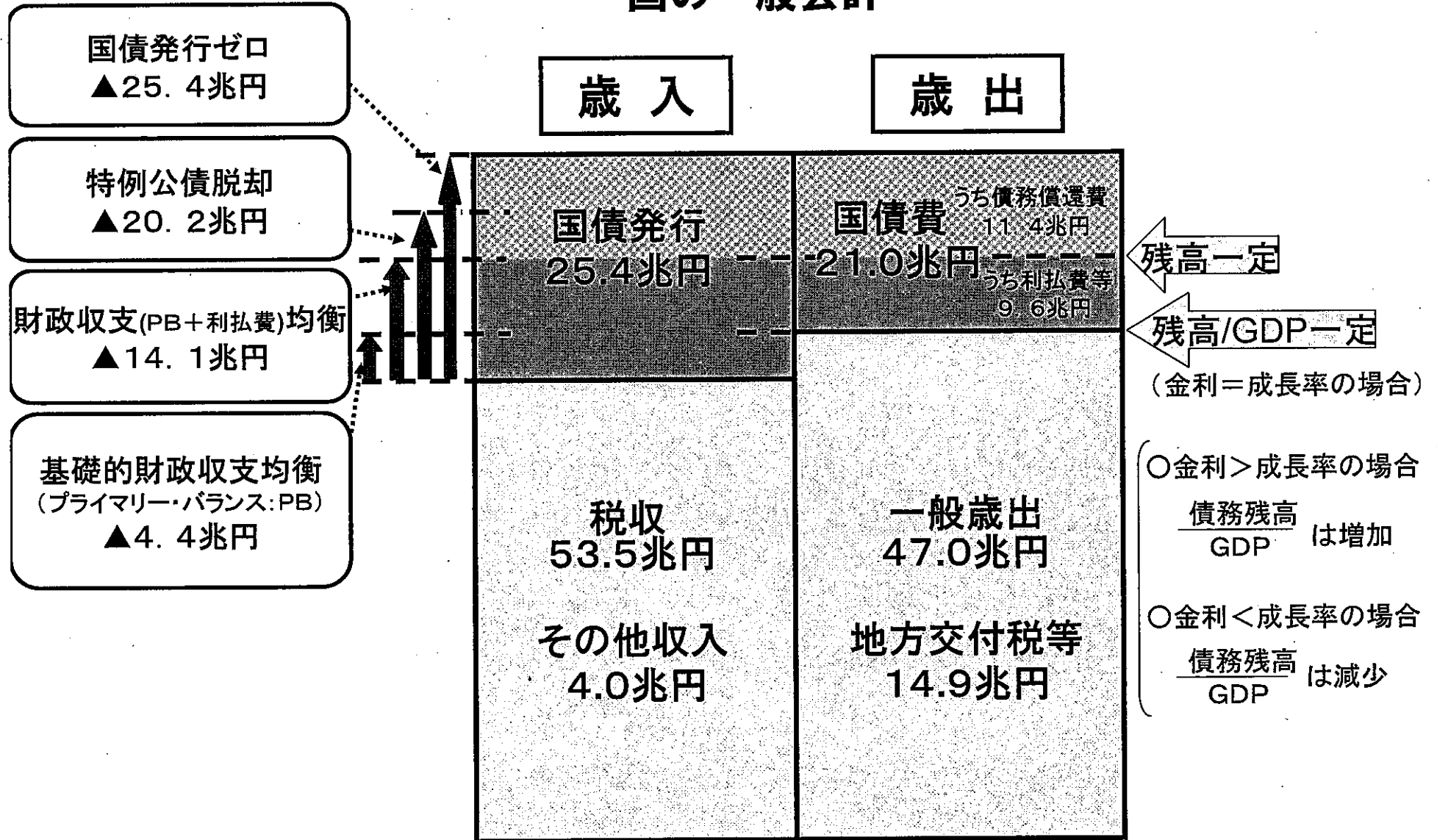
	① 平成19年10月 経済財政諮問会議民間議員による改定			② 平成19年1月 「日本経済の進路と戦略」参考試算		
	国・地方合計PB	国PB	地方PB	国・地方合計PB	国PB	地方PB
(参考) 2007年度のPB	▲0.9%	▲2.0%	1.1%	▲0.6%	▲1.7%	1.1%



[2011年度]

高成長/▲14.3兆円 名目成長率 ①3.7% ②3.9%	0.0%	▲1.4%	1.4%	0.2%	▲1.2%	1.5%
高成長/▲11.4兆円 名目成長率 ①3.8% ②4.0%	▲0.3%	▲1.6%	1.3%	▲0.1%	▲1.5%	1.4%
低成長/▲14.3兆円 名目成長率 ①1.9% ②2.0%	▲0.5%	▲1.8%	1.3%	▲0.4%	▲1.8%	1.4%
低成長/▲11.4兆円 名目成長率 ①2.1% ②2.2%	▲0.8%	▲2.0%	1.2%	▲0.8%	▲2.0%	1.3%

財政健全化の指標について ～ 国の一般会計 ～



諸外国の財政健全化目標

	フロー	ストック
アメリカ 	○2012年度までに連邦政府の財政収支均衡 《⇒ 国債残高の増加ゼロに相当》	—
EU 	①中期的な財政運営目標: 財政収支(SNAベース)の均衡又は黒字 (ドイツ・フランスは2010年度、イタリアは2011年度を目標) 《⇒ 国・地方合計の債務残高の増加ゼロに相当》 ②「過剰財政赤字」の是正手続き適用基準: 財政収支(SNAベース)対GDP比▲3%	○「過剰財政赤字」の是正手続き適用基準: 債務残高対GDP比60% (日本の現状:国・地方合計GDP比148%)
イギリス 	○「ゴールデン・ルール」:借入れを投資目的に限定 《⇒ 「特例公債脱却」に相当》	○「サステナビリティ・ルール」: 公的部門の純債務残高対GDP比40%以下

過去の「建議」における主な指摘事項（医療関係）について

○ 高齢者の患者負担の見直し

- ・ 低所得者には適切な配慮を行いつつ、70歳以上の高齢者の自己負担率を他の世代の負担率と統一していく

○ 保険免責制の導入

- ・ 一定金額までの保険免責制の導入

○ 食費・ホテルコストの取扱いの見直し

- ・ 療養病床はもとより一般病床に入院する者についても、食費・居住費について原則自己負担化

○ 高額療養費の見直し

- ・ 高額療養費の自己負担限度額の見直し

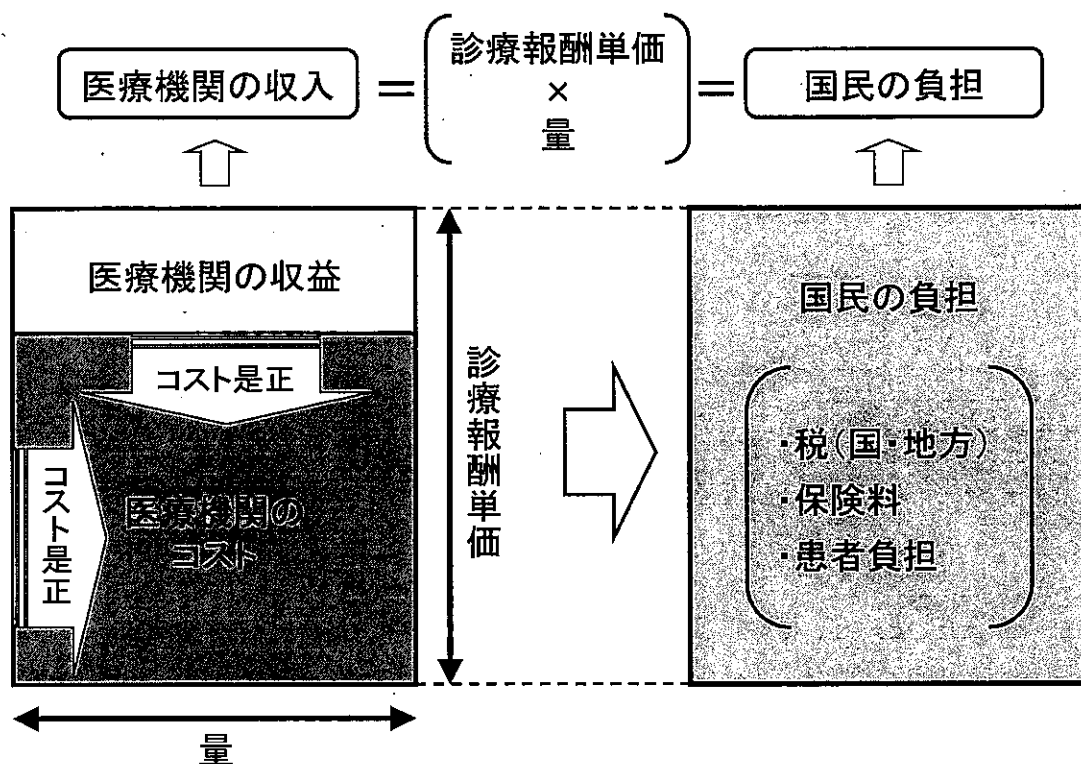
○ 先発品の保険給付の見直し

- ・ 後発品が存在する先発品について、公的医療保険給付は後発品の薬価の水準までとし、後発品との差額は自己負担とする仕組みの導入

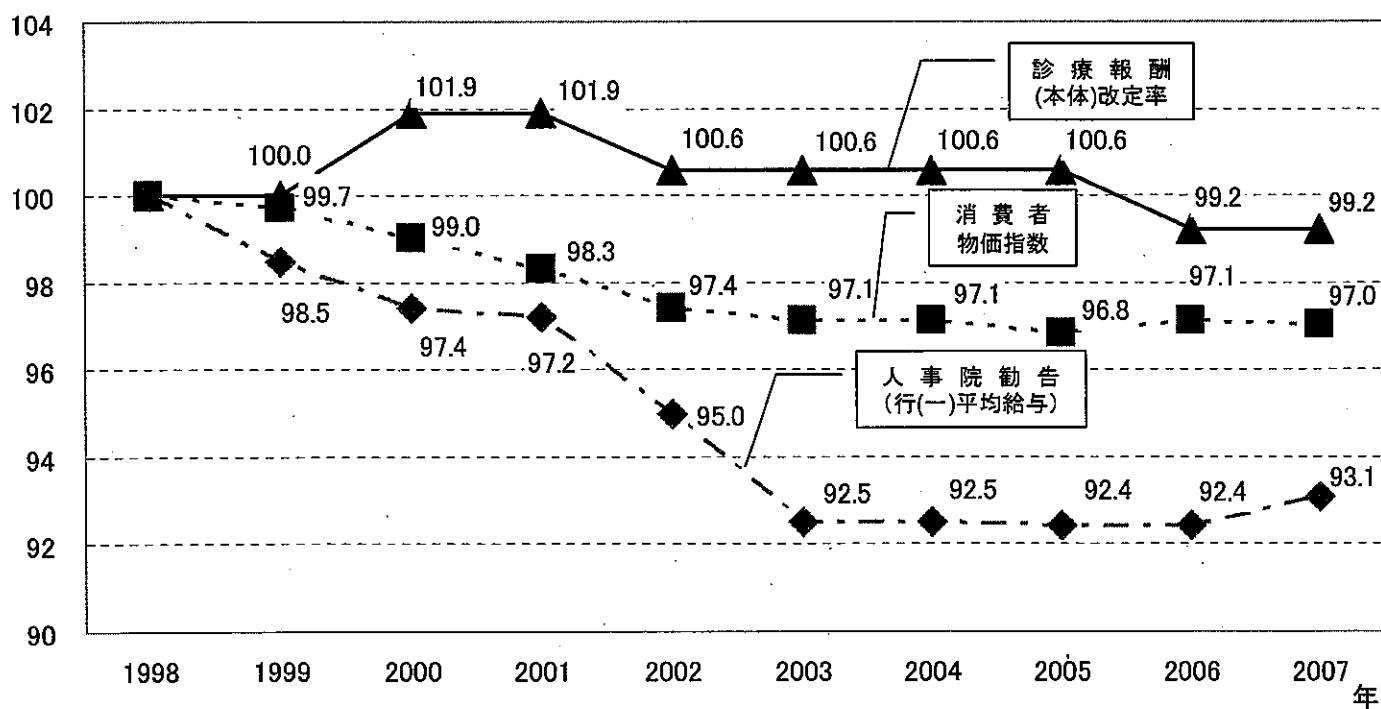
○ 市販類似薬の保険給付の見直し

- ・ 市販薬と類似の医薬品（非処方せん薬）を公的医療保険給付の対象外化

コスト是正と国民の負担との関係



近年の賃金・物価動向と診療報酬の推移



(注1) 1998年度を100とした時の推移。

(注2) 消費者物価指数は暦年。2007年は、1～9月の平均。

医療従事者等の給与について

1. 一般病院 常勤職員 平均給料月額等〔医療経済実態調査(2007年6月)〕

- 病 院 長 : 202.7万円(217.9万円) (注) () 内は賞与(1/12)を
含めた場合
- 医 師 : 100.8万円(117.9万円)
- 看護職員 : 33.8万円(42.8万円)
- 看護補助職員 : 20.0万円(24.6万円)
- ※ 一般診療所(法人等)の院長 : 209.4万円(211.0万円)
- 一般診療所(個人)の収支差額(≡開設医師の報酬等) : 233.7万円

2. 職種別所定内給与額〔2006年賃金構造基本統計調査〕

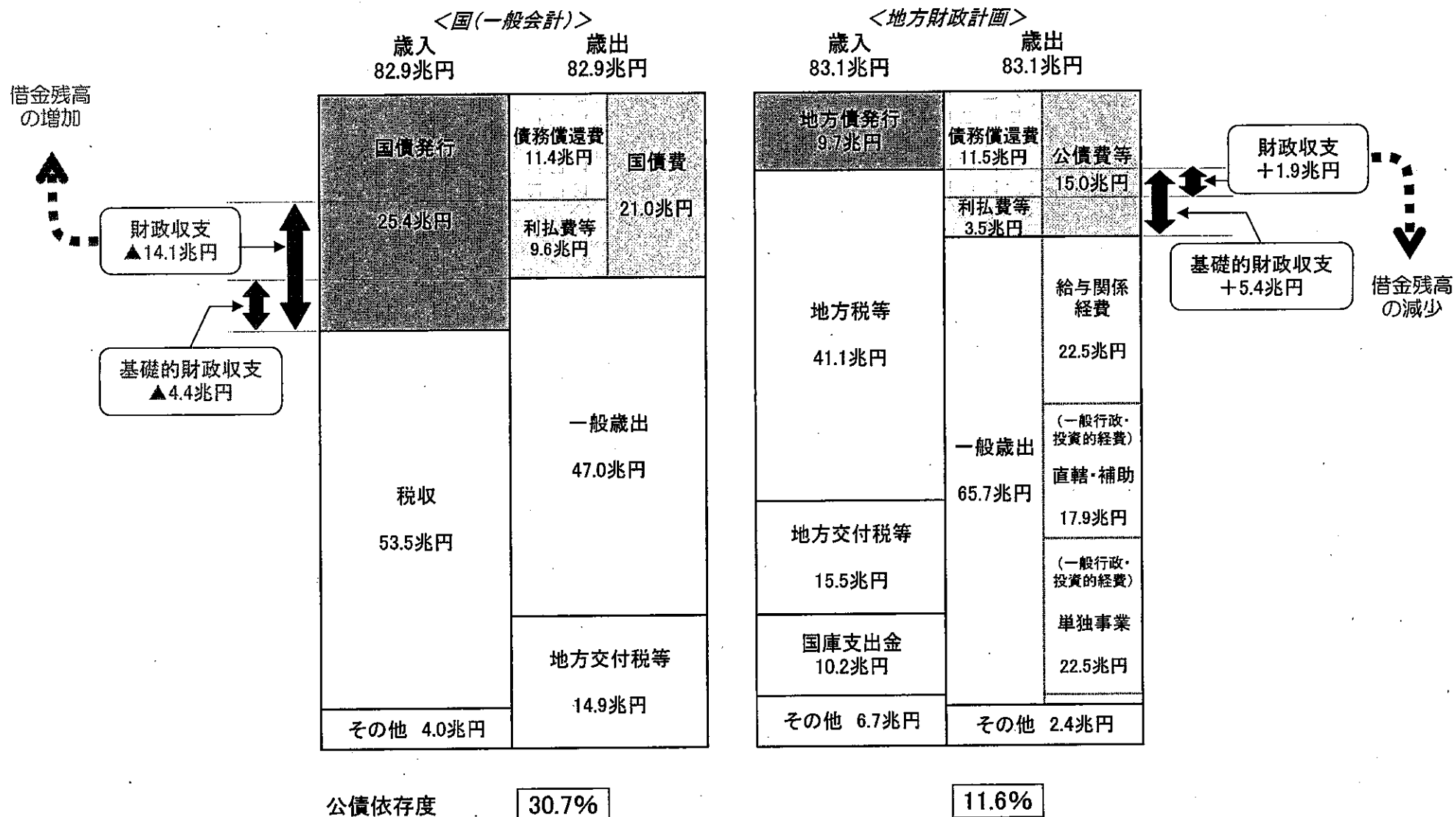
- | | |
|-----------------------|------------------|
| ○ 医 師 : 76.1万円 | ○ 全職種平均 : 30.2万円 |
| ・ 規模10~99人 : 95.7万円 | ○ 大学教授 : 66.3万円 |
| ・ " 100~999人 : 99.4万円 | ○ 大学講師 : 45.7万円 |
| ○ 看護師 : 28.3万円 | ○ 幼稚園教諭 : 21.8万円 |
| ○ 准看護師 : 25.3万円 | ○ 保育士 : 21.1万円 |

(注) いずれも10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所の平均。

保険者間の負担の公平化を目指す制度改革等の経緯

年	事 項	内 容
昭和 57 年	老人保健法の成立	○ 70 歳以上の老人医療費については、国（公費負担 30%）と各社会保険制度が共同して負担（保険者拠出金 70%）する。 ○ 保険者拠出金のうち、50%は引き続き各々の保険者に係る老人医療費の額を負担し、残りの 50%は老人加入率に応じて負担を調整（加入者按分率 50%）。
昭和 59 年	健康保険法改正法成立	○ 被用者保険者からの拠出金による退職者医療制度の創設
昭和 61 年	老人保健法改正法成立	○ 加入者按分率の引き上げ（昭 61 年 1 月 80% → 昭 62 年 4 月 90% → 平 2 年 4 月 100%）
平成 15 年	医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針（平成 15 年 3 月 28 日閣議決定）	○ 保険者の自立性・自主性を尊重した上で、医療保険制度を通じた給付の平等、負担の公平を図り、医療保険制度の一元化を目指す。
平成 17 年	医療保険制度改革について（平成 17 年 11 月 30 日社会保障審議会医療保険部会意見書）	○ 国民が安心できる国民皆保険制度を堅持していくことが重要であり、そのためには、給付の平等、負担の公平を図る観点から、制度体系の見直しを行なう必要がある。
平成 18 年	健康保険法等改正法成立	○ 後期高齢者医療制度の創設 ○ 前期高齢者の財政調整の創設

国の予算と地方財政計画(2007(平19)年度ベース)



三位一体改革の影響額
(富山県試算及び総務省公表資料)

全国知事会(2007(平成19)年7月12日)提出資料「富山県試算資料」

税源移譲 第一期改革(3兆円)と第二期改革(5.9兆円と仮定)の影響額合計

都道府県名	第1期改革(3兆円)の影響			第2期改革(5.9兆円)の政策効果と査定					影響額 (単位:億円)
	国庫補助金の減少 a	税源移譲額 b	差引 (b-a) A	国庫補助金の減少 c	税源移譲額 d	(国庫移譲の内訳) 地方交付金 a.75% 個人住民税 b.25%	差引 (d-c) B	A+B	
A 1	2,355	3,184	828	3,908	8,565	5,193	3,372	4,656	5,485
A 2	1,614	2,466	871	1,883	4,311	2,245	2,085	2,427	3,209
A 3	2,138	1,965	△ 173	2,521	4,236	2,732	1,504	1,715	1,542
A 4	1,498	1,958	460	2,142	3,646	2,147	1,498	1,504	1,984
A 5	1,340	1,898	558	1,771	3,018	1,031	1,387	1,247	1,806
A 6	1,206	1,603	397	1,754	2,817	1,587	1,231	1,063	1,460
A 7	798	1,019	221	1,379	1,795	1,103	692	416	637
A 8	641	584	△ 58	878	1,232	793	439	354	296
A 9	1,371	1,274	△ 97	2,131	2,445	1,456	999	314	217
A 10	465	477	12	827	875	502	313	48	60
A 11	590	512	△ 78	959	995	650	345	36	△ 11
A 12	669	717	48	1,260	1,276	795	491	16	64
B 1	267	233	△ 34	493	455	301	154	△ 38	△ 73
B 2	488	511	23	650	908	568	340	△ 41	△ 18
B 3	1,230	1,049	△ 181	2,163	2,315	1,388	748	△ 49	△ 230
B 4	525	524	△ 1	1,063	1,013	684	329	△ 51	△ 52
B 5	280	346	66	624	573	340	233	△ 51	△ 1
B 6	462	460	△ 2	847	791	483	308	△ 50	△ 58
B 7	470	491	14	1,003	898	572	326	△ 106	△ 91
B 8	482	440	△ 42	941	814	625	288	△ 128	△ 169
B 9	270	281	11	636	496	314	181	△ 140	△ 110
B 10	721	692	△ 29	1,419	1,274	792	482	△ 145	△ 175
B 11	339	317	△ 22	715	556	306	260	△ 158	△ 181
B 12	368	292	△ 17	729	535	344	191	△ 184	△ 212
B 13	311	244	△ 68	713	496	346	149	△ 218	△ 285
B 14	228	205	△ 23	662	399	265	134	△ 263	△ 285
B 15	179	128	△ 49	521	255	176	78	△ 266	△ 315
B 16	242	167	△ 75	633	344	240	104	△ 289	△ 364
B 17	538	427	△ 112	1,171	849	584	264	△ 322	△ 434
B 18	416	289	△ 127	928	583	394	169	△ 345	△ 472
B 19	327	200	△ 128	769	389	262	127	△ 370	△ 496
B 20	213	200	△ 13	759	365	237	127	△ 393	△ 406
B 21	248	158	△ 88	730	326	221	108	△ 401	△ 490
B 22	262	152	△ 110	731	322	222	100	△ 409	△ 519
B 23	393	338	△ 55	1,055	632	412	220	△ 423	△ 478
B 24	530	340	△ 190	1,180	723	501	223	△ 436	△ 628
B 25	345	236	△ 109	944	488	338	153	△ 456	△ 605
B 26	393	283	△ 110	1,016	550	385	164	△ 466	△ 586
B 27	422	260	△ 162	1,048	561	395	165	△ 487	△ 649
B 28	311	205	△ 106	954	436	308	128	△ 518	△ 624
B 29	356	205	△ 151	976	431	300	131	△ 545	△ 688
B 30	226	158	△ 68	886	300	203	97	△ 586	△ 654
B 31	442	274	△ 168	1,317	579	400	179	△ 738	△ 906
B 32	622	521	△ 101	1,882	1,020	694	325	△ 862	△ 963
B 33	569	310	△ 248	1,729	670	466	202	△ 1,080	△ 1,305
B 34	478	189	△ 276	1,575	428	293	135	△ 1,146	△ 1,423
B 35	1,949	1,206	△ 743	4,118	2,477	1,674	802	△ 1,841	△ 1,984
合 計	30,100	30,000		59,272	59,272	36,813	22,459		

県・市町村分の合計

総務省公表の税源移譲見込額から県を特定

「地方税関係資料ハンドブック」
((財)地方財務協会)より
【総務省公表資料】

(単位:億円)		税源移譲見込額 (所得課税と税定基準ベース)	
都道府県		+市町村分	
北海道	1,206	B35	
青森県	260	B27	
岩手県	263	B26	
宮城県	512	A11	
秋田県	205	B28	(※)
山形県	244	B13	
福島県	427	B17	
茨城県	717	A12	
栃木県	491	B7	
群馬県	477	A10	
埼玉県	1,898	A5	
千葉県	1,603	A6	
東京都	3,184	A1	
神奈川県	2,486	A2	
新潟県	521	B32	
富山県	291	B9	
石川県	292	B12	
福井県	200	B20	(※)
山梨県	205	B14	(※)
長野県	524	B4	
岐阜県	511	B2	
静岡県	1,019	A7	
愛知県	1,958	A4	
三重県	460	B6	
滋賀県	346	B5	
京都府	584	A8	
大阪府	1,965	A3	
兵庫県	1,274	A9	
奈良県	317	B11	(※)
和歌山県	200	B19	
鳥取県	128	B15	
島根県	158	B21	
岡山県	440	B8	
広島県	692	B10	
山口県	338	B23	
徳島県	158	B30	
香川県	233	B1	
愛媛県	289	B18	
高知県	152	B22	
福岡県	1,049	B3	
佐賀県	167	B16	
長崎県	274	B31	
熊本県	340	B24	
大分県	236	B25	
宮崎県	205	B29	(※)
鹿児島県	310	B33	
沖縄県	199	B34	
合計	30,005		

(※)「税源移譲 b」が同額の県「B14、B28、B29」及び「B19、B20」については、税源移譲の内訳中「地方消費税3.7%」配分額と、実際の地方消費税配分率との比較により県を特定

都道府県名	国庫補助金の減少額 a	税源移譲額 b	差引 (b-a)	b/a
北海道	1,549	1,206	△ 343	0.78
青森県	422	260	△ 162	0.62
岩手県	393	263	△ 129	0.67
宮城県	559	512	△ 47	0.92
秋田県	311	205	△ 106	0.66
山形県	311	244	△ 68	0.78
福島県	538	427	△ 112	0.79
茨城県	669	717	48	1.07
栃木県	476	491	14	1.03
群馬県	465	477	12	1.03
埼玉県	1,340	1,898	558	1.42
千葉県	1,206	1,603	397	1.33
東京都	2,355	3,184	828	1.35
神奈川県	1,614	2,486	871	1.54
新潟県	622	521	△ 101	0.84
富山県	270	291	21	1.08
石川県	309	292	△ 17	0.94
福井県	213	200	△ 13	0.94
山梨県	228	205	△ 23	0.90
長野県	525	524	△ 1	1.00
岐阜県	488	511	23	1.05
静岡県	798	1,019	221	1.28
愛知県	1,498	1,958	460	1.31
三重県	462	460	△ 2	1.00
滋賀県	296	346	50	1.17
京都府	641	584	△ 58	0.91
大阪府	2,138	1,965	△ 173	0.92
兵庫県	1,371	1,274	△ 97	0.93
奈良県	339	317	△ 22	0.94
和歌山県	327	200	△ 126	0.61
鳥取県	176	128	△ 49	0.73
島根県	226	158	△ 68	0.70
岡山県	482	440	△ 42	0.91
広島県	721	692	△ 29	0.96
山口県	393	338	△ 55	0.86
徳島県	248	158	△ 88	0.64
香川県	267	233	△ 34	0.87
愛媛県	416	289	△ 127	0.69
高知県	262	152	△ 110	0.58
福岡県	1,230	1,049	△ 181	0.85
佐賀県	242	167	△ 75	0.69
長崎県	442	274	△ 168	0.62
熊本県	530	340	△ 190	0.64
大分県	345	236	△ 109	0.68
宮崎県	356	205	△ 151	0.58
鹿児島県	556	310	△ 246	0.56
沖縄県	476	199	△ 276	0.42
合計	30,100	30,000		

(注) 上記計数は、県・市町村分の合計額。

三位一体改革前後の地方財源の状況

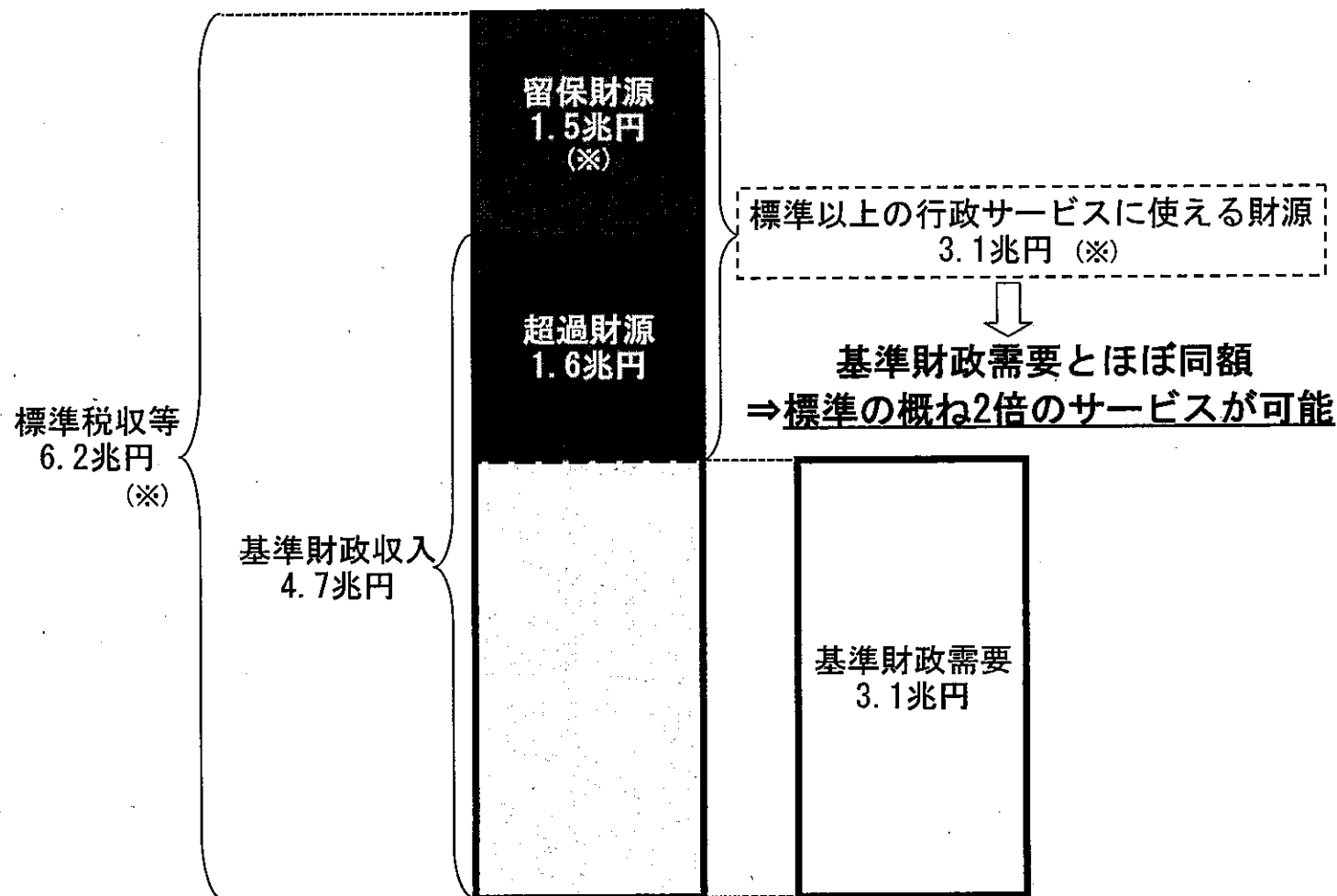
三位一体改革期間中の地方交付税等▲5兆円削減は、地方交付税▲2.2兆円、臨時財政対策債▲3.0兆円。
当該期間中の地方交付税▲2.2兆円に対し、地方税の増収+2.7兆円（税源移譲は含まれていない）。

	15年度 (2003)	18年度 (2006)	(兆円)		
			⑮⇒⑱	19年度 (2007)	⑮⇒⑲
地方税 …(A)	32.2	34.9	+ 2.7	40.4	+8.2 [+5.6]※
地方交付税 …(B)	18.1	15.9	▲ 2.2	15.2	▲ 2.9
合計 ((A)+(B)) …(C)	50.2	50.8	+ 0.6	55.6	+5.3 [+2.7]※
臨時財政対策債 …(D)	5.9	2.9	▲ 3.0	2.6	▲ 3.2
(C) + (D)	56.1	53.7	▲ 2.4	58.2	+2.1 [▲0.5]※
(参考) 地財計画と決算の乖離是正額[累計]	-	-	▲ 1.4	-	▲ 2.0

※[]内は税源移譲の影響を除いた場合の増減

東京都(23区を含む)の財源構造(19年度)

(2007)
(※) 推計値



国・地方の税財源配分の推移

年 度	租税総額の割合(%)		移転後実質的割合(%)	
	国税	地方税	国	地方
1954 (S29)	71.8	28.2	60.4	39.6
1967 (S42)	67.2	32.8	51.2	48.8
1987 (S62)	63.7	36.3	48.7	51.3
2007 (H19)	57.3	42.7	41.3	58.7

(注) 「移転後の実質割合」は、地方交付税（法定率分）及び譲与税の移転後の税財源の割合。

各国の財政調整制度の概要

	日本	イギリス	フランス	ドイツ
税収の中央：地方比	57：43	94：6	82：18	51：49
(実額：中央/地方)	55兆円／41兆円	3,205億ポンド／202億ポンド	3,744億ユーロ／796億ユーロ	2,324億ユーロ／2,234億ユーロ
財政調整規模	垂直調整額	349億ポンド	371億ユーロ	26億ユーロ
	対中央政府支出比	7.0%	9.2%	0.8%
	水平調整額	—	—	182億ユーロ
	対地方政府支出比	—	—	4.0%

(注1) 税収の中央：地方比は、日本以外はOECD Revenue Statistics (2004年の計数) から作成(ドイツの州税は便宜上地方税として整理。なお、国税として整理した場合の比率は88：12)。日本は2007年度予算ベース。

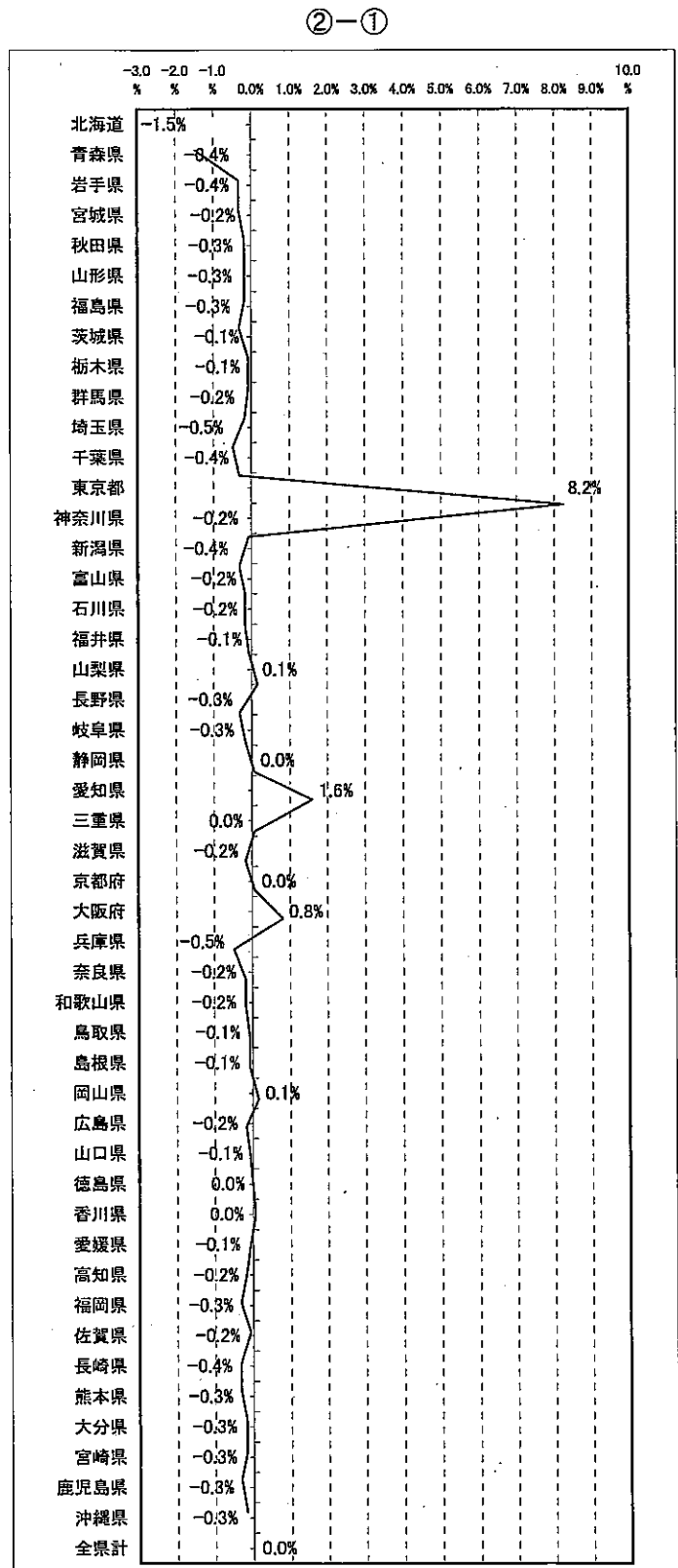
(注2) 各国の財政調整額は2005年度の計数。対象とした財政調整制度等は以下による。

日本(2005年度決算)：地方交付税、イギリス(財務省資料)：歳入援助交付金、フランス(内務省資料)：経常費総合交付金、

ドイツ(財務省資料)：垂直調整額は連邦補充交付金(特別需要交付金との合計は146億ユーロ〔中央政府支出比4.5%〕)、水平調整額は付加価値税の州間配分額(補足的配分部分)に州間調整交付金額を加えた額。

県内GDPのシェアと地方法人2税のシェア

	①県内GDPの シェア	②地方法人 二税のシェア
北海道	3.9%	2.4%
青森県	0.8%	0.5%
岩手県	0.9%	0.5%
宮城県	1.7%	1.4%
秋田県	0.7%	0.5%
山形県	0.8%	0.5%
福島県	1.5%	1.2%
茨城県	2.2%	2.1%
栃木県	1.6%	1.5%
群馬県	1.5%	1.2%
埼玉県	4.0%	3.5%
千葉県	3.8%	3.4%
東京都	17.6%	25.8%
神奈川県	6.1%	5.9%
新潟県	1.8%	1.4%
富山県	0.9%	0.7%
石川県	0.9%	0.7%
福井県	0.6%	0.6%
山梨県	0.6%	0.7%
長野県	1.6%	1.3%
岐阜県	1.4%	1.1%
静岡県	3.2%	3.2%
愛知県	6.8%	8.4%
三重県	1.5%	1.4%
滋賀県	1.2%	1.0%
京都府	1.9%	2.0%
大阪府	7.6%	8.4%
兵庫県	3.7%	3.1%
奈良県	0.7%	0.5%
和歌山県	0.7%	0.4%
鳥取県	0.4%	0.3%
島根県	0.5%	0.3%
岡山県	1.4%	1.5%
広島県	2.3%	2.1%
山口県	1.1%	1.1%
徳島県	0.5%	0.5%
香川県	0.7%	0.7%
愛媛県	0.9%	0.8%
高知県	0.5%	0.3%
福岡県	3.5%	3.1%
佐賀県	0.6%	0.4%
長崎県	0.9%	0.5%
熊本県	1.1%	0.8%
大分県	0.9%	0.6%
宮崎県	0.7%	0.4%
鹿児島県	1.0%	0.7%
沖縄県	0.7%	0.5%
全 県 計	100.0%	100.0%



(注)「①県内GDP」は2004(平成16)年度県民経済計算、「②地方法人2税」は2005(平成17)年度決算である(それぞれ直近の確定値)。

「税源」の一極集中の例

携帯電話大手企業

本社は東京。子会社を通じて全国で事業展開しているが利益は親会社に集中。
⇒一つの会社で本店・支店という形態をとる場合と異なる結果になる。

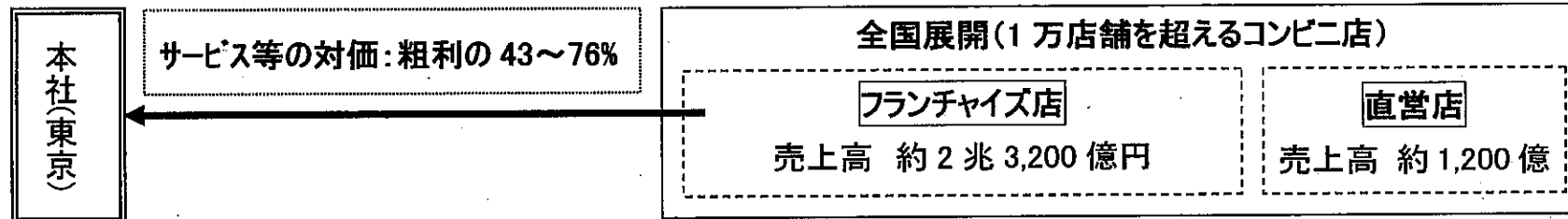
親会社：東京本社＋関東甲信越に13支店

子会社：8地域子会社（北海道、東北、東海、北陸、関西、中国、四国、九州）＋その他子会社87社

	親会社 ④	連結ベース ⑤	④/⑤
従業員数	約 6,000 人 [9割が東京]	約 22,000 人	約 3割
税引前利益	約 6,800 億円	約 7,700 億円	約 9割

コンビニエンスストア大手企業

全国のフランチャイズ店の利益の相当部分がサービス等の対価として本社へ。⇒店舗所在地の利益の相当部分が本社所在地に移転。



コンピュータゲーム大手企業

利益の源泉である数千万台規模の売上げは全国にわたっているが、課税対象となる利益は本社所在地に集中。

- ・携帯型コンピューターゲーム機、据置型コンピューターゲーム機、ソフトウェア等を全国で販売。
- ・従業員は本社、工場、開発拠点のある京都府内に集中(約1,700人中約1,600人(約9割))。

(注)各社の有価証券報告書から把握しうる事業活動の内容をまとめたもの。

政府税調の答申における消費税に関する記述

(2003)

「少子・高齢社会における税制のあり方（平成15年6月）」

第一 少子・高齢化と税制

二 個別税目の改革

2. 消費税

（1）少子・高齢社会における消費税の重要性

消費税は、制度創設以降、社会保障をはじめとする公的サービスの費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う上で大きな役割を果たしている。同時に、その税収は安定的に推移し現在では国税収入の約2割を占めるなど、わが国税制における基幹税の一つとして国民の間に定着してきた。

少子・高齢化が進展する中で国民の将来不安を払拭するためには、社会保障制度をはじめとする公的サービスを安定的に支える歳入構造の構築が不可欠であることから、消費税は極めて重要な税である。

（以下略）

(2005)

(2004)

「平成17年度の税制改正に関する答申（平成16年11月）」

二 個別税目の課題

2. 消費税

高齢化の進展に伴う社会保障給付の増加が見込まれる中、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化に向け、歳出・歳入両面から財政構造改革を進めていかねばならない。歳出改革路線の堅持・強化とあわせ、消費税についても国民的な議論を行っていくべきである。

消費税は、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合い、安定的な歳入構造を構築する上で重要な税である。今後の税体系構築にあたっては、国民の理解を得る努力を払いつつ、消費税の税率を引き上げていくことが必要である。

（以下略）

「地方の社会保障関係費(総務省定義)」の内訳 (平成17年度決算)

(2005)

〔資料Ⅱ-2-10〕

財源 (19.4兆円)

一般財源等 14.6兆円
使用料・手数料 0.4兆円
国庫支出金 4.4兆円

支出 (19.4兆円)

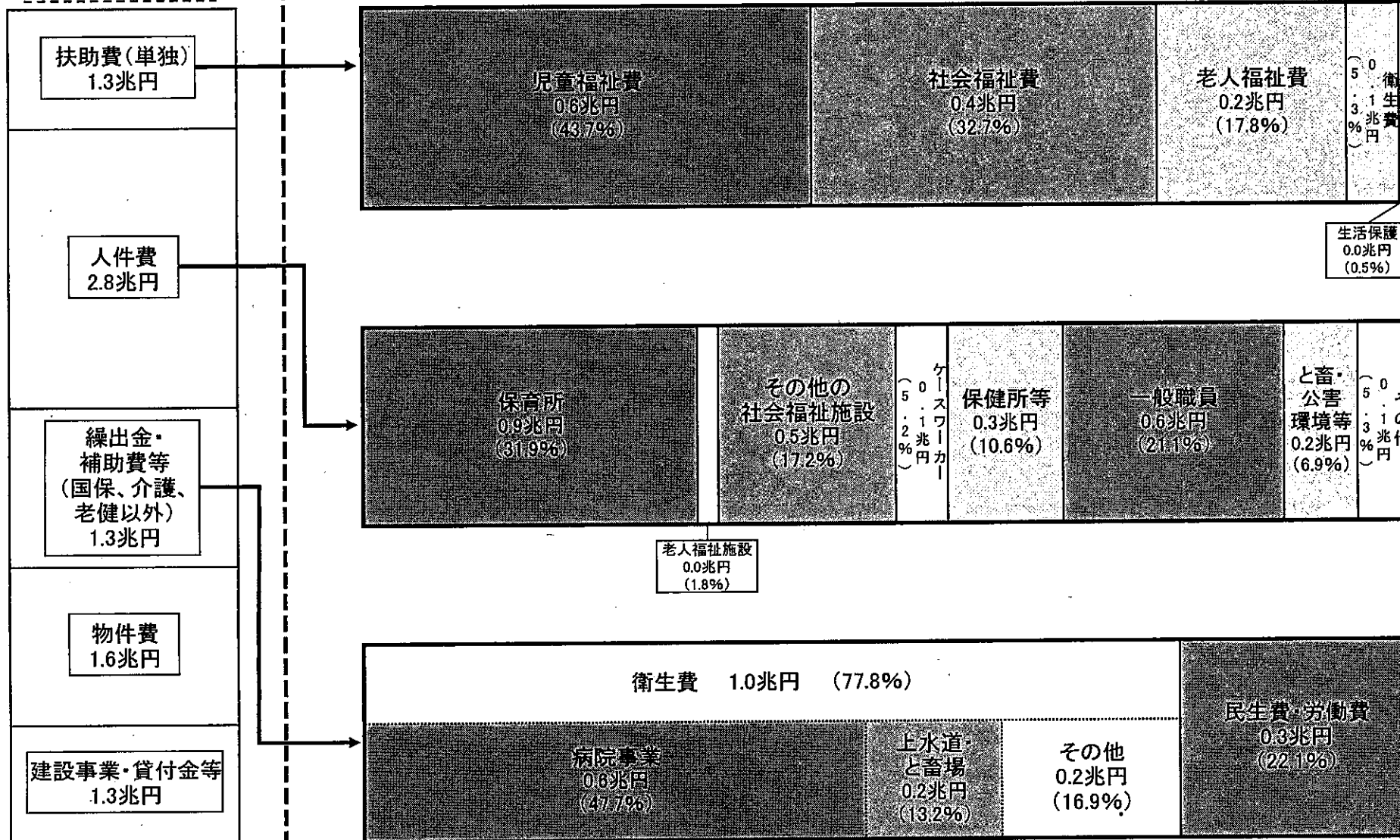
(目的別分類)	
民生費 15.7兆円	児童福祉費 4.7兆円
	社会福祉費 4.2兆円
	老人福祉費 4.0兆円
衛生費 3.4兆円	生活保護費 2.8兆円
	公衆衛生費 3.2兆円
	保健所費等 0.3兆円 労働費 0.3兆円

(性質別分類)	
老人保健繰出金等 1.5兆円	主に高齢者三経費に対応
介護保険繰出金等 1.7兆円	
国民健康保険繰出金等 1.6兆円	主に社会保障給付費に対応
扶助費(補助) 6.2兆円	
扶助費(単独) 1.3兆円	
人件費 2.8兆円	主に社会保障給付費以外に対応
繰出金・補助費等 (国保、介護、老健以外) 1.3兆円	
物件費 1.6兆円	
建設事業・貸付金等 1.3兆円	

「地方の社会保障関係費(総務省定義)」の主な内訳(給付費以外)

「地方の社会保障関係費」のうち、主に、社会保障給付費以外に対応している部分

内訳(推計値含む)



出典: 「平成17年地方財政統計年報」より。なお、人件費の内訳については、「平成17年地方公共団体定員管理調査結果」「平成18年地方公務員給与の実態」等より推計。
 (2005) (2005) (2006)

(2006)

厚生労働省「社会保障の給付と負担の見通し(平成18年5月)」における社会保障給付費等について、平成19年度の数値を予算ベースで整理したもの。

(2007)

社会保障給付費(19年度予算)の姿

(2007)

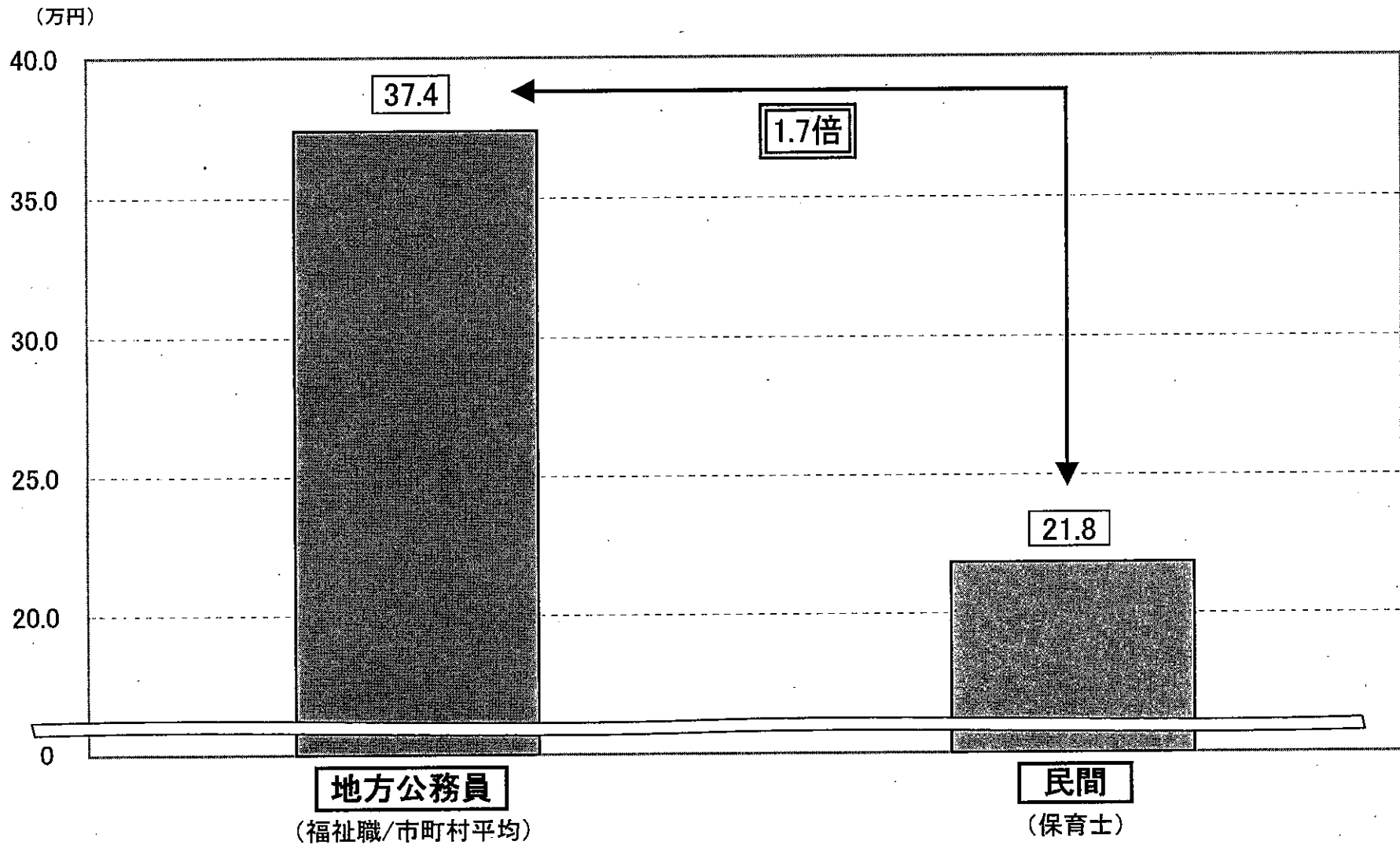
給付費 93.6兆円

福祉その他 15.5兆円
〔うち介護〕 6.7兆円
医 療 28.7兆円
年 金 49.5兆円

財源 85.5兆円+資産収入

資産収入等
地方負担 8.2兆円
国庫負担 21.9兆円
保険料 55.4兆円

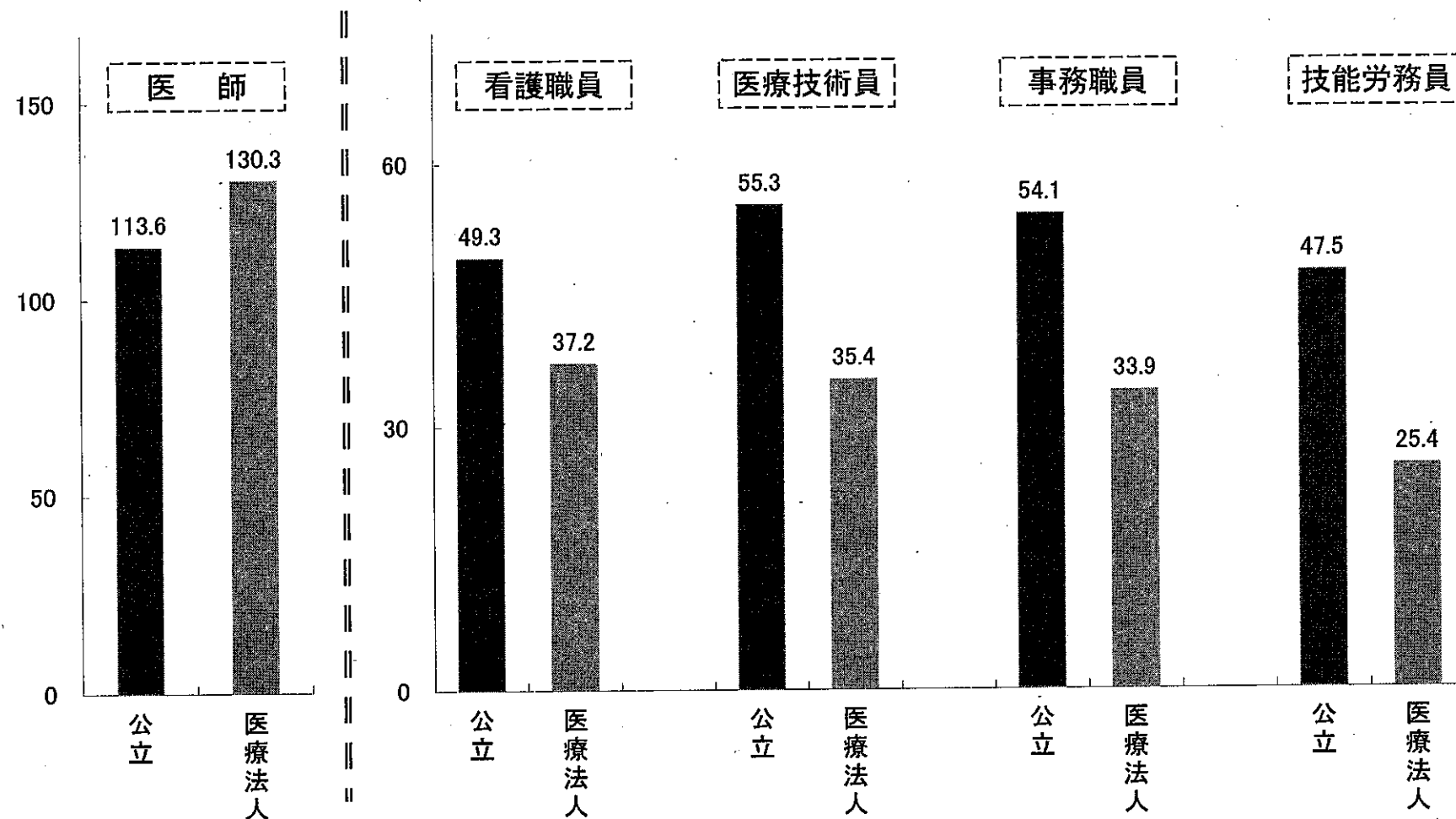
福祉関係職種の平均給与(地方公務員と民間との比較)



(出典) 地方公務員:「平成18年地方公務員給与の実態」(総務省)
 民間:「平成18年賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)
 (2006)

公立病院と私的病院（医療法人）の職種別平均給与月額等

（単位：万円）



（注 1） 平均給与月額等は、平均給与月額と賞与（年間支給額の1/12の額）の和。

（注 2） 「看護職員」とは、保健師、助産師、看護師、准看護師である。

（注 3） 「医療技術員」とは、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科技工士など医療に関わる専門技術員である。

（出典） 「第15回医療経済実態調査（医療機関等調査）の概況」（中央社会保健医療協議会）における「一般病院（介護保険事業に係る収入のない医療機関）」のデータより作成。

国・地方団体の「人件費指数」について

国（行政職俸給表(一)適用職員）・地方団体（一般行政職）の職員をそれぞれ
「学歴（4段階）」・「年齢（12段階）」・「職責（6段階）」の
合計288（4×12×6）に区分された階層に分類

$F(w)$:フィッシャー給与水準指数

（ラスパイレス指数とパーシェ指数の幾何平均）

同じ階層に属する国と地方団体の
職員の給与水準を比較し、
国を100として地方団体の水準を指数化

〔職員構成比(q)を固定し、給与(w)を比較するもの〕

$F(q)$:フィッシャー職員構成指数

（ラスパイレス指数とパーシェ指数の幾何平均）

同じ階層に属する国と地方団体の
職員の構成比率を比較し、
国を100として地方団体の水準を指数化

〔給与(w)を固定し、職員構成(q)を比較するもの〕

$F(w,q)$:人件費(給与水準・職員構成)指数

$$F(w) \times F(q)$$

<特徴>

- ① 学歴・年齢・職責の3要素に基づく比較
- ② 給与水準と職員構成の両方を勘案したもの

※ 今回の試算では各種手当も含めて比較（超過勤務手当等の一部手当除く）

試算結果 〈参考指数〉～学歴・年齢・職責の3要素を元に給与水準を比較し、職員構成の歪みを反映した人件費指数～

本試算は、公表されたデータ(総務省 平成19年7月)を元に試算したもの。これを参考にしつつ、一層のデータ開示も含め、更に議論を深めていく必要がある。

〔都道府県〕

	人件費指数 (今回の試算)	順位	(参考) 総務省公表の ラスパイレス指数	順位
北海道	98.8	47	90.6	47
青森県	105.2	34	98.2	38
岩手県	110.5	17	100.2	14
宮城県	107.4	27	101.3	8
秋田県	114.6	8	100.1	18
山形県	114.9	7	100.6	12
福島県	108.5	23	99.6	24
茨城県	101.1	42	100.3	13
栃木県	108.4	25	100.0	19
群馬県	102.9	41	99.8	21
埼玉県	118.6	2	102.4	7
千葉県	111.7	14	99.3	29
東京都	113.8	10	103.5	3
神奈川県	116.7	5	102.6	4
新潟県	105.0	35	99.8	22
富山県	105.5	32	96.7	39
石川県	109.1	21	100.8	11
福井県	112.7	13	101.2	9
山梨県	106.0	31	99.5	25
長野県	114.4	9	99.2	31
岐阜県	104.7	39	99.4	27
静岡県	109.7	19	103.7	2
愛知県	117.5	4	104.3	1
三重県	105.4	33	100.2	15

	人件費指数 (今回の試算)	順位	(参考) 総務省公表の ラスパイレス指数	順位
滋賀県	110.9	15	99.3	30
京都府	120.5	1	102.6	5
大阪府	112.9	12	98.6	36
兵庫県	116.2	6	102.5	6
奈良県	109.3	20	99.9	20
和歌山県	113.2	11	99.4	28
鳥取県	100.6	45	96.5	40
島根県	103.6	40	92.6	46
岡山県	100.7	43	96.3	41
広島県	104.8	37	96.1	42
山口県	108.5	24	99.0	32
徳島県	118.3	3	100.2	16
香川県	104.8	36	95.7	44
愛媛県	100.1	46	96.0	43
高知県	100.6	44	95.2	45
福岡県	104.7	38	98.3	37
佐賀県	108.9	22	98.9	34
長崎県	110.7	16	101.2	10
熊本県	107.2	29	100.2	17
大分県	106.9	30	98.8	35
宮崎県	107.4	28	99.8	23
鹿児島県	108.0	26	99.5	26
沖縄県	110.1	18	99.0	33
都道府県全体	108.7	-	99.5	-

〔政令市〕

	人件費指数 (今回の試算)	順位	(参考) 総務省公表の ラスパイレス指数	順位
札幌市	113.7	11	98.6	13
仙台市	113.6	12	100.7	5
千葉市	133.9	2	101.9	3
さいたま市	115.7	10	103.1	2
横浜市	110.9	14	99.7	10
川崎市	108.4	15	101.5	4
静岡市	117.6	9	104.0	1
名古屋市	118.3	7	100.0	9
京都市	162.5	1	100.1	8
大阪市	118.9	6	100.7	6
堺市	112.9	13	97.6	14
神戸市	117.9	8	98.8	12
広島市	126.6	4	97.6	15
北九州市	132.3	3	99.7	11
福岡市	125.5	5	100.7	7
政令市全体	120.5	-	100.0	-

都道府県・政令市	111.5	-	-	-
----------	-------	---	---	---

- ※1 「人件費指数(今回の試算)」は、総務省が平成19年7月に公表(<http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070627.1.html>)した一般行政職の学歴別・年齢別・級別平均給与月額別の団体別データ(平成18年4月1日時点)と同様の国家公務員(行政職給表(一)の適用職員)のデータ(平成18年4月1日時点)を元に、学歴・年齢・職責の要素が一致する国と地方団体の職員を比較して算出したフィッシャー給与水準指数とフィッシャー職員構成指数とを乗じたもので、国を100としたもの。なお、国と地方団体の職員の対関係は、「平成18年民間給与実態調査」(人事院及び各人事委員会)で公表されている企業規模500人以上の民間企業の役職(「係員」・「主任」・「係長」・「課長代理」・「課長」・「部次長以上」)に相当するとされている職務の級等を踏まえたもの。
- ※2 上記出典に記載されている地方団体の職員数が行政職給表適用人数よりも少なくなっていること等により、国の職員構成と比較データの職員構成が大幅に異なる自治体があることに留意する必要がある。
- ※3 「(参考)総務省公表のラスパイレス指数」は、総務省及び各地方団体が公表しているラスパイレス指数(地域手当補正後)で、平成18年4月1日時点の地方団体の一般行政職の給料額と国の行政職給表(一)の適用職員の給料額とを学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの。各種手当は比較・算出の対象とはなっていない。
- ※4 「人件費指数」と「総務省公表のラスパイレス指数」は、比較対象の範囲等が異なることに留意する必要がある。

技能労務職員の給与水準の民間との比較（総務省公表資料より抜粋）

<職種別民間給与との比較>

技能労務職 (都道府県・政令市平均)		民間同業種 (全国平均)		(A)/(B)
職種	平均給与月額 (A)	職種	平均給与月額 (B)	
清掃職員	45.6 万円	廃棄物処理業従業員	30.0 万円	1.52 倍
平均年齢	43.8 歳	平均年齢	43.3 歳	
学校給食員	36.1 万円	調理士	25.7 万円	1.40 倍
平均年齢	46.0 歳	平均年齢	41.5 歳	
用務員	39.0 万円	用務員	22.9 万円	1.70 倍
平均年齢	47.7 歳	平均年齢	53.7 歳	
自動車運転手	41.2 万円	自家用乗用自動車運転者	28.6 万円	1.44 倍
平均年齢	48.1 歳	平均年齢	52.5 歳	
守衛	43.4 万円	守衛	25.6 万円	1.69 倍
平均年齢	46.2 歳	平均年齢	58.2 歳	
電話交換手	39.9 万円	内線電話交換手	21.3 万円	1.87 倍
平均年齢	47.9 歳	平均年齢	41.4 歳	
バス事業運転手	46.9 万円	営業用バス運転者	31.6 万円	1.49 倍
平均年齢	45.1 歳	平均年齢	45.3 歳	

<各職種における最大較差の具体例>

	平均給与月額		(A)/(B)
	技能労務職 (A)	民間同業種 (B)	
仙台市・清掃職員	50.7 万円	29.7 万円	1.71 倍
堺市・学校給食員	44.8 万円	18.6 万円	2.41 倍
奈良県・用務員	40.9 万円	15.6 万円	2.63 倍
仙台市・自動車運転手	51.7 万円	18.7 万円	2.76 倍
宮崎市・守衛	39.3 万円	13.1 万円	2.99 倍
青森県・電話交換手	43.0 万円	13.9 万円	3.09 倍
仙台市・バス運転手	44.2 万円	27.9 万円	1.58 倍

※ 上記数値はいずれも総務省WEBより抜粋（平成19年7月総務省公表資料（http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070627_1.html）より抜粋）。なお技能労務職に対応する民間同業種における職種別の平均給与月額は「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）における、平成16年、17年及び18年の3カ年平均の数値（内線電話交換手は平成14年、15年及び16年の3カ年平均の数値）。

技能労務職（全職種平均）と民間の年収の比較（都道府県別）

	① 民間年収 (万円)	② 技能労務職の 平均年収 (万円)	③ 年収較差 (②-①) (万円)	④ 年収較差 (②/①) (倍)	⑤ 技能労務職 職員数 (人)	③×⑤ (億円)
北海道	358.0	650.5	292.5	1.82	9,408	275.2
青森県	287.3	614.1	326.8	2.14	2,772	90.6
岩手県	309.7	571.9	262.2	1.85	2,393	62.8
宮城県	364.7	595.7	231.0	1.63	3,958	91.4
秋田県	308.7	581.4	272.7	1.88	2,265	61.8
山形県	294.1	598.4	304.3	2.03	2,514	76.5
福島県	347.9	608.3	260.4	1.75	2,783	72.5
茨城県	424.4	555.4	131.0	1.31	3,144	41.2
栃木県	395.1	558.5	163.4	1.41	3,555	58.1
群馬県	356.5	555.1	198.7	1.56	2,720	54.0
埼玉県	364.5	623.9	259.4	1.71	6,326	164.1
千葉県	409.6	591.7	182.1	1.44	7,058	128.5
東京都	451.2	689.1	237.9	1.53	27,546	655.3
神奈川県	436.5	792.6	356.1	1.82	16,414	584.5
新潟県	342.8	574.5	231.7	1.68	4,673	108.2
富山県	378.3	571.0	192.7	1.51	2,570	49.5
石川県	369.6	562.5	192.9	1.52	2,252	43.4
福井県	343.5	537.8	194.3	1.57	1,684	32.7
山梨県	405.5	526.5	121.0	1.30	1,332	16.1
長野県	326.1	561.5	235.4	1.72	2,584	60.8
岐阜県	409.4	512.0	102.6	1.25	3,141	32.2
静岡県	384.2	591.8	207.6	1.54	4,742	98.5
愛知県	414.0	617.6	203.6	1.49	13,243	269.6
三重県	468.7	540.5	71.9	1.15	3,713	26.7
滋賀県	382.6	530.6	148.0	1.39	1,419	21.0

	① 民間年収 (万円)	② 技能労務職の 平均年収 (万円)	③ 年収較差 (②-①) (万円)	④ 年収較差 (②/①) (倍)	⑤ 技能労務職 職員数 (人)	③×⑤ (億円)
京都府	405.7	671.3	265.6	1.65	6,146	163.2
大阪府	456.6	658.3	201.7	1.44	25,230	508.8
兵庫県	408.7	687.3	278.6	1.68	13,061	363.9
奈良県	414.9	564.9	150.0	1.36	2,532	38.0
和歌山県	381.3	566.3	185.0	1.49	1,766	32.7
鳥取県	331.1	595.3	264.2	1.80	1,075	28.4
島根県	376.7	591.4	214.7	1.57	1,279	27.5
岡山県	322.9	587.4	264.4	1.82	3,003	79.4
広島県	381.3	636.3	255.1	1.67	3,654	93.2
山口県	412.8	609.7	196.9	1.48	2,709	53.4
徳島県	362.1	561.8	199.8	1.55	2,542	50.8
香川県	375.0	579.2	204.2	1.54	2,115	43.2
愛媛県	381.9	523.7	141.8	1.37	2,371	33.6
高知県	302.5	550.6	248.1	1.82	1,958	48.6
福岡県	321.3	661.4	340.1	2.06	5,847	198.8
佐賀県	324.2	579.2	255.0	1.79	1,514	38.6
長崎県	350.1	645.3	295.1	1.84	2,996	88.4
熊本県	330.2	594.2	264.0	1.80	3,407	90.0
大分県	368.7	636.1	267.4	1.73	2,311	61.8
宮崎県	313.8	626.8	313.0	2.00	1,590	49.8
鹿児島県	391.3	590.7	199.4	1.51	3,224	64.3
沖縄県	233.0	565.7	332.6	2.43	1,796	59.8

全国平均	395.2 万円	634.4 万円	238.2 万円	1.61 倍	226,339 人	6,392 億円
------	----------	----------	----------	--------	-----------	----------

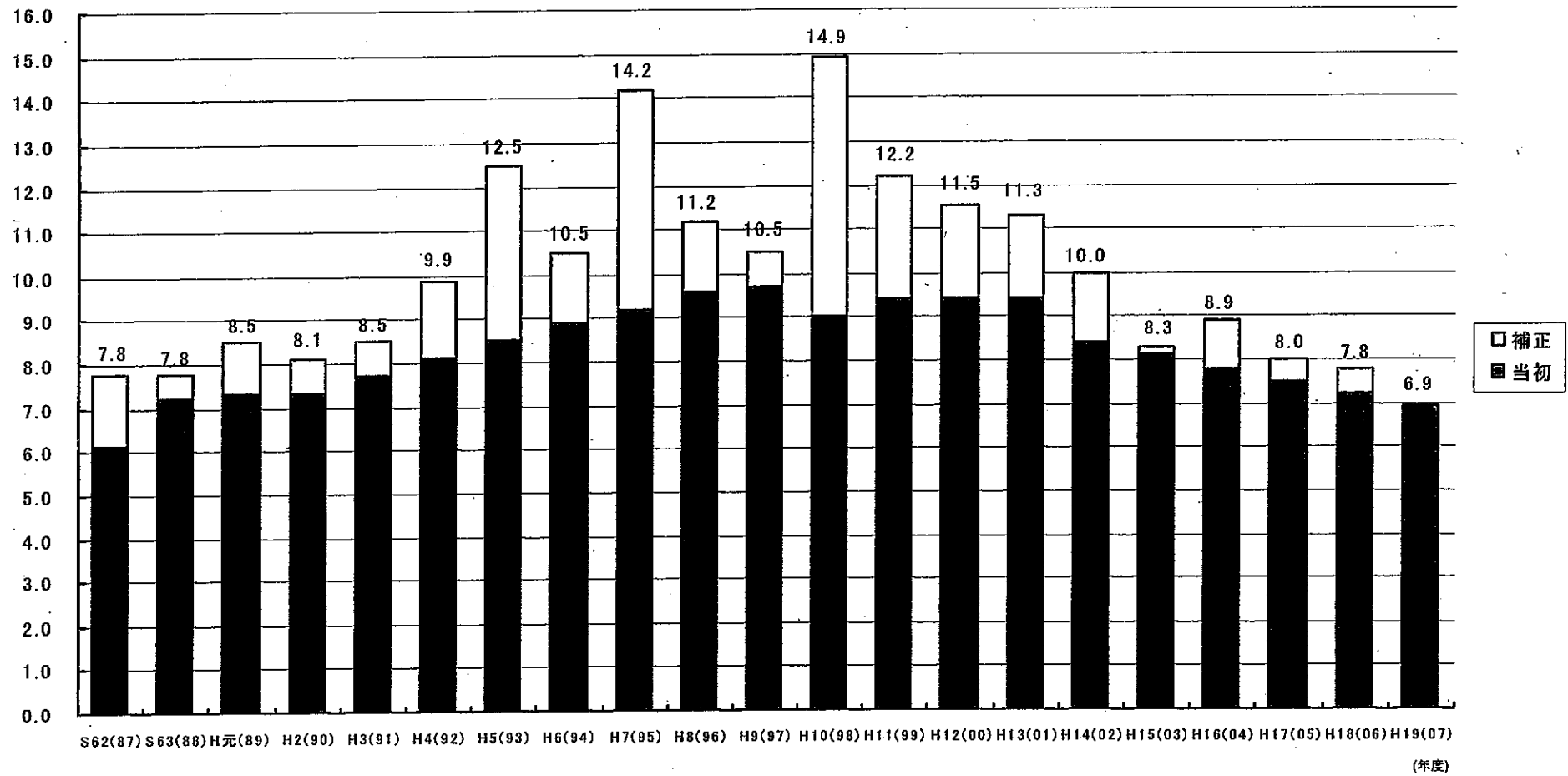
(注1) 民間年収は、「平成18年地方公共団体定員管理調査結果」（総務省）の「ホームヘルパー」「運転手・車掌等」「守衛・庁務員等」「電気・ボイラー等技術員」「調理員」「清掃職員」「道路補修員」「電話交換手」の各職種別技能労務職に対応するものとした民間賃金を「平成18年賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）等の職種別の「決まって支給する給与」と及び「年間賞与等」（企業規模10人以上、男女の統計）を用いて、上述の職種別技能労務職員数（都道府県別）で加重平均して算出した「決まって支給する給与」に12を乗じて「年間賞与等」を加えたもの。

(注2) 技能労務職の平均年収は総務省HPに公表されている「技能労務職員等の平均給与月額・各種手当の支給状況（都道府県・政令市・市町村別）」の平均給与月額及び期末勤続手当を「平成18年地方公共団体定員管理調査結果」（総務省）で示されている団体別職員数で加重平均して算出し、平均給与月額に12を乗じ、期末・勤続手当等を加算したもの。

(注3) 技能労務職員数は普通会計技能労務職員に加え公営企業会計関係等の技能労務職員も含む（全会計ベース）。

公共事業関係費の推移

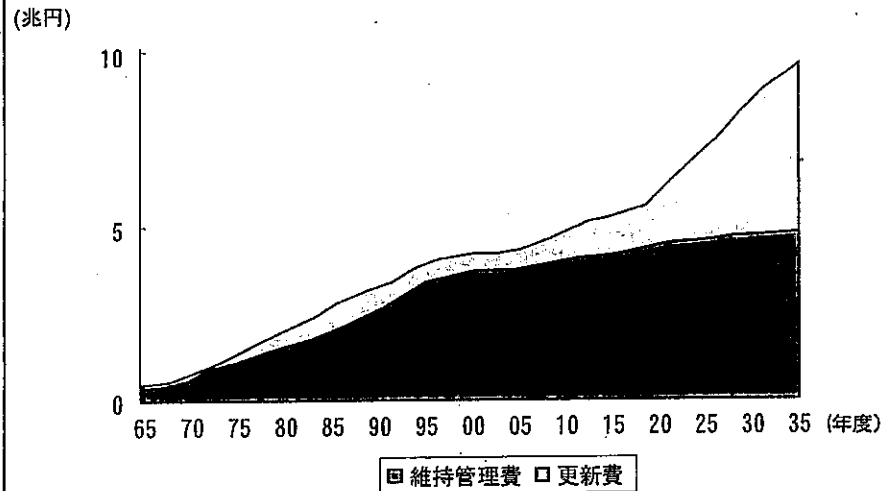
(兆円)



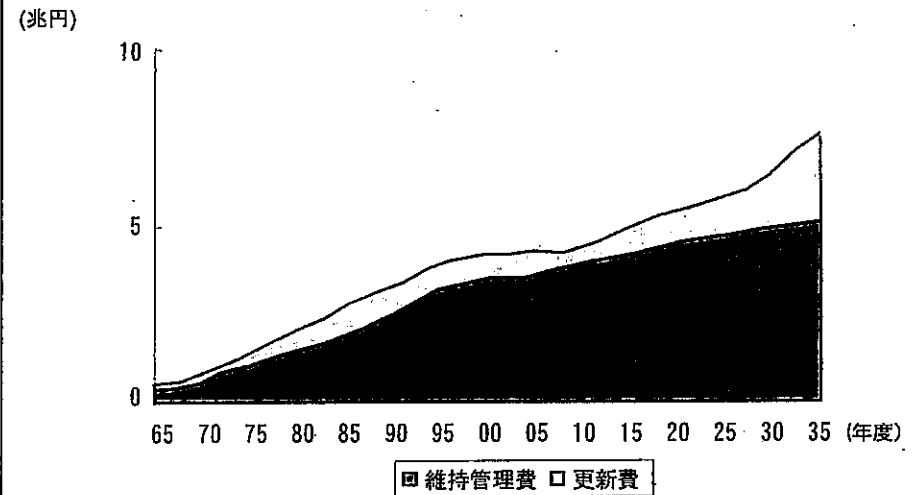
※NTT-Aを除く

社会資本の更新費の増加(イメージ)

自然体



予防保全的管理による更新費の増加の抑制

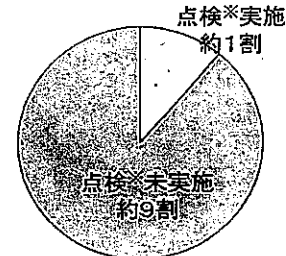
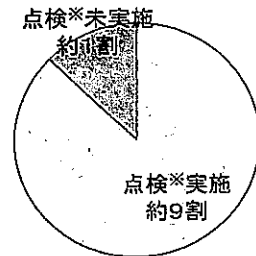


※予防保全的管理により社会資本の耐用年数が2割延びた場合の推計

【橋梁の現況把握実態】

都道府県(47都道府県)

市町村
(政令市を含む1,768市町村)



点検※: 定期点検を指し、日常パトロールは除く

〔国土交通省調べ〕

道路特定財源の見直しに関する具体策

平成 18 年 12 月 8 日
閣 議 決 定

我が国の競争力、成長力の確保や地域の活性化のため必要な道路整備を計画的に進めることは、引き続き、重要な課題である。他方、我が国財政は極めて厳しい状況にあり、国民負担の最小化のため、歳出削減を徹底し、ゼロベースで見直すことが必要となっている。

このため、昨年末の政府与党合意、行革推進法等に基づく道路特定財源の見直しについては、以下に定めるところにより行うものとする。

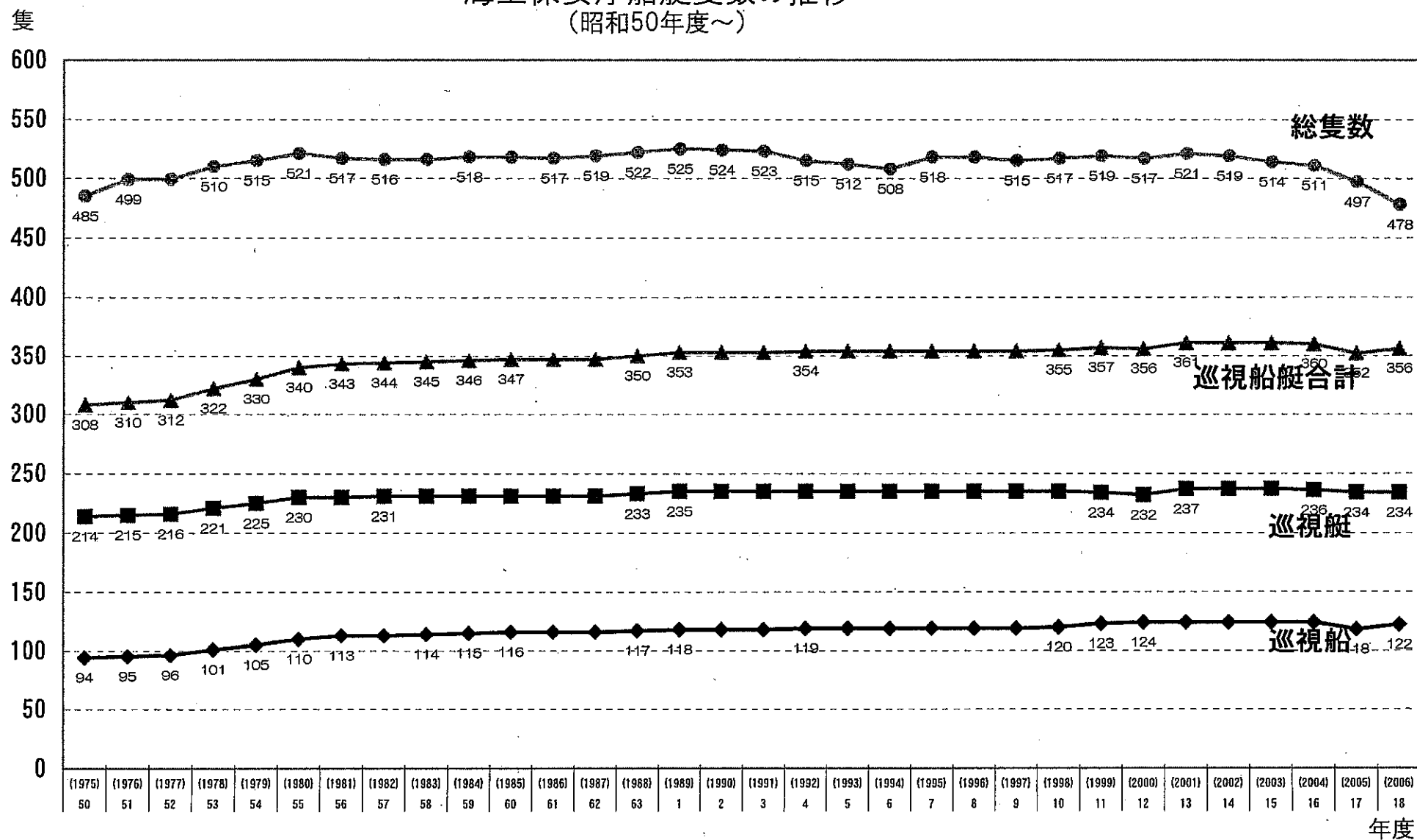
1. 道路整備に対するニーズを踏まえ、その必要性を具体的に精査し、引き続き、重点化、効率化を進めつつ、真に必要な道路整備は計画的に進めることとし、19年中に、今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画を作成する。

特に、地域間格差への対応や生活者重視の視点を踏まえつつ、地方の活性化や自立に必要な地域の基幹道路の整備や渋滞解消のためのバイパス整備、高速道路や高次医療施設への広域的アクセスの強化など、地域の自主性にも配慮しながら、適切に措置する。

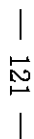
2. 20年度以降も、厳しい財政事情の下、環境面への影響にも配慮し、暫定税率による上乗せ分を含め、現行の税率水準を維持する。
3. 一般財源化を前提とした国の道路特定財源全体の見直しについては、税率を維持しながら、納税者の理解を得ることとの整合性を保ち、
 - ① 税収の全額を、毎年度の予算で道路整備に充てることを義務付けている現在の仕組みはこれを改めることとし、20年の通常国会において所要の法改正を行う。
 - ② また、毎年度の予算において、道路歳出を上回る税収は一般財源とする。

4. なお、以上の見直しと併せて、我が国の成長力や地域経済の強化、安全安心の確保など国民が改革の成果を実感できる政策課題に重点的に取り組む。その一環として、国民の要望の強い高速道路料金の引下げなどによる既存高速ネットワークの効率的活用・機能強化のための新たな措置を講ずることとし、20年の通常国会において、所要の法案を提出する。

海上保安庁船艇隻数の推移 (昭和50年度～)

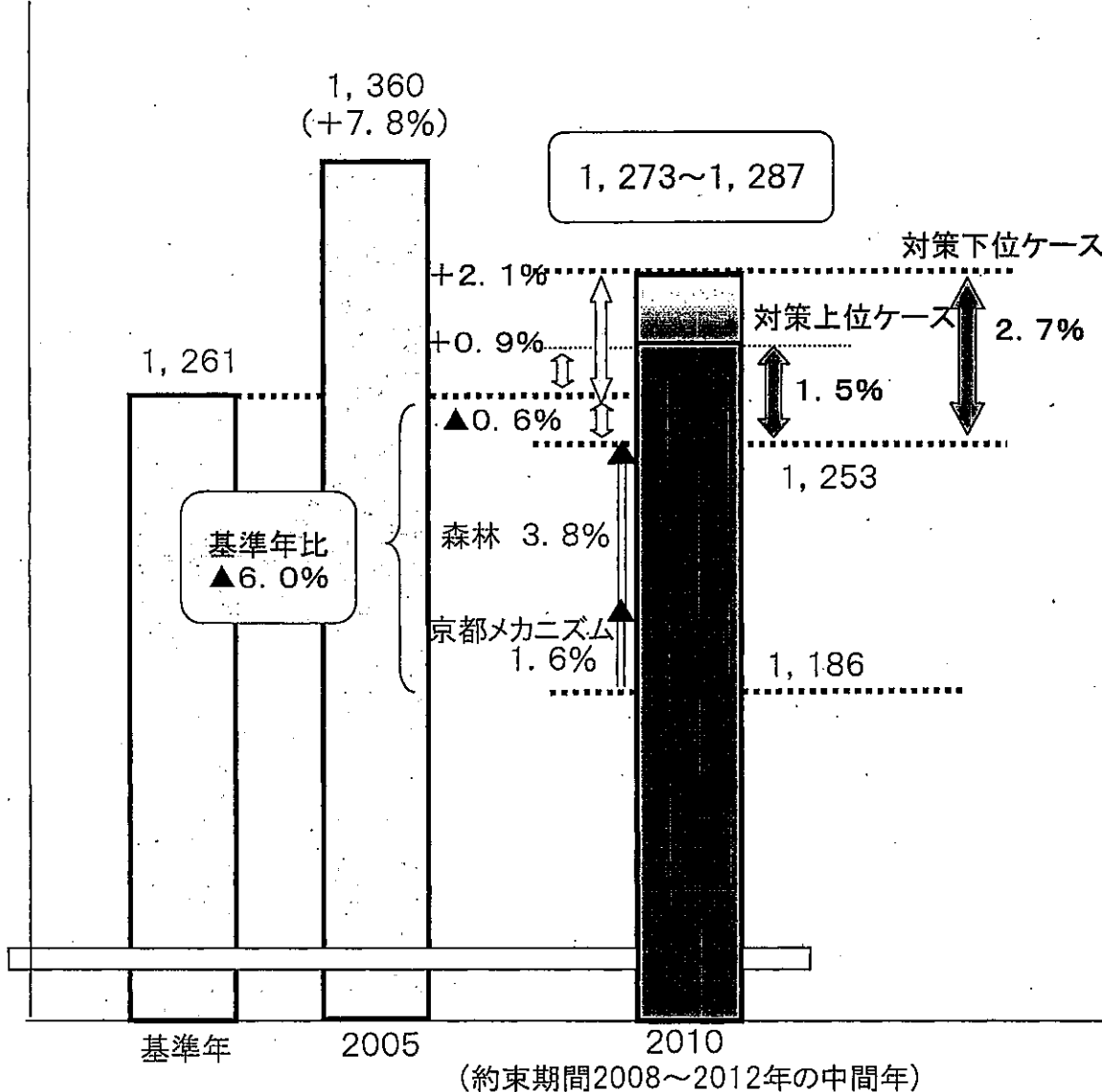


[資料Ⅱ-5-2]



2010年度の温室効果ガス排出量見通し

(百万t-CO₂)



☆2010年度国内排出量見通しは、
対策上位ケースで基準年比 +0.9%
対策下位ケースで基準年比 +2.1%
(現行の京都議定書目標達成計画では、
▲0.6%が見込まれている。)

☆このため、森林3.8%、京都メカニズム
1.6%を含めても、▲6%には
1.5~2.7%(約2000~3400万t-
CO₂)の不足が見込まれる。

☆ +2.1%の主な内訳(寄与度)は、
産業部門 ▲3.3% (▲3.3%)
業務部門 +4.0% (+1.7%)
家庭部門 +1.7% (+0.6%)
運輸部門 +2.5% (+2.7%)
となっている(カッコ内は、当初の計画に
おける目安の寄与度)。

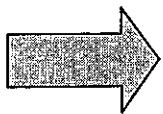
目標未達成のリスク

- 現在の目標達成計画の見直し作業の結果、なお不足見込み分(1.5~2.7%)が埋めきれない可能性。さらに、見直し作業において一応の計画達成までの姿が描けたとしても、その後も、対策が十分に進捗しないリスク。
- 仮に、目標未達成となった場合、京都メカニズムのクレジット取得を通じた国民負担が巨額に及ぶおそれ。

例えば、不足見込み分をクレジット購入で補完した場合の負担額を、過去のEU排出権市場におけるクレジット価格を用いて機械的に試算すると、すでに取得することとされている1.6%分とあわせて、

約2200億円(3.1%分、9ドル/トン)~**約1.2兆円**(4.3%分、36ドル/トン) <※>

※ 6%削減約束に対し現時点で見込まれる不足分1.5%(上位対策ケース)~2.7%(下位対策ケース)と、京都議定書目標達成計画においてすでに取得することとされている1.6%分の合計を、それぞれ過去のEU排出権市場での過去最安値、最高値で評価。



このような負担は、納税者の理解を得られないことから、国内対策を総動員することにより、確実に6%削減約束を達成する必要。

クレジット取得のリスク

① 価格変動（上昇）リスク

価格変動が大きいことに加え、世界市場の需給関係により、価格は上昇基調。今後、更に価格上昇圧力がかかる可能性。

② ポスト京都の枠組みに係るリスク

ポスト京都の枠組みがどのような枠組みになるかは不透明。仮に各国に排出枠を課さない枠組みとなった場合、クレジット価格が暴落する可能性。

③ 操業リスク・国連への登録リスク

通常の途上国プロジェクトのリスクに加え、操業リスクや国連への登録リスク等により、購入契約したクレジット量を取得できない可能性（先物でありながらクレジット引渡しに係るリスクは基本的に買い手が負う取引。現物購入や売り手がリスクを負う契約だと価格は更に上昇）。

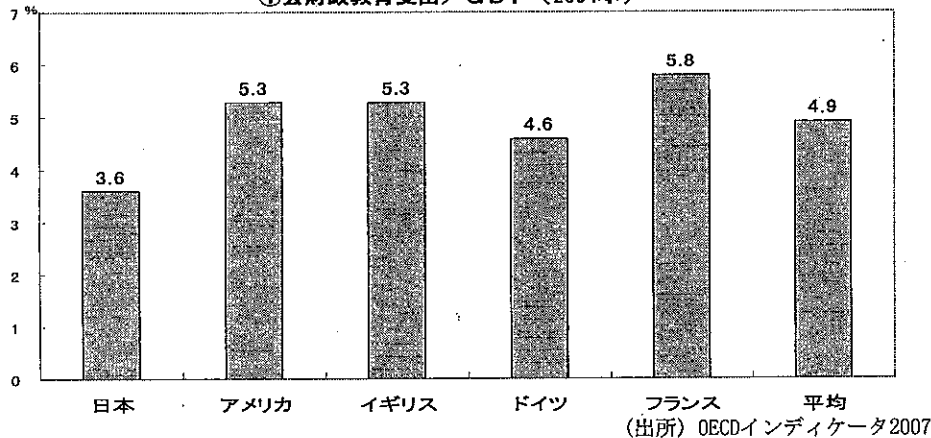
④ 為替リスク

京都メカニズムクレジット取引の大部分はユーロ建てやドル建てで行われていることから、円安になれば取得コストが上昇する可能性（最長8年もの国庫債務負担行為）。

主要先進国の公財政教育支出について

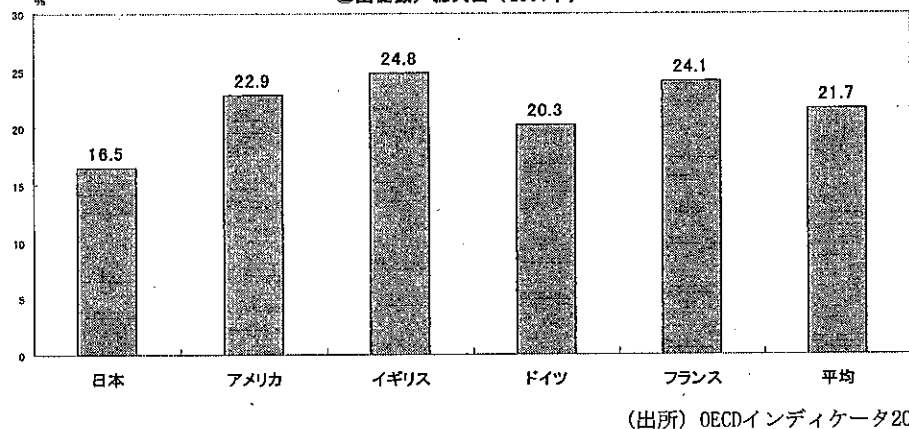
- わが国の公財政教育支出の対GDP比は主要先進国に比べて低い水準。
- しかし、わが国は、そもそも子どもが少なく、小さな政府でもある。
- 子どもの数、政府規模を勘案すれば、わが国の公財政教育支出は主要先進国(G5)平均を上回る水準。

①公財政教育支出／GDP（2004年）



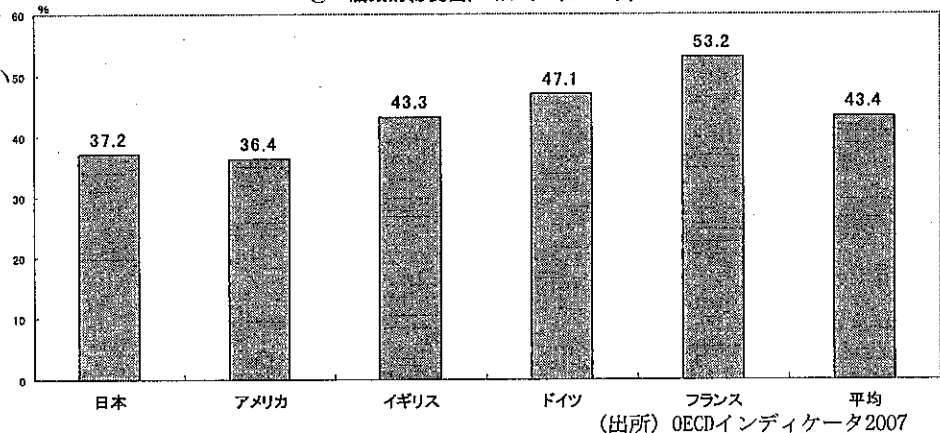
⇒わが国の公教育支出は本当に小さいのか

②生徒数／総人口（2004年）



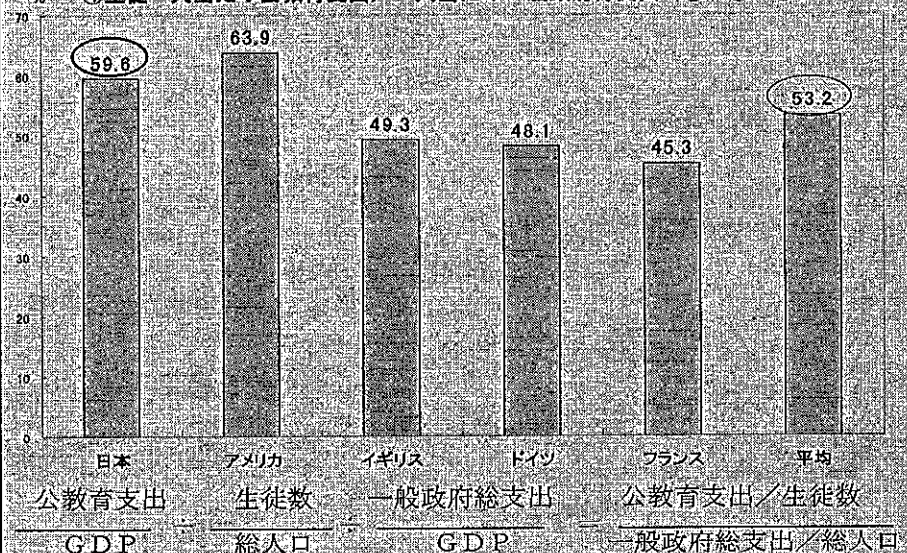
⇒わが国は、子どもが少ない

③一般政府総支出／GDP（2004年）

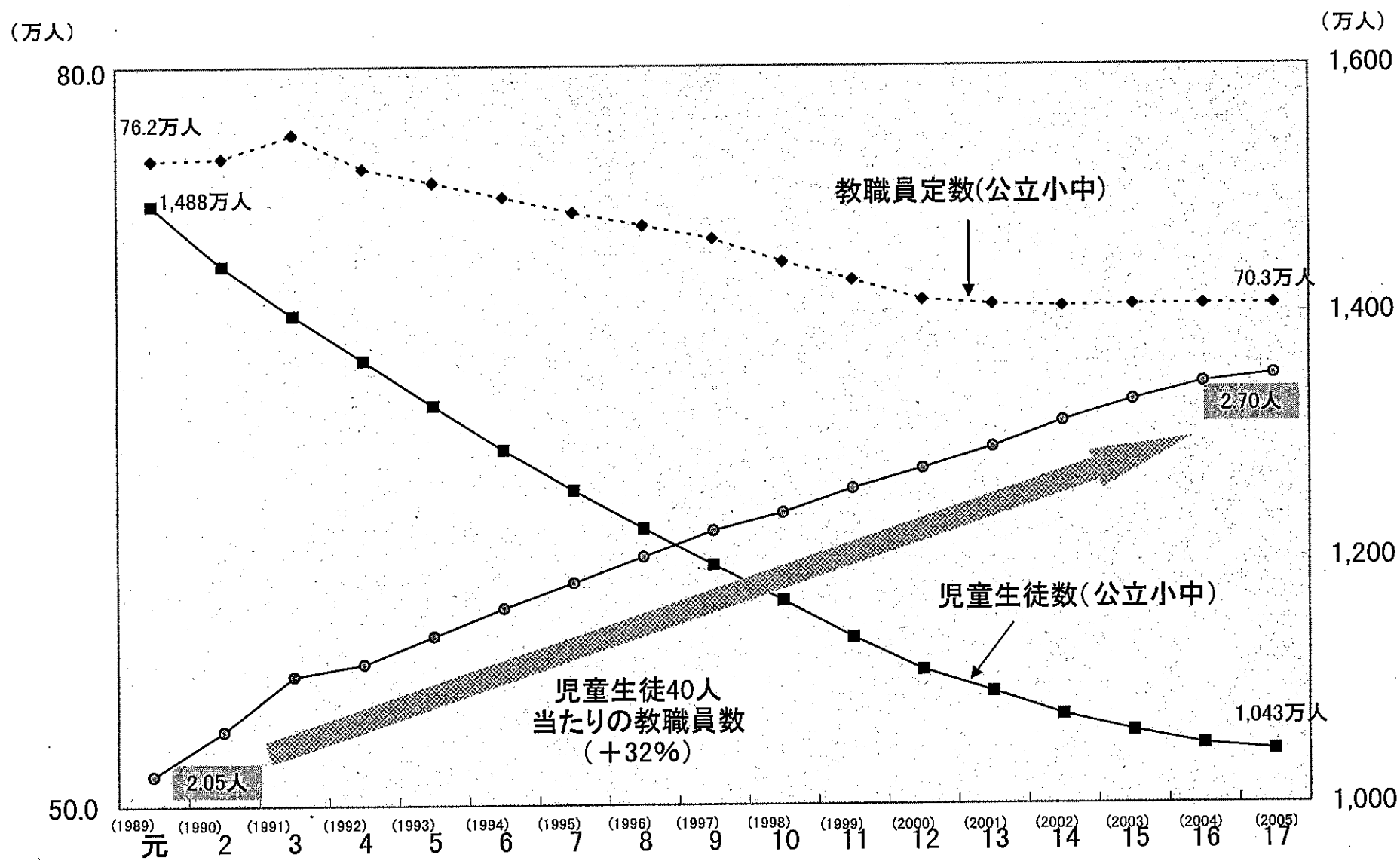


⇒わが国は、政府規模自体が小さい

④生徒一人当たり公教育支出／一人当たり一般政府総支出（①÷②÷③）



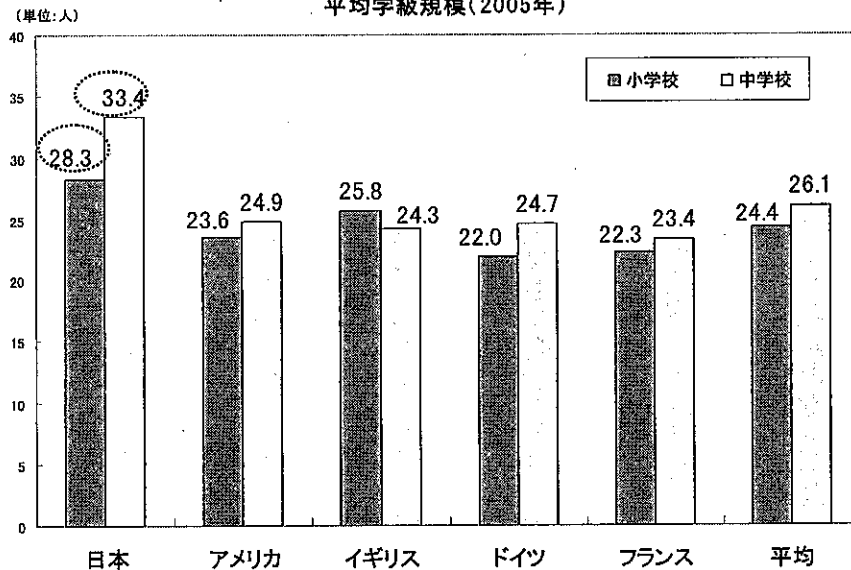
⇒子どもの数や政府規模を勘案すれば、公教育支出はG5平均を上回る



教員と生徒数の関係

- わが国の平均学級規模は主要先進国よりも大きい
- しかしながら、教員一人当たり生徒数は主要先進国と遜色のない水準。

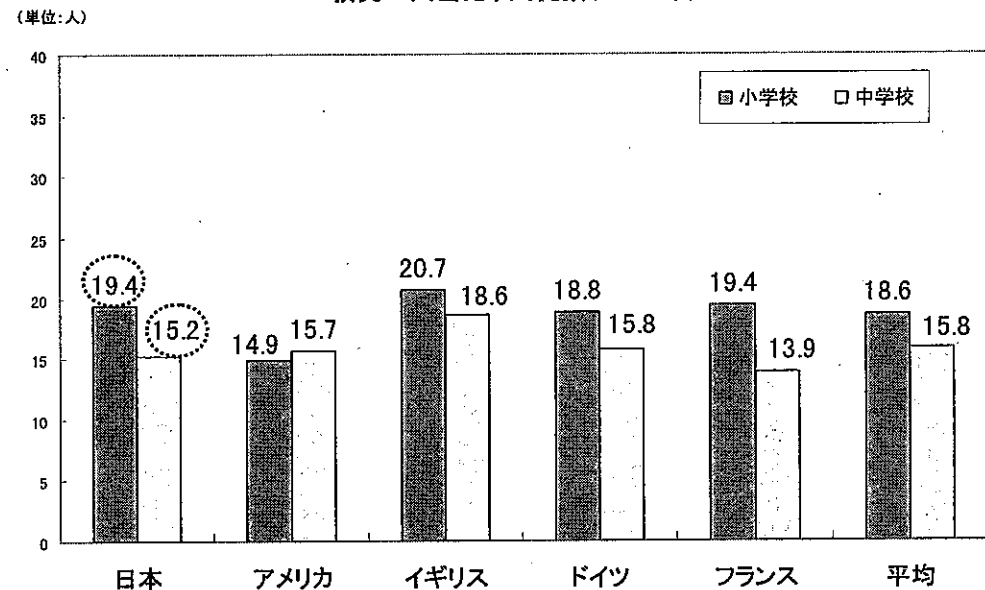
平均学級規模(2005年)



(出所)OECDインディケーター(2007年版)

(注)フランスの小学校のみ2003年

教員一人当たり生徒数(2005年)



(出所)OECDインディケーター(2007年版)

一般行政職と教員の給与比較

(平成13～17年度における5年間平均ベース)

(2001～2005)

一般行政職 給与月額 399,128円

本給 358,399円	時間外勤務手当 28,944円	職務給的 手当 10,892円	能率給的 手当 893円
----------------	--------------------	-----------------------	--------------------

11,323円
2.76%

教 員 給与月額 410,451円

本給 374,495円	(16,096円)	教職調整 額 14,322円	義務教育等教 員特別手当 13,692円	職務給的 手当 7,931円
----------------	-----------	----------------------	----------------------------	----------------------

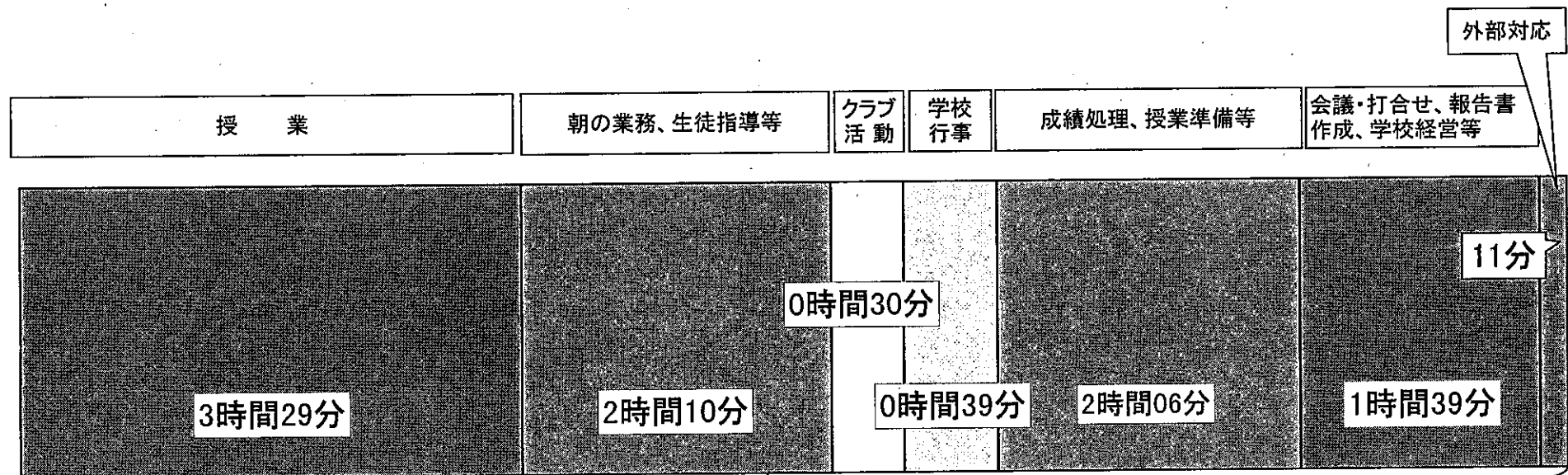
29,788円
7.26%



教員の優遇分

能率給的
手当
11円

勤務日・1日あたりのデータ(労働時間)(小・中学校教諭合計) 〈通 常 期〉

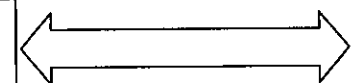


事務の合理化・簡素化、
地域の協力により縮減

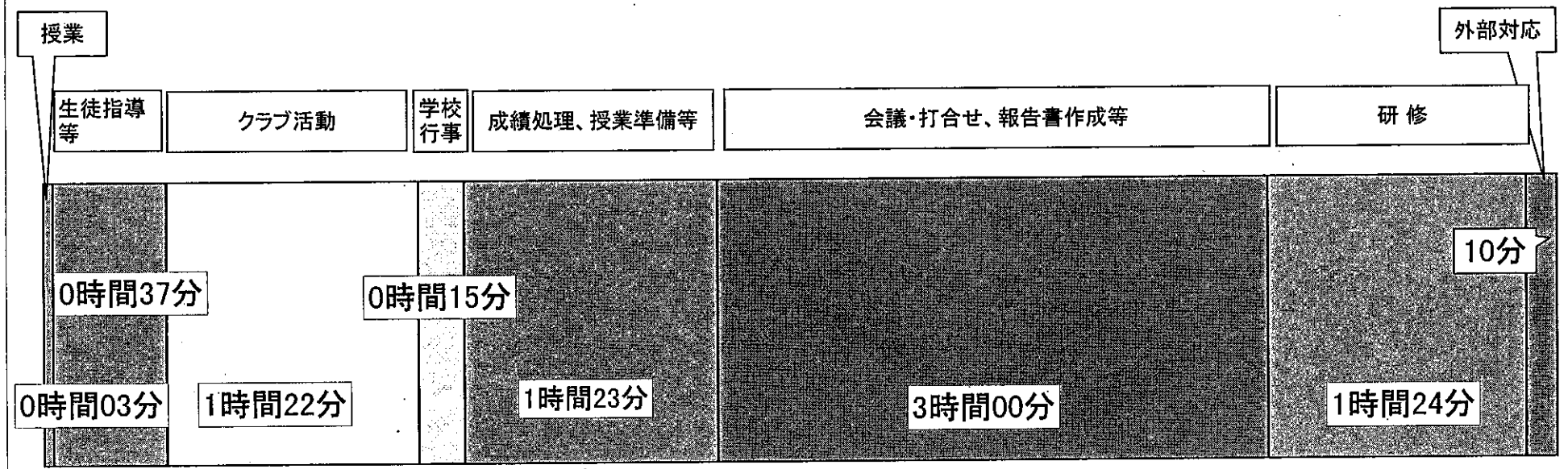
「子どもと向き合う時間」の増

(注) 文部科学省「教員勤務実態調査」(19年3月)を基に作成

残業時間
(1時間58分)

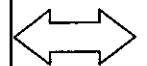


勤務日・1日あたりのデータ(労働時間)(小・中学校教諭合計) 〈夏期休業期〉



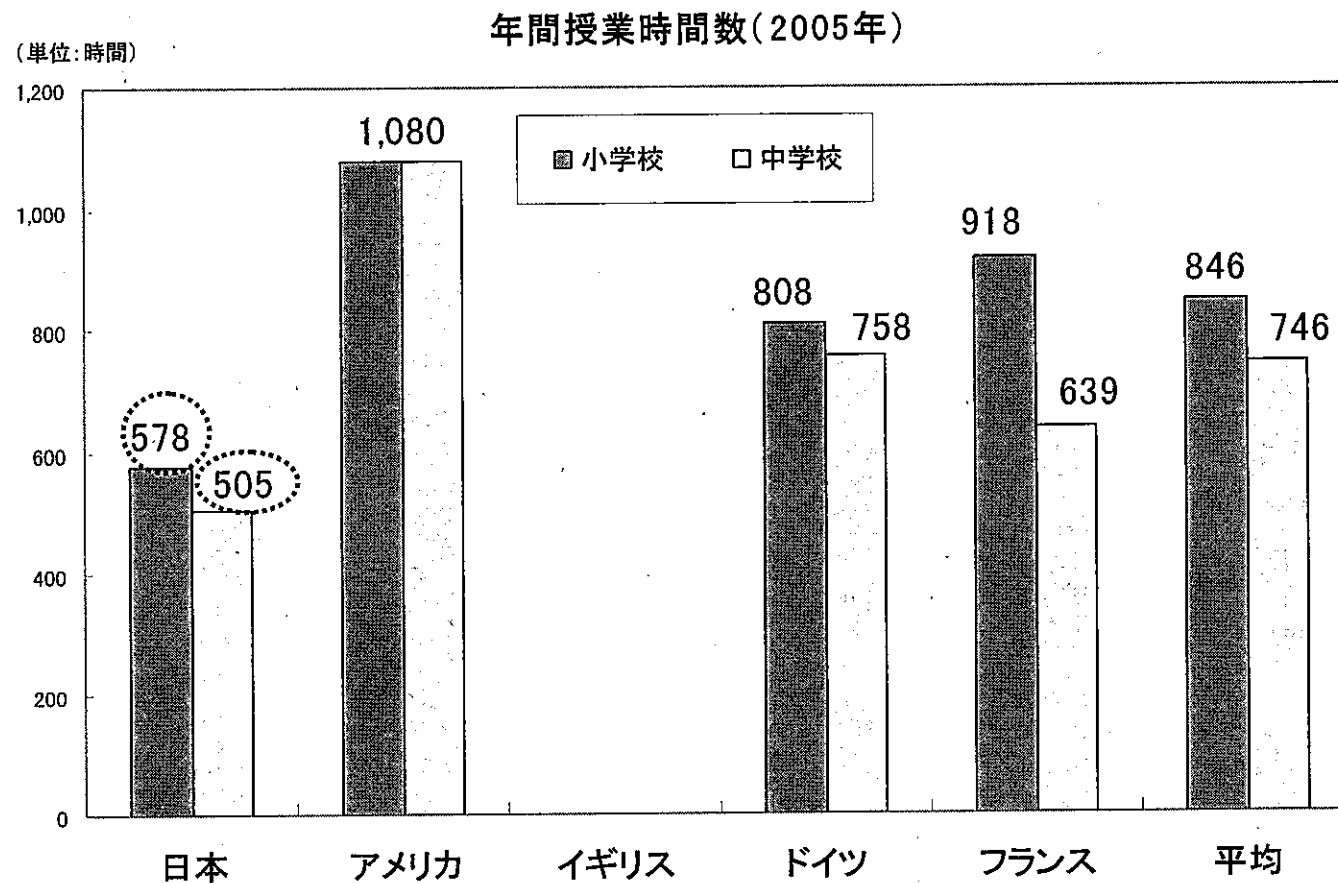
(注) 文部科学省「教員勤務実態調査」(19年3月)を基に作成

残業時間
(26分)



教員の年間授業時間数

□ わが国の教員一人当たりの年間授業時間数は主要先進国平均より3割少ない。



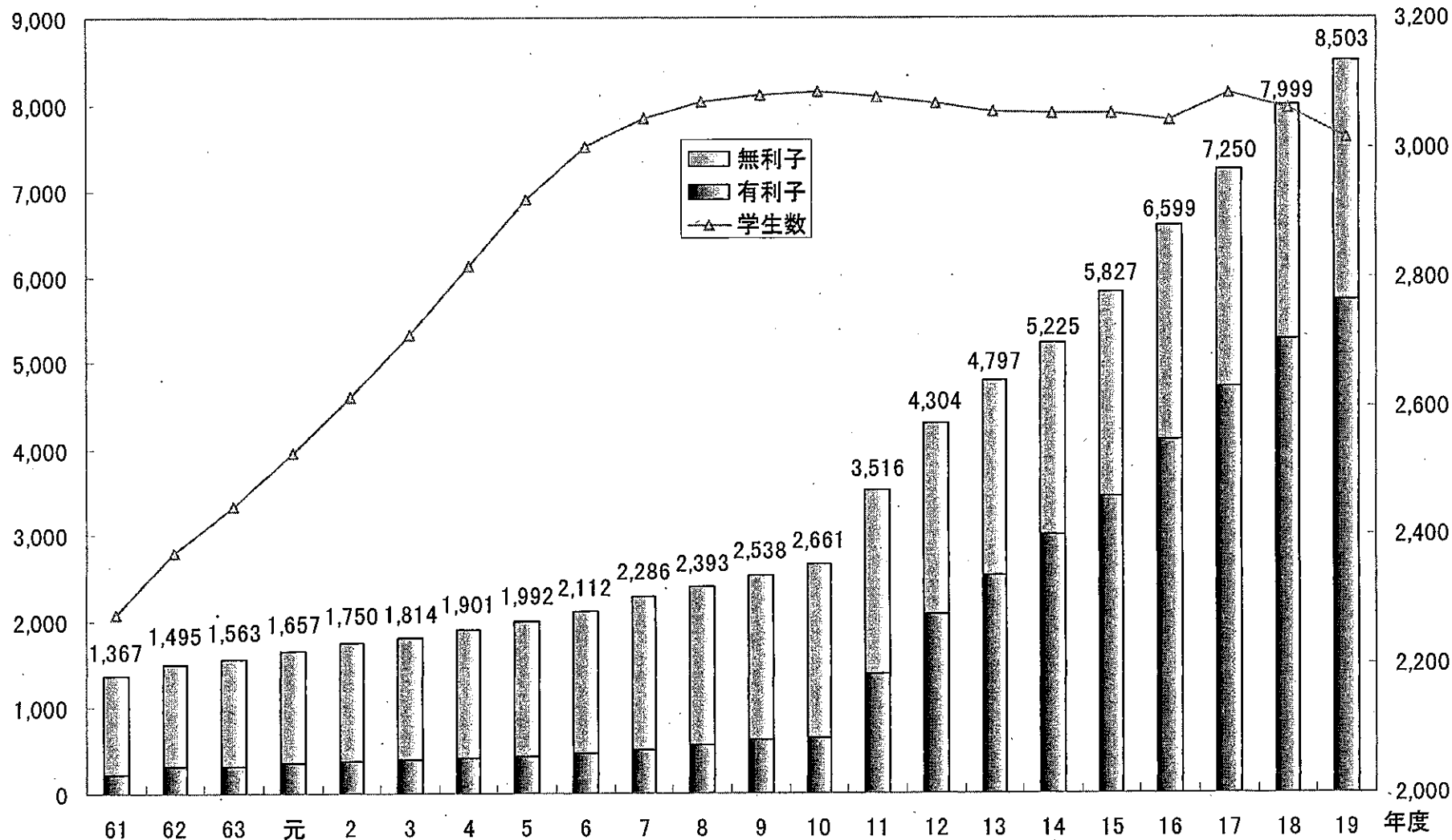
(出所)OECDインディケータ(2007年版)

(注)イギリスは不明

奨学金貸与金額と学生数の推移（高校除く）

貸与金額
(単位: 億円)

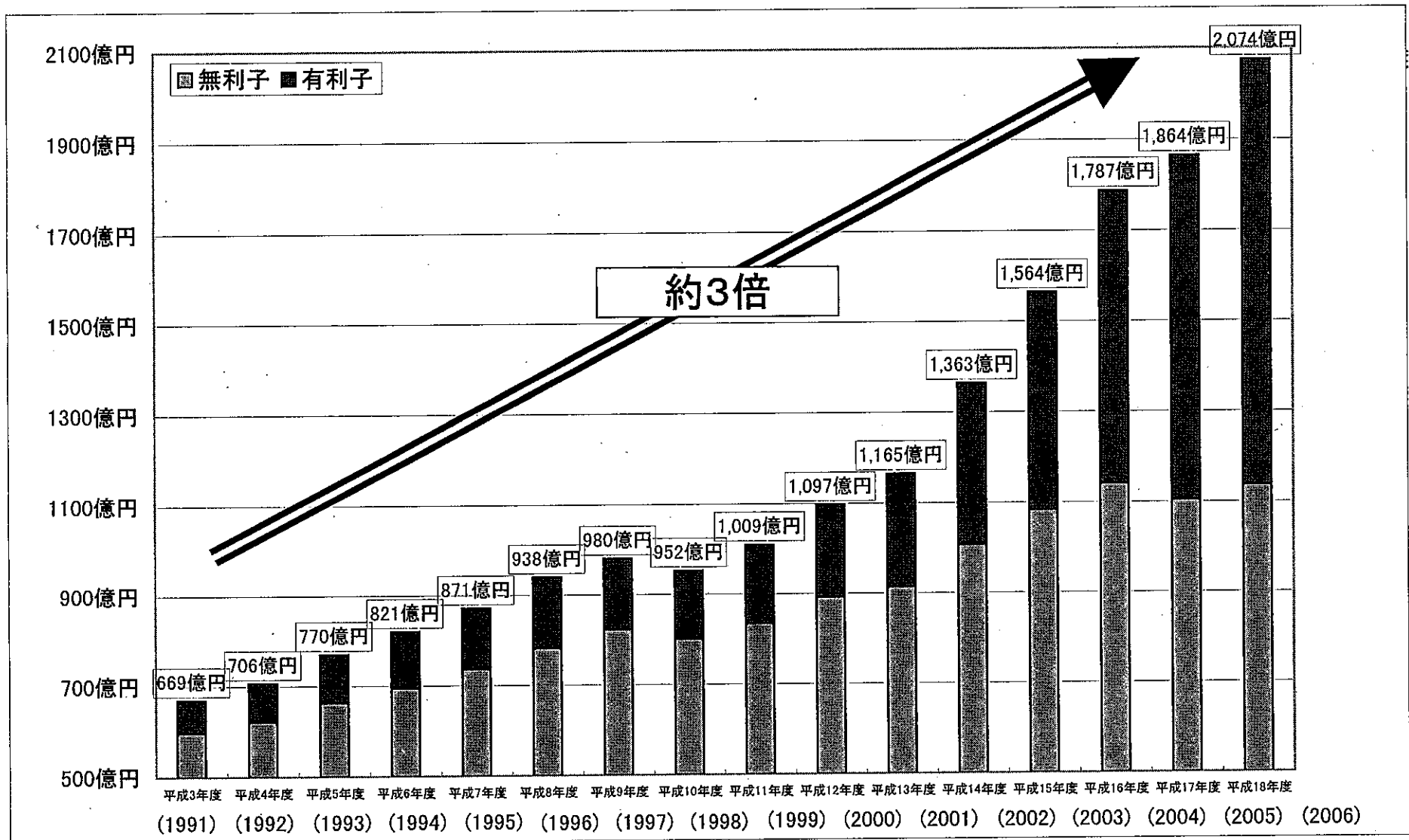
大学・短大学生数
(単位: 千人)



※昭和61年度から平成17年度は実績額、18・19年度は予算額。

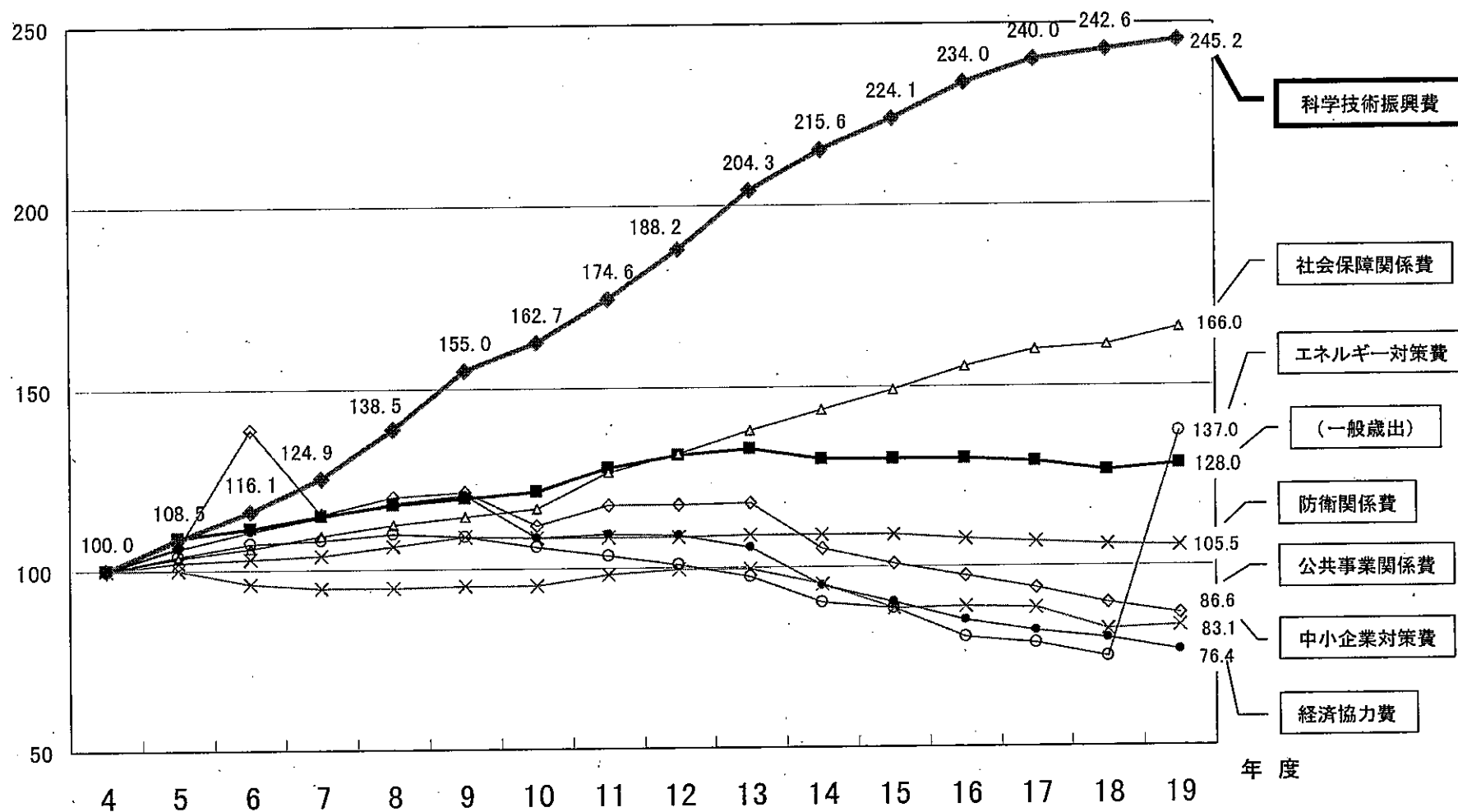
※貸与金額には、高等学校等奨学金事業交付金分を含む。

延滞債権額の推移



※ 延滞債権額とは、返還期限を3カ月以上経過してい延滞している債権の貸付元金残高である。

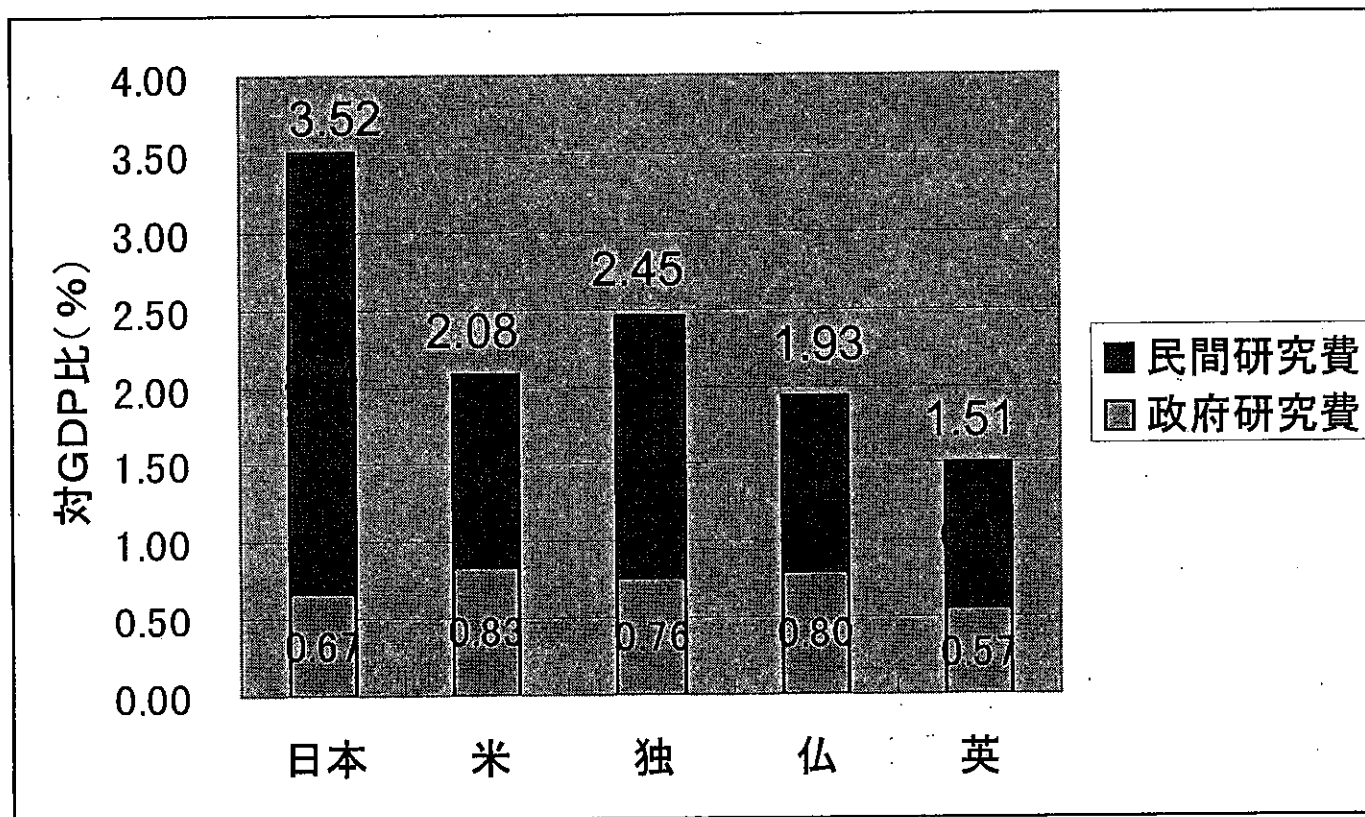
科学技術振興費と他の主要経費の対比



(注) 平成4年度を100とした場合の主要経費、一般歳出の当初予算の推移。

日本の政府・民間を合わせた研究開発費は 欧米を大きく上回る水準

主要国研究開発費の対GDP比

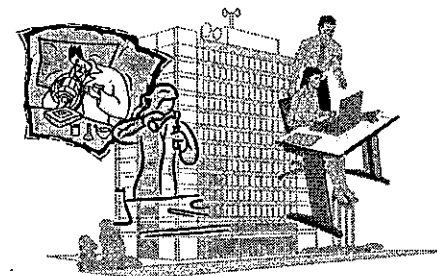


(注) 日本は2005年度、外国は2004年度の数値。国防研究費を除く。
出所: 平成19年版科学技術白書から試算

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)

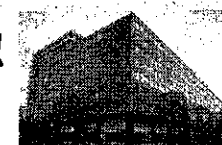
平成19年2月15日 文部科学省

1. 機関内の責任体系の明確化
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備
3. 不正を発生させる要因の把握と防止対応計画の策定・実施
4. 研究費の適正な運営・管理活動
5. 情報の伝達を確保する体制の確立
6. モニタリングの在り方
7. 文部科学省による研究機関に対するモニタリング、指導及び是正措置の在り方



文部科学省の対応

- ガイドラインに基づく研究機関の体制整備状況を確認
- 必要に応じ、改善指導・是正措置の実施



※平成19年9月20日、独協医大において総額1億円以上の不正との報道

(注)平成18年度以前の事案

研究費の有効活用のため、不正防止の取組みの研究現場における実効性を検証していくことが必要

研究開発に係る独立行政法人への 支出もさらなる見直しの余地

主な研究開発独立行政法人のラスパイレス指数
(平成18年度、対国家公務員指数)

	事務系職員	研究職員
科学技術振興機構	127.1	-
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	126.1	-
理化学研究所	124.8	113.4
宇宙航空研究開発機構	123.8	104.7
新エネルギー・産業技術総合開発機構	123.6	-
日本原子力研究開発機構	121.5	109.4
日本学術振興会	121.0	-

(注)総合科学技術会議により研究開発独法と分類された法人のうち、
国の財政支出が大きなものを列挙。

出所:総務省「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成18年度)」

防衛関係費の推移

(億円)

	(1998) 10年度	(1999) 11年度	(2000) 12年度	(2001) 13年度	(2002) 14年度	(2003) 15年度	(2004) 16年度	(2005) 17年度	(2006) 18年度	(2007) 19年度	(2008) 20年度要求
人件・糧食費	21,739	21,674	22,034	22,269	22,273	22,188	21,654	21,562	21,337	21,018	20,953
(シェア)	44.0%	43.9%	44.6%	44.9%	44.9%	44.8%	44.2%	44.4%	44.3%	43.8%	43.3%
歳出化経費	18,128	18,192	17,839	17,744	17,818	18,010	17,638	17,478	17,542	17,738	17,560
(シェア)	36.7%	36.9%	36.1%	35.8%	36.0%	36.4%	36.0%	36.0%	36.4%	36.9%	36.3%
一般物件費	9,530	9,456	9,484	9,540	9,469	9,332	9,738	9,523	9,260	9,261	9,856
(シェア)	19.3%	19.2%	19.2%	19.3%	19.1%	18.8%	19.9%	19.6%	19.2%	19.3%	20.4%
合 計	49,397	49,322	49,358	49,553	49,560	49,530	49,030	48,564	48,139	48,016	48,370
(伸率)	△ 0.2	△ 0.2	0.1	0.4	0.0	△ 0.1	△ 1.0	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.3	0.7

人件・糧食費・・・隊員の給与、退職金、営内での食事など

歳出化経費・・・前年度以前の契約に基づき、当年度に支払われる経費(戦車、護衛艦、戦闘機など)

一般物件費・・・装備品の修理・油購入等の活動経費、基地周辺対策費、在日米軍駐留経費負担など

(注) SACO・米軍再編(地元負担軽減)を含む。

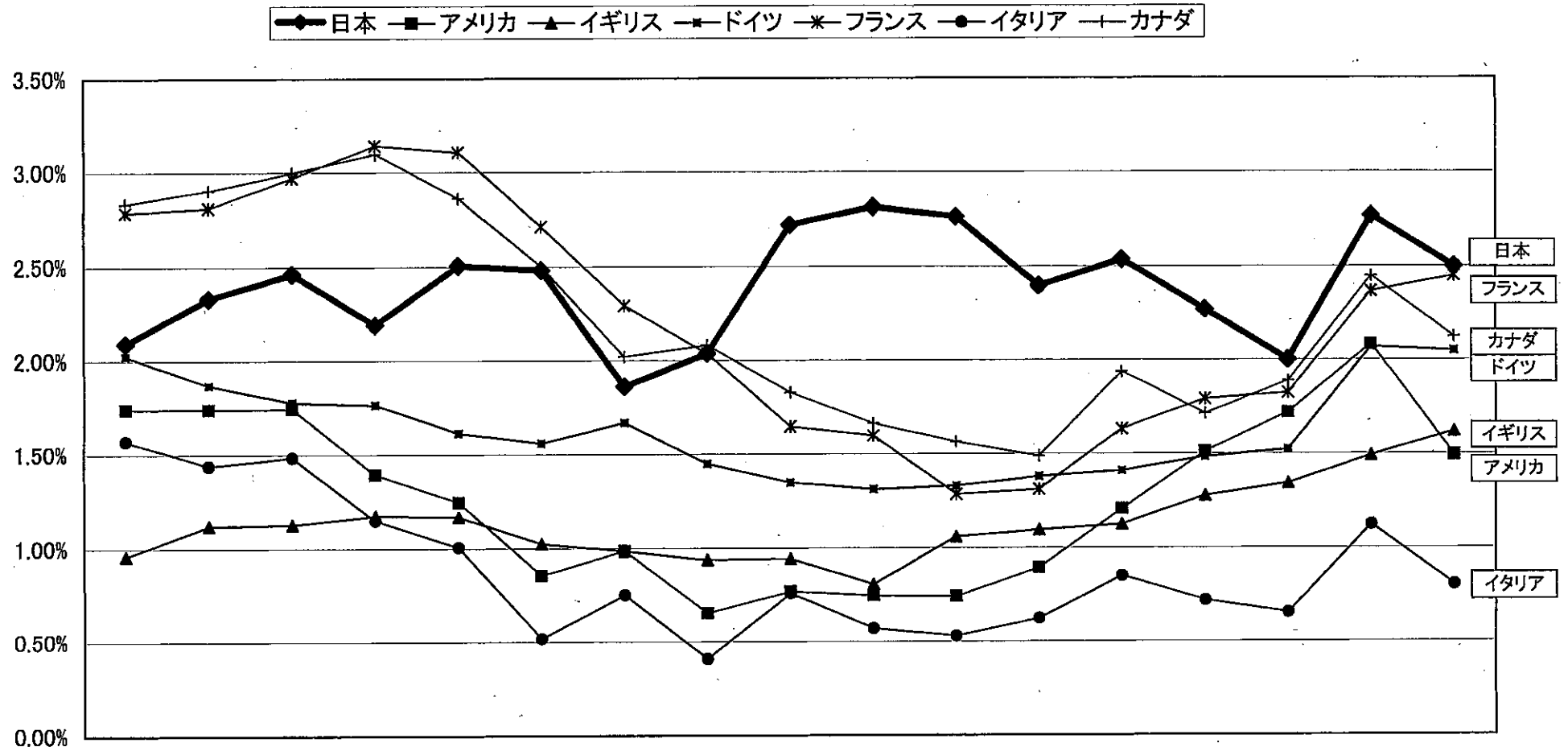
予算と後年度負担の推移

(億円)

		(1998) 1 0 年 度	(1999) 1 1 年 度	(2000) 1 2 年 度	(2001) 1 3 年 度	(2002) 1 4 年 度	(2003) 1 5 年 度	(2004) 1 6 年 度	(2005) 1 7 年 度	(2006) 1 8 年 度	(2007) 1 9 年 度	(2008) 20年度要求
当 初 予 算 額		49,397	49,322	49,358	49,553	49,560	49,530	49,030	48,564	48,139	48,016	48,370
伸 率		△ 0.2	△ 0.2	0.1	0.4	0.0	△ 0.1	△ 1.0	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.3	0.7
後年度負担額	新 規 分	17,544	17,839	17,537	17,609	17,693	17,773	17,906	17,874	17,943	17,984	19,594
	伸 率	△ 7.4	1.7	△ 1.7	0.4	0.5	0.5	0.8	△ 0.2	0.4	0.2	8.9
	既 定 分	13,528	12,688	12,347	12,180	12,260	11,917	11,611	11,954	12,342	12,333	12,615
	伸 率	8.4	△ 6.2	△ 2.7	△ 1.4	0.7	△ 2.8	△ 2.6	3.0	3.2	△ 0.1	2.3
	合 計	31,073	30,527	29,884	29,789	29,952	29,690	29,517	29,828	30,285	30,317	32,209
	伸 率	△ 1.1	△ 1.8	△ 2.1	△ 0.3	0.5	△ 0.9	△ 0.6	1.1	1.5	0.1	6.2

(注) SACO・米軍再編(地元負担軽減)を含む。

G7各国のODA実績対国税収入の推移



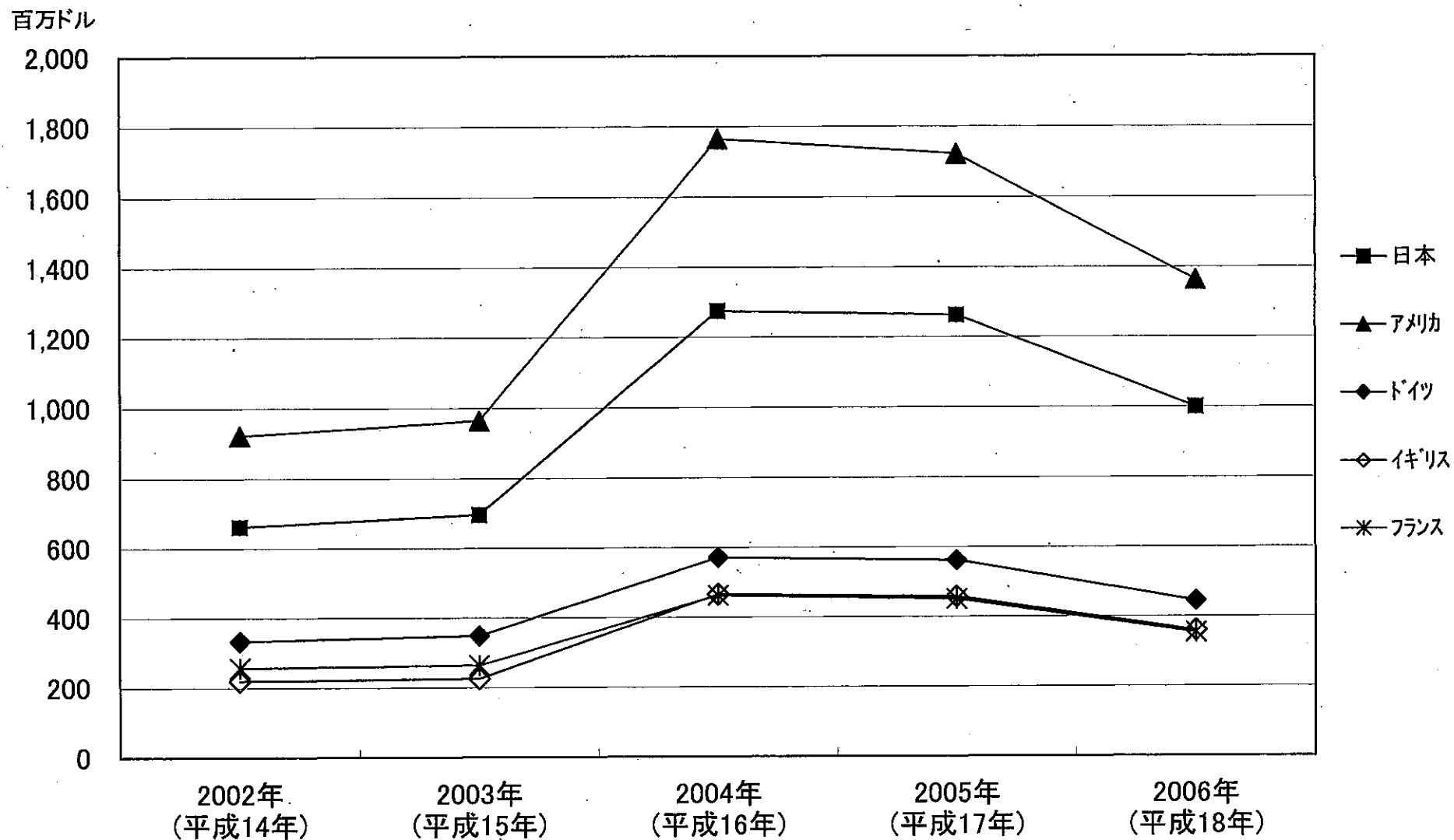
	1990(平2)	1991(平3)	1992(平4)	1993(平5)	1994(平6)	1995(平7)	1996(平8)	1997(平9)	1998(平10)	1999(平11)	2000(平12)	2001(平13)	2002(平14)	2003(平15)	2004(平16)	2005(平17)	2006(平18)
日本	2.09%	2.33%	2.46%	2.19%	2.51%	2.48%	1.86%	2.04%	2.72%	2.81%	2.76%	2.39%	2.54%	2.27%	2.00%	2.77%	2.50%
アメリカ	1.74%	1.74%	1.74%	1.39%	1.25%	0.86%	0.99%	0.65%	0.77%	0.75%	0.74%	0.89%	1.21%	1.51%	1.72%	2.08%	1.49%
イギリス	0.96%	1.12%	1.13%	1.17%	1.17%	1.03%	0.99%	0.94%	0.94%	0.81%	1.06%	1.09%	1.12%	1.28%	1.34%	1.49%	1.62%
ドイツ	2.02%	1.87%	1.78%	1.76%	1.61%	1.56%	1.67%	1.45%	1.35%	1.31%	1.33%	1.38%	1.41%	1.48%	1.52%	2.07%	2.05%
フランス	2.79%	2.81%	2.97%	3.14%	3.11%	2.71%	2.29%	2.04%	1.65%	1.60%	1.29%	1.31%	1.63%	1.79%	1.82%	2.37%	2.45%
イタリア	1.57%	1.44%	1.48%	1.15%	1.01%	0.52%	0.75%	0.41%	0.76%	0.57%	0.53%	0.62%	0.85%	0.72%	0.65%	1.12%	0.80%
カナダ	2.83%	2.90%	3.00%	3.10%	2.86%	2.50%	2.02%	2.08%	1.83%	1.66%	1.56%	1.49%	1.94%	1.71%	1.88%	2.45%	2.12%

出典: DAC報告、国税庁統計年報書。

(注): 換算レートは、DACレートによる。

2005、2006年の日本以外の国における国税収入については予算額ベース。

各国の国連通常分担金及びPKO分担金合計額の推移



(出典:国連事務局文書)

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(抜粋)

2006 年

平成 18 年 7 月 7 日 閣議決定

国際競争力の強化

- 「今後 5 年間の ODA 事業量について 100 億ドルの積み増しを目指す」との国際公約を着実に実施する。このため円借款を積極的に活用する。また、現地の実施体制の抜本的強化を図る。同時に、無償・技術協力を中心に、少なくとも公共事業について行われたような包括的な事業コスト削減目標（例えば 2010 年までに 15%削減）を援助の内容等に応じ設定し、コスト削減の工程表を策定する。

政府開発援助（ODA）

- 「今後 3 年間でアフリカ向け ODA を倍増し、引き続きその中心を贈与とする」、「今後 5 年間の ODA 事業量について、2004 年実績をベースとする額と比較して 100 億ドルの積み増しを目指す」等の政府の対外公約は、確実にこれを達成する。
- その際、財政が極めて厳しい状況にある中で、ODA に対する国民の理解を得ていくためには、今後、援助の「質」の向上を実現していく必要があり、コスト面で大胆な効率化を行う一方で開発効果を高めるとともに、供与対象国・分野の更なる戦略的重点化を図る。
- ODA 予算については、コスト削減や予算の厳選・重点化等を通じ、国内と同様、これまでの改革努力を継続しつつ、ODA 事業量は必要量を確保する。
- ただし、我が国外交の戦略的・効果的な展開のためには、これにより難しい場合も考えられる。そうした場合、これまでの改革努力の継続を基本としつつ、我が国経済や国際情勢の変化を勘案しながら、そのペースを半減する範囲内で対応できるよう、予算の効率化・重点化に努めるものとする。
- このため、今後、以下を重点的に推進していく。
 - ・ 徹底したコスト削減を前提に費用対効果を最大化
 - ① 包括的かつ実効的なコスト削減目標・計画を策定
 - ② 国際競争入札の導入拡大
 - ③ JICA の徹底的な効率化（人件費・事業費等の節減）
 - ④ 在外公館関連経費等の合理化 等
 - ・ 供与対象国・分野の更なる戦略的重点化
 - ① 外交効果の検証と国民への説明強化
 - ② NGO・民間との戦略的連携・活用
 - ③ 相手国の自立的発展につながる事業を厳選
 - ④ 資源獲得戦略の一環としての活用 等

〔別表〕 今後 5 年間の歳出改革の概要
ODA ▲4%～▲2%

「経済財政改革の基本方針 2007」(抄)

(抜粋)

2007 年

平成 19 年 6 月 19 日

閣 議 決 定

第2章 成長力の強化

2. グローバル化改革

(5)総合的な外交力

国益の増進に資する世界戦略を展開するため、経済連携の推進、戦略的な援助の充実、対外発信力の発揮、資源・エネルギーの確保などの政府の対外的機能について、在外公館、マンパワー等の外交力実施体制を中核とし、総合的な外交力を強化する。

(6)地球規模の課題等に対するリーダーシップの発揮

来年、G8北海道洞爺湖サミットやアフリカ開発会議を主催することにかんがみ、地球規模の課題への対応に関して国際社会でリーダーシップを発揮する。また、アジアの共通課題に取り組むため、「東アジア・アセアン経済研究センター」を創設する。

第3章 21世紀型行財政システムの構築

1. 歳出・歳入一体改革の実現

【改革のポイント】

2. 平成20年度予算は、この歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算であることから、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」に則り、最大限の削減を行う。

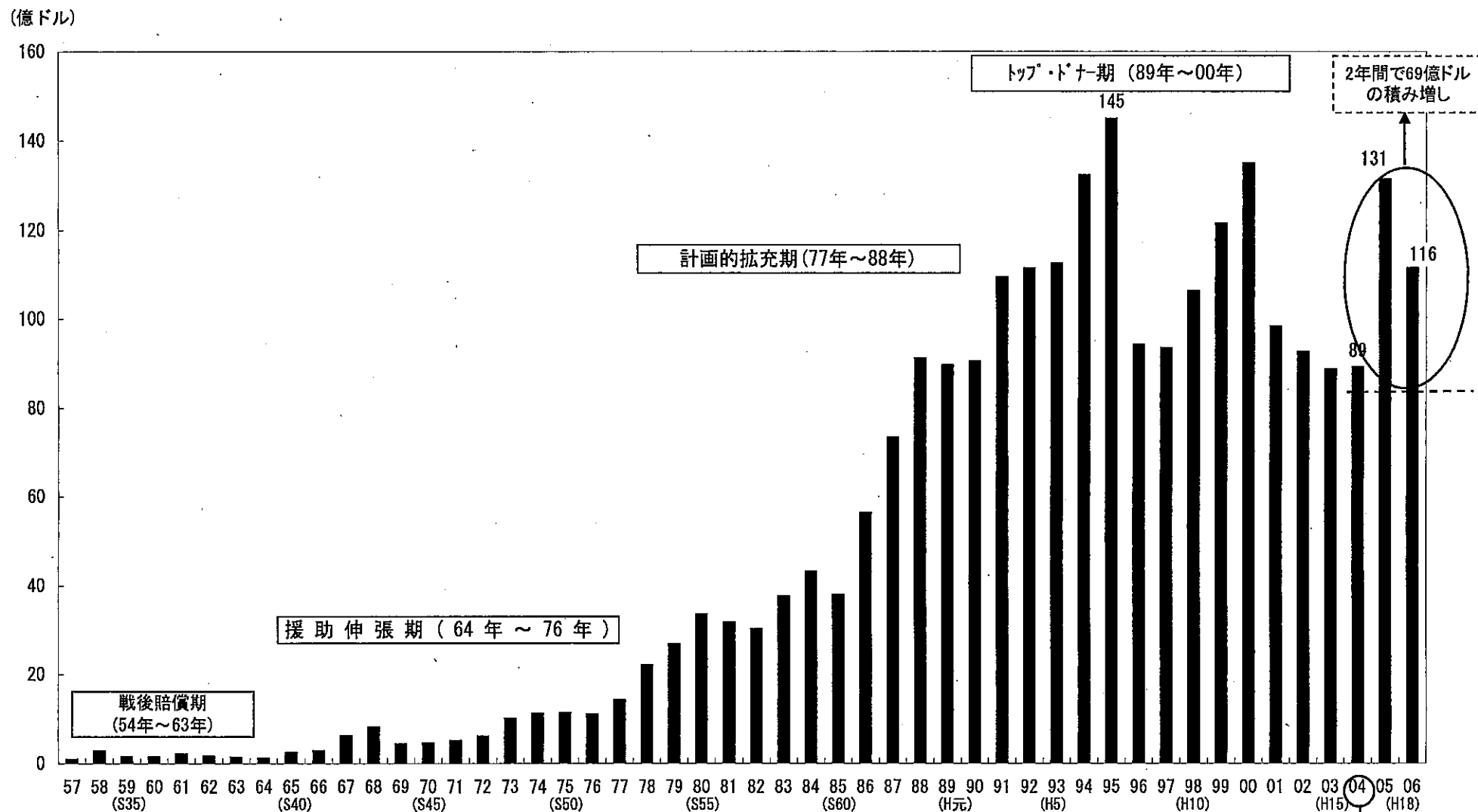
第4章 持続的で安心できる社会の実現

1. 環境立国戦略

(2)2013 年以降の国際枠組み構築に向けたリーダーシップの発揮等

- ・「2050 年半減」の長期目標の実現に向けて、「革新的技術の開発」とそれを中核とする「低炭素社会づくり」という長期のビジョンとその実現への道筋を平成 20 年の北海道洞爺湖サミットに向けて明らかにする。
- ・「美しい星 50」に示された3提案・3原則に基づき、我が国のリーダーシップの下で成功した、平成 19 年のハイリゲンドダムサミットでの合意を基礎として、平成 20 年の北海道洞爺湖サミットにおいて、2013 年以降の具体的枠組みづくりに成果を挙げられるよう取り組む。
- ・同原則を実現していくため、途上国支援のためのある程度の長期で相当規模の新たな「資金メカニズム」の構築を検討し、国際社会にも同調を呼びかけ、協調して行う。また、エネルギー効率の向上に関する国際的取組を世界に拡大するとともに、原子力の安全で平和的な利用拡大のための国際的取組・支援を推進する。さらに、途上国の公害対策と温暖化対策の一体的取組のための協力方策や、排出量取引、経済的インセンティブなどの手法を、施策の効果や経済への影響など幅広い観点から検討する。

我が国のODA実績（ネット）の推移



注：東欧及びEBRD向けを除く。

：支出純額ベース。

：ODAの概念は、1969年DAC援助条件勧告において成立、それ以前は政府資金として整理。

：2006年については暫定値。

第1次中期目標

第2次中期目標

第3次中期目標

第5次中期目標

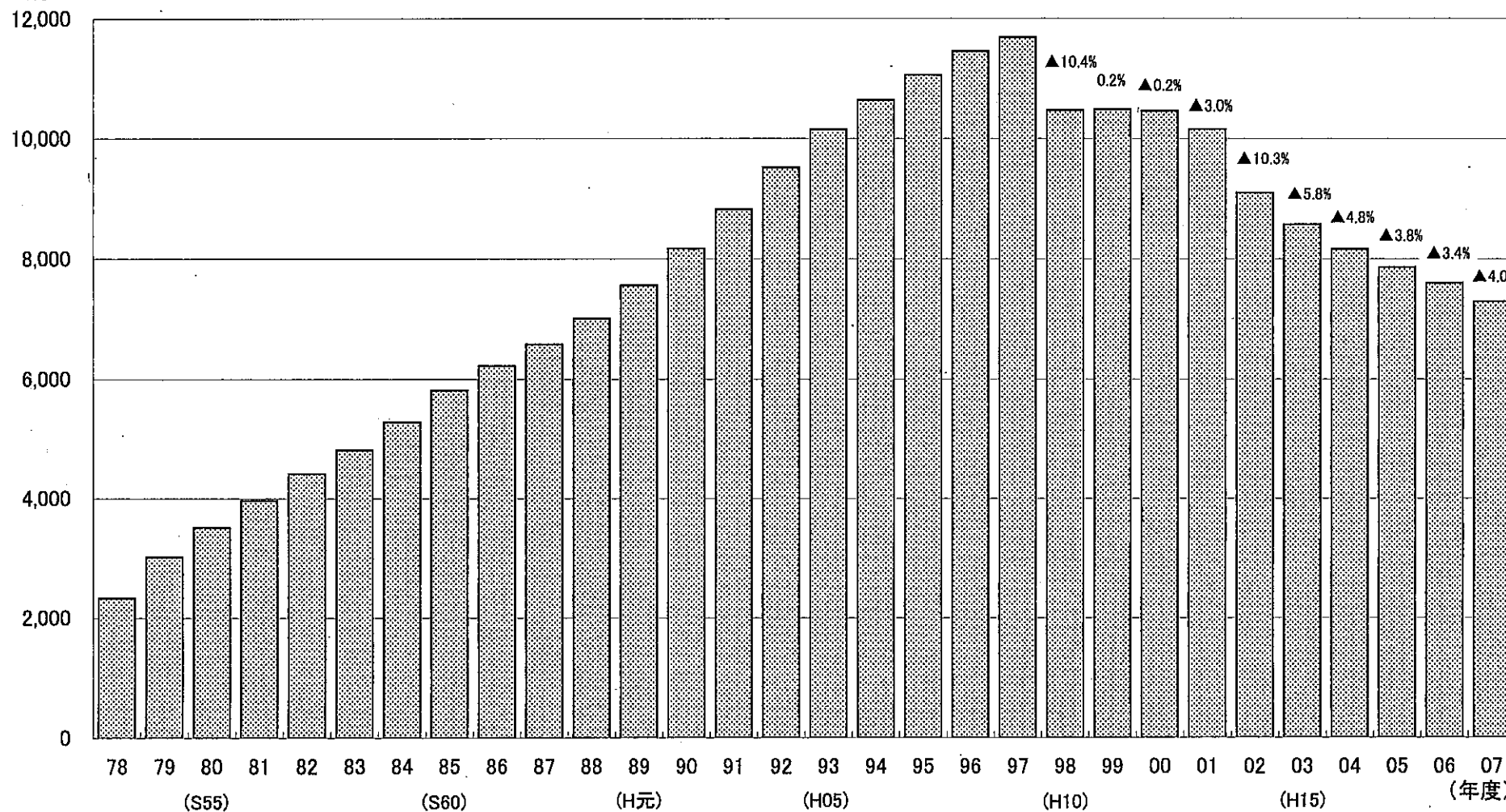
第4次中期目標

中期政策

「100億ドル」コミットメントの基準年

一般会計ODA予算の推移

(億円)



(単位:億円)

年度	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07
予 算 額	2,332	3,022	3,516	3,965	4,417	4,813	5,281	5,810	6,220	6,580	7,010	7,557	8,175	8,831	9,522	10,144	10,634	11,061	11,452	11,687	10,473	10,489	10,466	10,152	9,106	8,578	8,169	7,862	7,597	7,293
対前年度増減額	484	690	494	449	452	396	468	529	410	360	430	547	618	656	691	622	490	427	390	235	▲1,214	16	▲23	▲314	▲1,046	▲529	▲409	▲307	▲265	▲304
伸 率 (%)	26.2	29.6	16.3	12.7	11.4	8.9	9.7	10.0	7.0	5.8	6.5	7.8	8.2	8.0	7.8	6.5	4.8	4.0	3.5	2.1	▲10.4	0.2	▲0.2	▲3.0	▲10.3	▲5.8	▲4.8	▲3.8	▲3.4	▲4.0

外交力強化に係る機構・定員の拡充について

(単位:箇所)

機構(在外公館)	2006(平成18)年度末公館数	2007(平成19)年度査定		2007(平成19)年度末公館数	2008(平成20)年度要求		2008(平成20)年度末公館数
		新設	廃止		新設	廃止	
在外公館合計	189	6	▲ 1	194	8	▲ 1	201
大使館	117	6		123	6		129
		◎ミクロネシア ◎リトアニア ◎ボスニア・ヘルツェゴビナ ・マラウイ ・ボツワナ ・マリ			・トンガ ・ラトビア ・グルジア ・バルバトス ・ブルキナファソ ・モーリタニア		
総領事館	65		▲ 1	64	2	▲ 1	65
			・ニューオリンズ		・青島 ・ナッシュビル	・マカッサル	
政府代表部	7			7			7

※1 ◎はコンパクト公館。

※2 19年度には、上記のほか、新設大使館2(タジキスタン、モーリタニア)、新設総領事館3(バンガロール、青島、ナッシュビル)の要求があった。

(単位:人)

(定 員)	2006(平成18)年度末	2007(平成19)年度査定				2007(平成19)年度末	2008(平成20)年度要求					2008(平成20)年度末
		新規増員	合理化削減	アタッシェ振替	差引		新規増員	合理化削減	新規減員	アタッシェ振替	差引	
外務省合計	5,453	214	▲ 182	19	51	5,504	242	▲ 42	▲ 99	21	122	5,626
本省	2,167	63	▲ 64		▲ 1	2,166	94	▲ 9	▲ 36		49	2,215
在外公館	3,286	151	▲ 118	19	52	3,338	148	▲ 33	▲ 63	21	73	3,411

在 外 公 館 の 設 置 状 況

2007(平成19)年度末現在

(単位:箇所)

在外公館の数		実 館								兼 館							
		アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	計	アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	計
大使館	191	19	5	2	21	34	15	27	123	2	9		12	19		26	68
総領事館	70	19	5	18	6	13	3		64	2	1		1	2			6
政府代表部	8			1		6			7			1					1
計	269	38	10	21	27	53	18	27	194	4	10	1	13	21	0	26	75

＜参考＞1カ国内に複数の在外公館(実館)が設置されている主な国

(単位:人、社、箇所)

	在留邦人 数	進出企業 数	各国在外公館設置数(含む大使館)								
			日本	米	英	仏	独	伊	加	露	中
アメリカ合衆国	370,386	5,304	15	—	12	10	9	11	20	5	6
ブラジル	64,802	354	7	4	4	4	5	7	3	3	3
中華人民共和国	125,417	10,758	6	6	5	6	5	4	5	4	—
カナダ	44,158	616	5	8	4	6	4	5	—	3	4
インドネシア	11,090	1,376	5	2	2	1	1	1	1	1	1
ロシア	2,203	302	5	4	3	2	5	2	2	—	3
ドイツ	33,608	1,227	5	6	3	7	—	15	4	5	3
インド	2,299	462	4	4	4	3	4	3	4	4	2

※1 各国在外公館数は日本:2007(平成19)年度末現在、各国:2006(平成18年)10月現在である。

※2 在留邦人:2006(平成18年)10月現在、進出企業数:2005(平成17年)10月現在である。

※3 網かけは日本より設置数が少ない国

大使館の新設・運営経費 モデル試算

未定稿

※この試算は、アフリカ地域の館員15人、現地職員22人規模の公館をモデルケースに試算したものであり、他地域、人数規模、現地事情等により、大幅に増減する場合がある。

(新設経費:イニシャルコスト)

約3億7,400万円

主な内訳

- 車両購入4台(館長車、館用車、防弾車、緊急装備付車両) 5,600万円
- 館員赴任旅費 3,800万円
- 公邸用食器 800万円
- 査証・旅券関係経費 1,800万円
- 警備対策等設備整備・工事 9,900万円
- インターネット、ネットワーク構築経費 2,900万円
- 開館準備経費 1,900万円
- 自家発電機 7,500万円

(運営経費:ランニングコスト)

約4億9,700万円

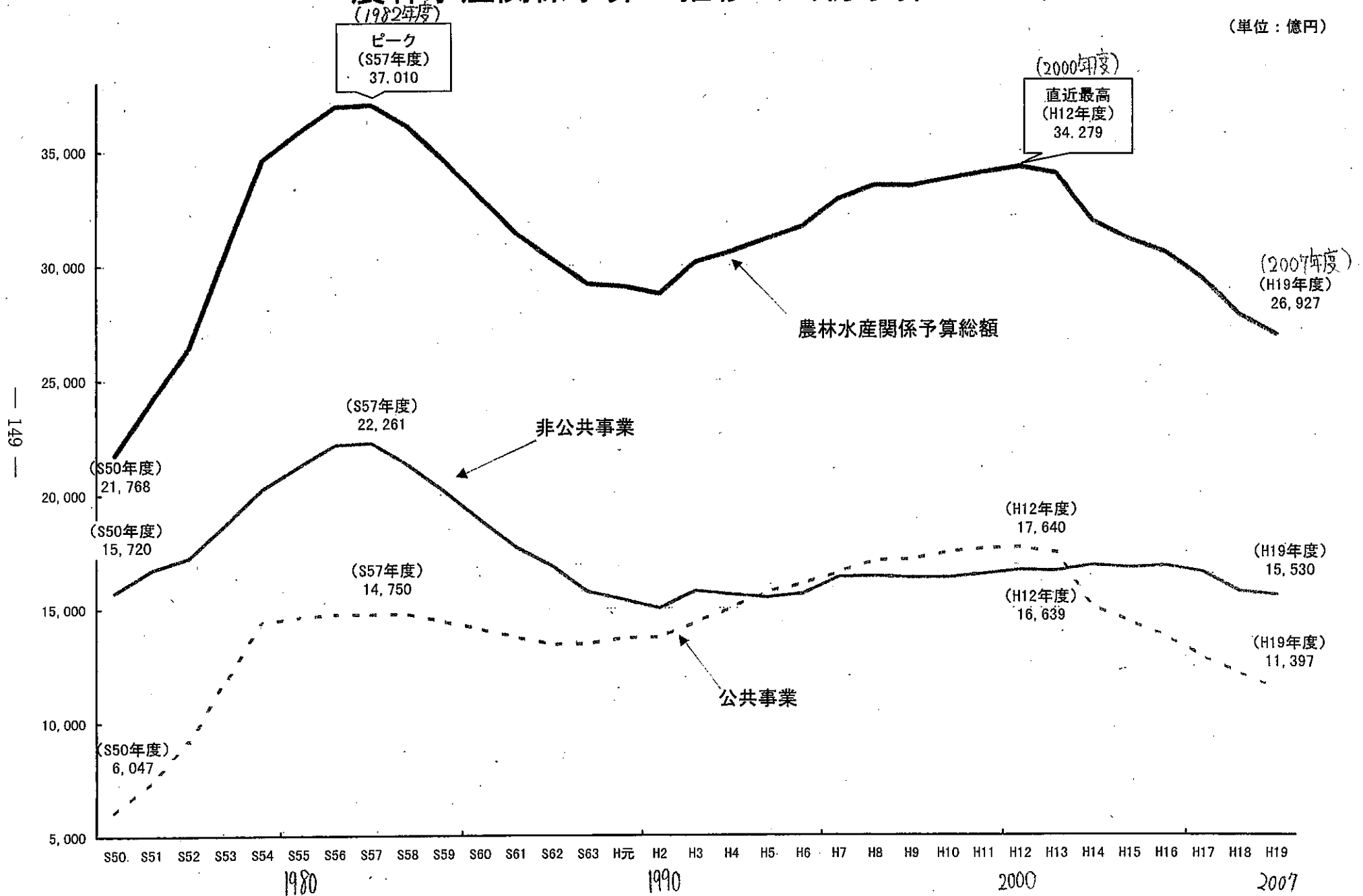
主な内訳

- 館員人件費 2億1,200万円
- 現地職員人件費 3,500万円
- 公邸料理人、専門調査員、派遣員等への謝金 3,800万円
- 光熱費等庁費 3,000万円
- 人的交流経費(会食・レセプション) 800万円
- インターネット、ネットワーク運用経費 4,600万円
- 事務所・公邸借料 7,700万円
- 業務旅費等 3,600万円

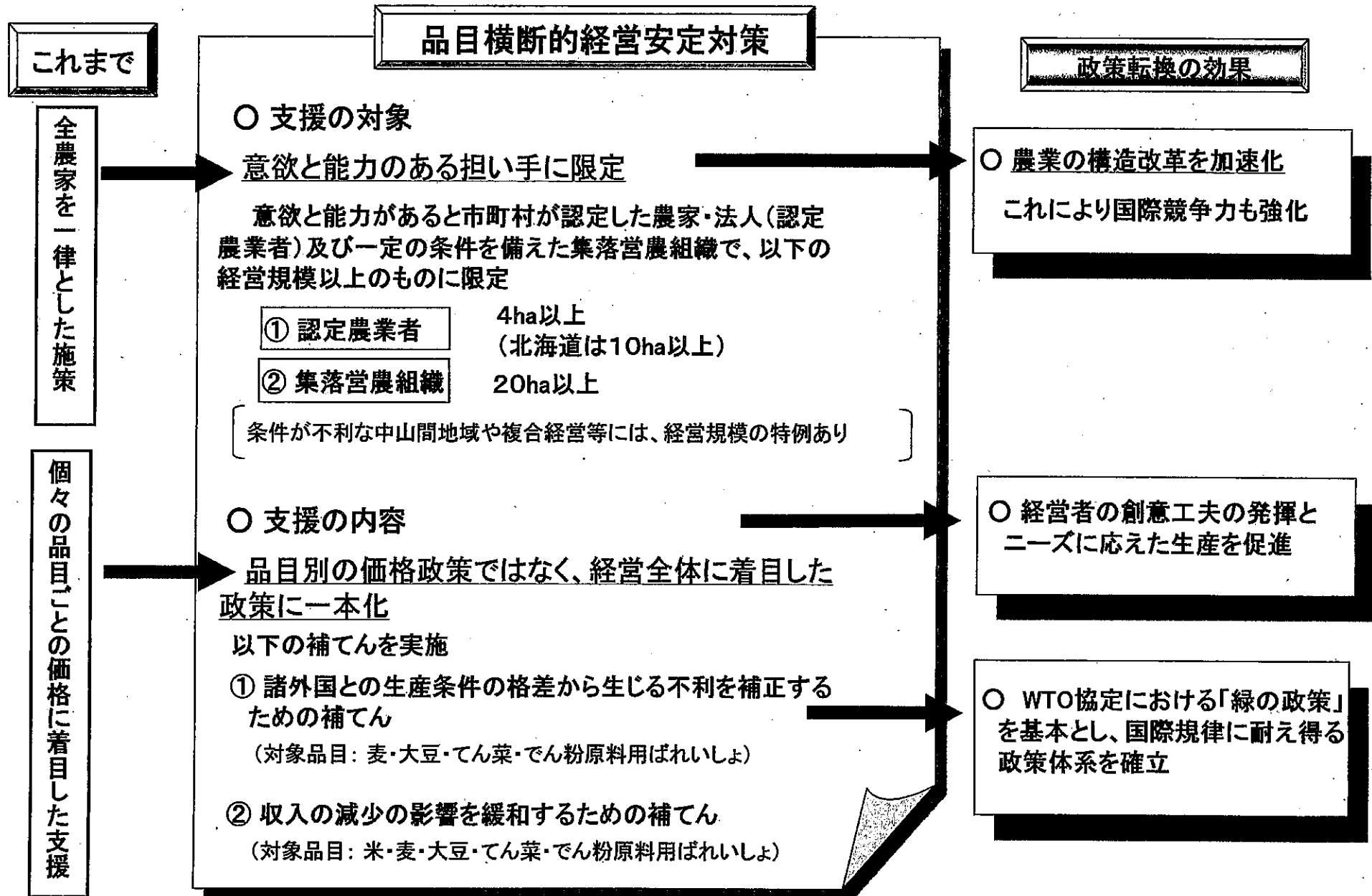
合計:約8億7,100万円

農林水産関係予算の推移（当初予算ベース）

（単位：億円）

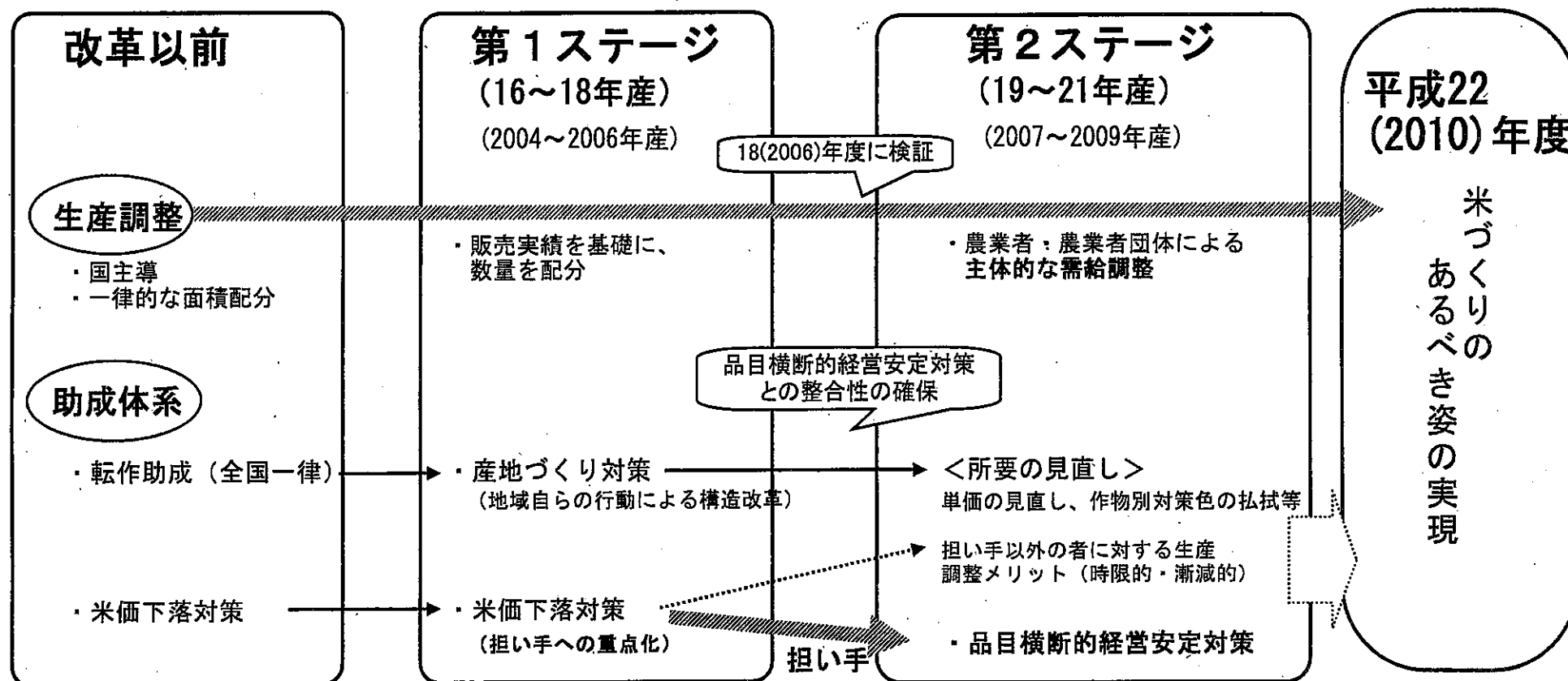


品目横断的経営安定対策のポイント



米政策改革の推進

- 平成14(2002)年12月に「米政策改革大綱」を決定。平成22(2010)年度に「米づくりのあるべき姿」の実現を目指す。
- 「米づくりの本来あるべき姿」(米政策改革基本要綱(平成15(2003)年7月)より)
 - … 経営判断等の基礎となる需給・価格情報を踏まえ、農業者や産地が自らの判断により適量の米生産を行う等、主体的に需給調整が実施されていること
- 米の生産調整については、16(2004)年産から、国が一律的に「転作面積」を配分する方式から、販売実績を基礎として設定した「作る数量」を配分する方式に転換した上で、19(2007)年産から、国・都道府県等から提供される需給に関する情報や市場シグナルを基に、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を行うシステムへ移行。



※以上のほか、過剰米対策の支援がある。

農地政策改革の検討方向

- 我が国の農業・農村は、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加、担い手の農地の分散化等の課題に直面
- ↓
- これらの課題に対処すべく、本年度から品目横断的経営安定対策等の農政改革を本格的にスタート
- ↓
- 農地についても、その政策を見直し、現在進めている農政改革を後押しすることが重要

農地政策の検討の方向

<目的：農地の有効利用を確保>

担い手による安定した農地利用の実現を通じてその経営発展を図る

【①認定農業者等の担い手に農地を面的に集積 ②多様な主体による農業参入 ③耕作放棄地の解消】

<これまでの農地政策>

<見直しの方向>

1 担い手の農地の現状 ○ 担い手の農地の量的な規模拡大は一定程度進んだものの、質的には農地が分散した状態	担い手への農地の面的集積の促進 ○ 効率的な農業経営の発展を目指す観点から、公的な関与の下、農地の利用調整を図り、認定農業者等の担い手に面としてまとまった形で農地の集積を加速化
2 農地の権利規制 ○ これまでは、所有権と賃借権は同様に厳しい規制	権利規制に係る一般原則を再整理 ○ 所有権と賃借権の規制を切り離し、農地の有効利用を促す観点から、賃借権についての規制を緩和することで、多様な主体による農業参入等を推進
3 耕作放棄地問題 ○ 耕作放棄地について、農業委員会が指導等	耕作放棄地対策の促進 ○ 耕作放棄地の現況把握、状況に応じて解消するための支援措置
4 優良農地の転用調整問題 ○ 学校や病院等の公共転用について、農地の転用許可が不要	優良農地の確保 ○ 学校や病院等の公共転用についても許可対象とする ○ 農用地区域からの除外を厳格化

行革推進法におけるエネルギー特会の改革について

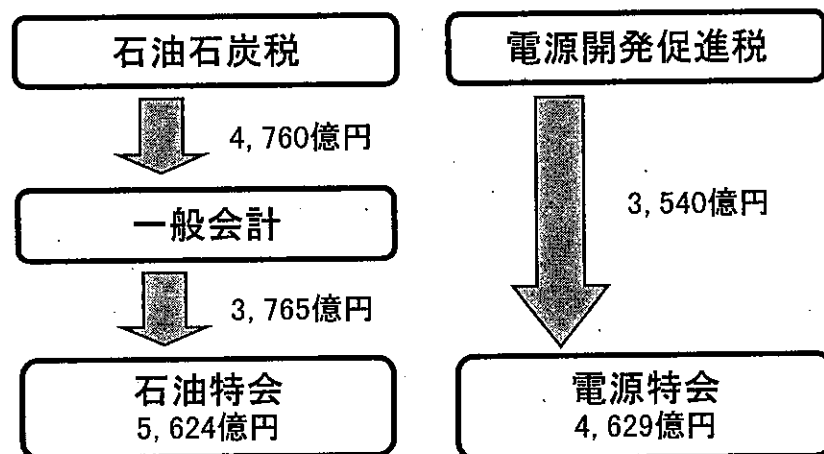
簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（抜粋）

（電源開発促進対策特別会計及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の見直し）

第36条 電源開発促進対策特別会計及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計は、平成19年度において統合するものとする。この場合において、これらの特別会計において経理されていた事務及び事業については、合理化及び効率化を図るとともに、勘定を区分して経理することによりその運営の透明性を確保するものとする。

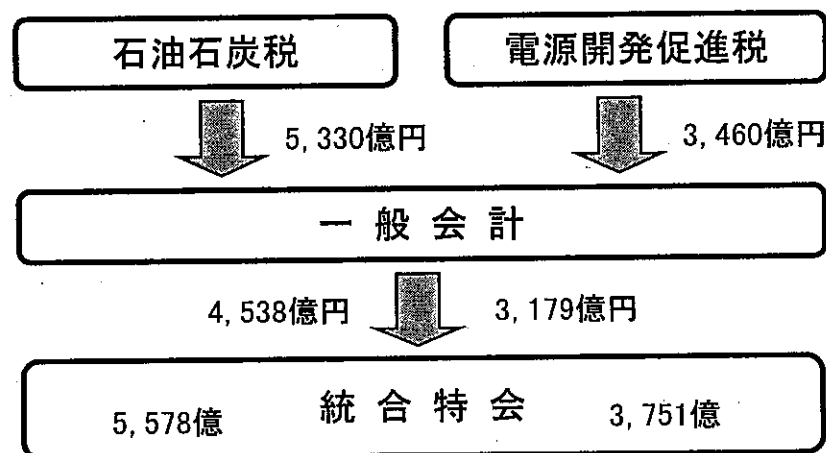
2 前項前段の統合に当たっては、電源開発促進税の収入は、一般会計の歳入に組み入れた上で、電源開発促進税法第1条に規定する措置（電源開発促進対策）に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、必要な金額を統合された特別会計に繰り入れるものとし、当該収入の一部について、電源開発促進税の課税の目的を踏まえ、電源開発促進対策に係る財政需要に照らして一般会計から当該特別会計に繰り入れることが必要となるまでの間、効果的な活用を図ることを可能とするものとする。

改正前 (18年度(2006)予算)



※一般会計繰入 595億円を含む。

改正後 (19年度(2007)予算)

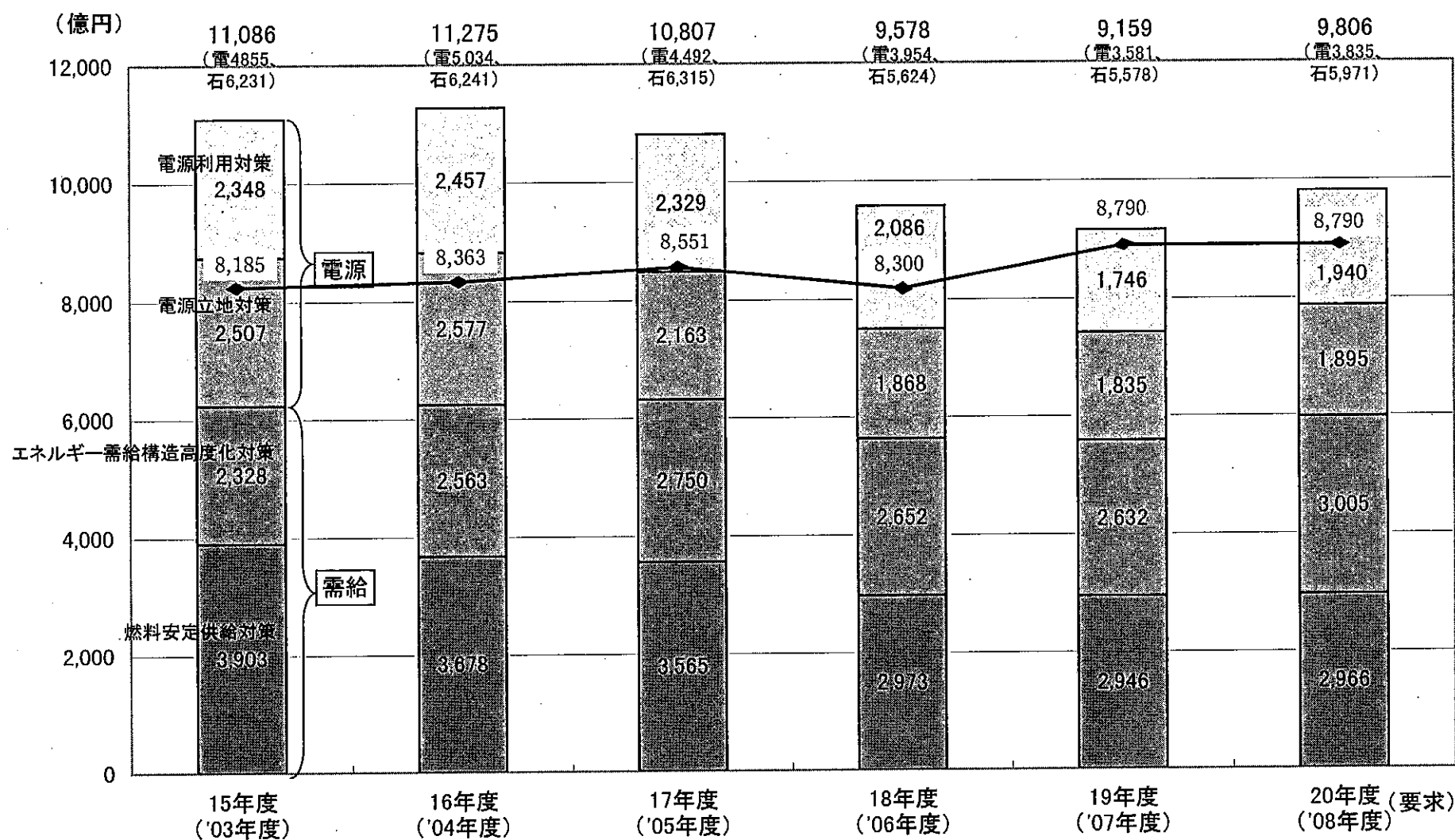


経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００６

エネルギー対策

- 一般会計で行うエネルギー関連事業については、ITER等の歳出増が予定されているが、「選択と集中」の一層の強化等に取り組み、今後５年間、名目伸び率ゼロ以下へ抑制する。
- 特別会計は、現在、その歳出が特定財源の水準を大幅に上回っていることから、今後厳しく歳出を見直していき、原則として歳出水準を特定財源税収の水準に見合うものとする。

エネルギー特会の歳出の推移(20年度(2008)予算要求ベース)



(注1) 石油備蓄関連事業(燃料安定供給対策)及び周辺地域整備資金受入(電源立地対策)相当額は除く。

(注2) 18年度(2006)における一般会計への繰入額(電源立地対策・電源利用対策)は除く。

(注3) 折れ線グラフは石油石炭税収及び電源開発促進税収の合計額の推移

省エネルギー事業の現状

プロジェクト名	予算額 (補助単価)		市場価格		普及台数 (補助台数)		補助割合	
	補助開始時	20年度要求 (2008)	補助開始時	18年度 (2006)	補助開始時	18年度 (2006)	補助開始時	18年度 (2006)
CO2冷媒ヒートポンプ給湯器:電気 (エコキュート)(H14FY～)	54.7億円 (10.3万円)	120.0億円 (6.8万円)	60万円	50万円	4万台 (2万台)	83万台 (33万台)	約50%	約40%
潜熱回収型給湯器:ガス (エコジョーズ)(H14FY～)	65.6億円 の内数 (4.4万円)	60.9億円 の内数 (2.6万円)	35万円	29万円	1万台 (0.2万台)	48万台 (11万台)	約20%	約23%
ガスエンジン給湯器:ガス (エコウィル)(H15FY～)	76.6億円 の内数 (21.5万円)	60.9億円 の内数 (17.0万円)	61万円	58万円	0.5万台 (0.3万台)	4.7万台 (3.3万台)	約60%	約70%
高効率空調機 (H16FY～)	3.0億円	4.8億円	-	-	11万RT (0.2万RT)	34万RT (8万RT)	約2%	約24%

※潜熱回収型給湯器:石油(エコフィール)の補助開始は20年度(2008)概算要求から

※高効率空調機の「RT」(冷凍能力)は冷凍能力を表す単位。1RTは0℃の水を24時間で0℃の氷にする冷凍能力。

※高効率空調機の補助額は、価格差の1/3補助である。また、一般的な市場価格は無い。

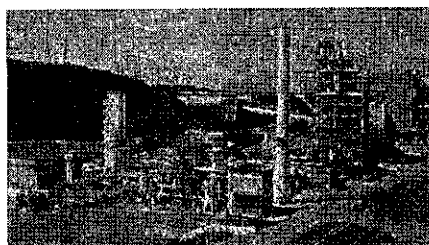
「Cool Earth 50」の実現に向けた革新的エネルギー技術開発の推進

平成20年度(2008)概算要求総額【772(443)】 (単位:億円)

(革新的エネルギー技術開発例)

ゼロエミッション石炭火力発電

- 高い発電効率と二酸化炭素の排出がほぼゼロ（ゼロエミッション）となる革新的石炭火力発電【48(20)】
- 発生した二酸化炭素を分離・回収して、地中に貯留する技術開発【25.7(28.1)】



燃料電池

- 自動車用、家庭用、業務用等に利用される固体高分子形燃料電池（PEFC）の実用化・普及に向けた研究開発【70(51)】
- 燃料電池自動車の本格的な実用化・普及に不可欠な水素を高効率に貯蔵・輸送するための水素貯蔵技術【10(7.6)】



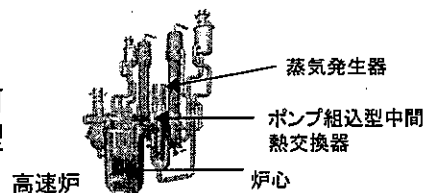
革新的太陽光発電

- 変換効率40%を越える高効率の革新型太陽光発電に係る画期的な技術開発【20(0)】



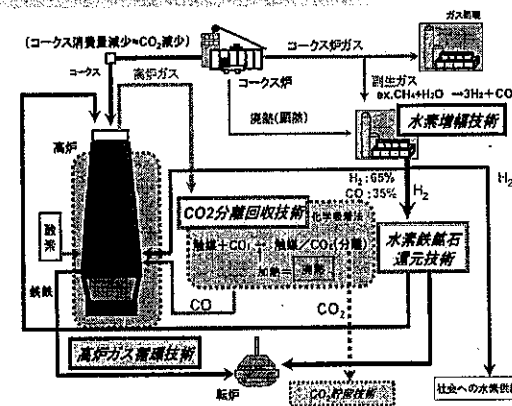
先進的な原子力発電

- ウラン資源の利用効率を飛躍的に高め、ほぼ無限の国産エネルギーの獲得につながる高速炉サイクル技術【75(35.5)】
 - 国内外の原子炉の代替需要に備えて開発が必要な、経済性、信頼性、安全性を向上させた次世代軽水炉【15(0)】
 - 途上国や島嶼国等における発電需要等に対応可能なコンパクトな中小型炉【8(0)】
-
- 蒸気発生器
- ポンプ組込型中間熱交換器
- 炉心
- 高速炉

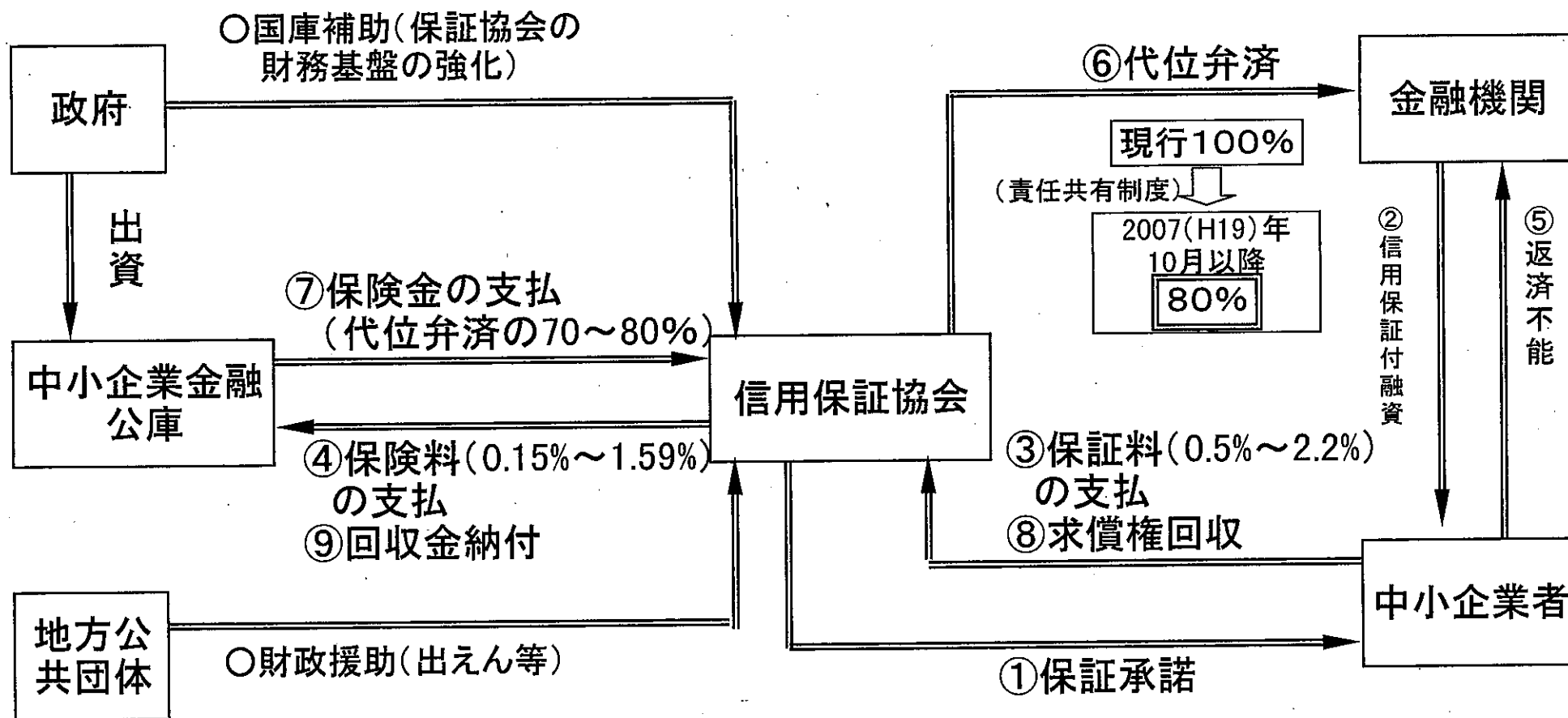


省エネルギー

- 高炉ガスからの効率的な二酸化炭素分離と炭素の有効活用及び水素還元を活用した革新的製鉄プロセスの開発【6.0(0)】



中小企業信用保証制度の概要



(注) 上記の保険料、保険金のてん補率及び保証料は、普通保険に係る保証のケース
保険料、保証料率は、2006(H18)年4月よりリスク考慮型料率体系に変更している。

(出典) 中小企業庁資料

信用保険部門の決算推移

(単位: 億円)

		1998 (H10) 年度	1999 (H11) 年度	2000 (H12) 年度	2001 (H13) 年度	2002 (H14) 年度	2003 (H15) 年度	2004 (H16) 年度	2005 (H17) 年度	2006 (H18) 年度	2007(H19) 年度 (予算)
保 険 収 支	一般保証	▲ 2,135	▲ 1,277	▲ 1,773	▲ 2,205	▲ 2,524	▲ 1,793	▲ 860	▲ 381	▲ 625	▲ 623
	セーフティネット保証	—	—	▲ 123	▲ 129	▲ 125	▲ 213	▲ 460	▲ 672	▲ 766	▲ 854
	特別保証	252	▲ 817	▲ 2,609	▲ 3,463	▲ 3,399	▲ 2,318	▲ 1,240	▲ 623	▲ 331	▲ 339
計		▲ 1,883	▲ 2,093	▲ 4,504	▲ 5,796	▲ 6,048	▲ 4,324	▲ 2,560	▲ 1,676	▲ 1,722	▲ 1,816
政府出資金等	当初予算	113	175	181	261	290	380	380	380	365	324
	補正予算	3,185	3,190	5,806	1,437	3,748	592	(注) 3,268	522	550	
	[うち安定化]	[1,803]	[3,150]	[4,500]	[510]	[1,636]					
計		3,298	3,365	5,988	1,698	4,038	972	3,648	902	915	324
信用保険準備基金残高		7,223	8,747	10,009	5,754	3,713	592	1,683	954	115	
融資基金残高		7,477	7,477	7,477	7,477	7,473	7,468	6,737	6,732	6,732	

(注) 2004(H16)年度の補正予算欄の3,268億円のうち2,525億円は、業務承継時に旧中小企業総合事業団高度化等勘定から承継したものである。

(出典) 中小企業金融公庫資料

倒産件数の推移

年度	企業数(年度末現在)	倒産件数(下期)	倒産割合(%)
10下期	4,893,027	7,296	0.2982
11下期	4,814,088	8,872	0.3686
12下期	4,740,056	9,271	0.3912
13下期	4,642,222	10,146	0.4371
14下期	4,520,588	9,044	0.4001
15下期	4,398,954	7,283	0.3311
16下期	4,277,316	6,473	0.3027
17下期	4,155,678	6,782	0.3264
18下期	4,034,040	6,806	0.3374

(注)①「企業数」は、各年版中小企業白書の付属統計資料中の「産業別規模別事業所・企業数(民営)」を再編加工したもの。

②「倒産件数」は、東京商工リサーチ「倒産月報」。

③倒産割合は年率換算。

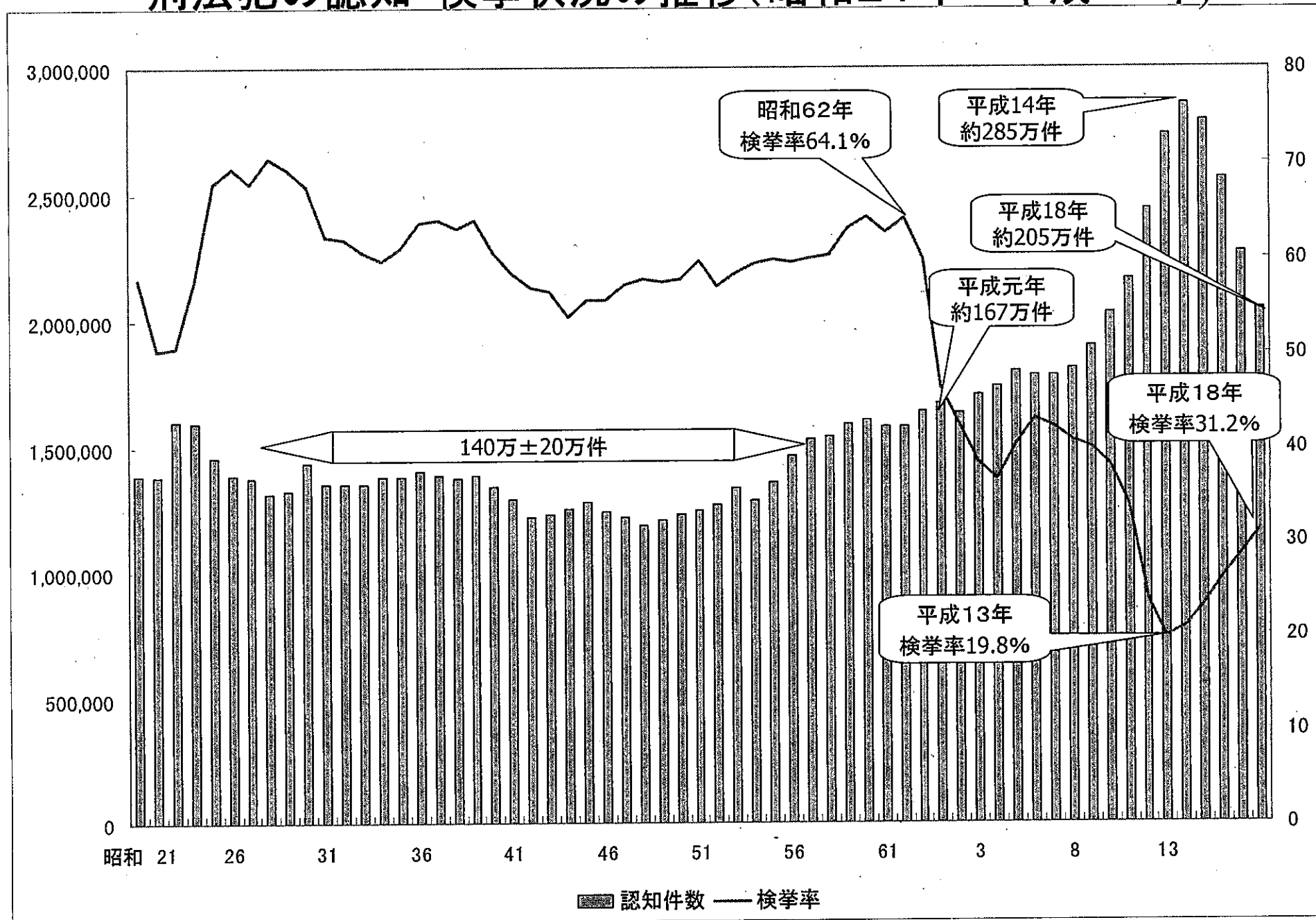
信用保証制度改正の推移

年度	項目	主な制度改正	改正内容及び計画
1998(H10)年度		・安定化特別保証制度の実施(20兆円)	1998(H10)年度15兆円、1999(H11)年度5兆円
		・保険引受限度額の引上げ	無担保保険 3,500万円→5,000万円 特別小口保険750万円→1,000万円
1999(H11)年度		・安定化特別保証制度の拡充(20兆円→30兆円)	1999(H11)年度5兆円、2000(H12)年度5兆円の保証枠を追加 取扱期間の1年延長(2001(H13)年3月末まで)
2000(H12)年度		・無担保保険の限度上げ	保険限度額 5,000万円→8,000万円
2002(H14)年度		・保険料率の引上げ	無担保保険0.46%→0.57%、特別小口0.33%→0.40%等
		・セーフティネット保証(7, 8号)の拡充	7号 金融機関経営合理化に伴う金融取引制限 8号 RCC等への債権譲渡
2003(H15)年度		・保険料率の引上げ	普通0.57%→0.87%、無担保 0.57%→0.87%等
2005(H17)年度		・求償権の放棄・不等価譲渡	
2006(H18)年度		・保証料率弾力化(中小企業者の財務内容その他の経営 状況に応じた料率体系)の実施	
		・第三者保証人の原則非徴求	
2007(H19)年度		・責任共有制度の導入	

(出典)中小企業金融公庫資料

刑法犯の認知・検挙状況の推移(昭和21年～平成18年)

[資料Ⅱ-13-1]



治安と予算

＜19年度(2007)予算と職員数＞ 単位: 億円、人

	人件費	物件費	施設費	合計	職員数
警察庁	1,020	1,252	333	2,605	8,187
都道府県警察	27,395	3,550	2,335	33,280	281,696
警察計	-	-	-	35,274	289,883

(注1)都道府県警察予算には警察庁からの補助金611億円が含まれている。
(注2)都道府県警察の職員数は、各都道府県の条例で定める定員である。

	人件費	物件費	施設費	合計	職員数
入国管理	236	179	17	415	3,140

	人件費	物件費	施設費	合計	職員数
検察	905	148	77	1,130	11,580

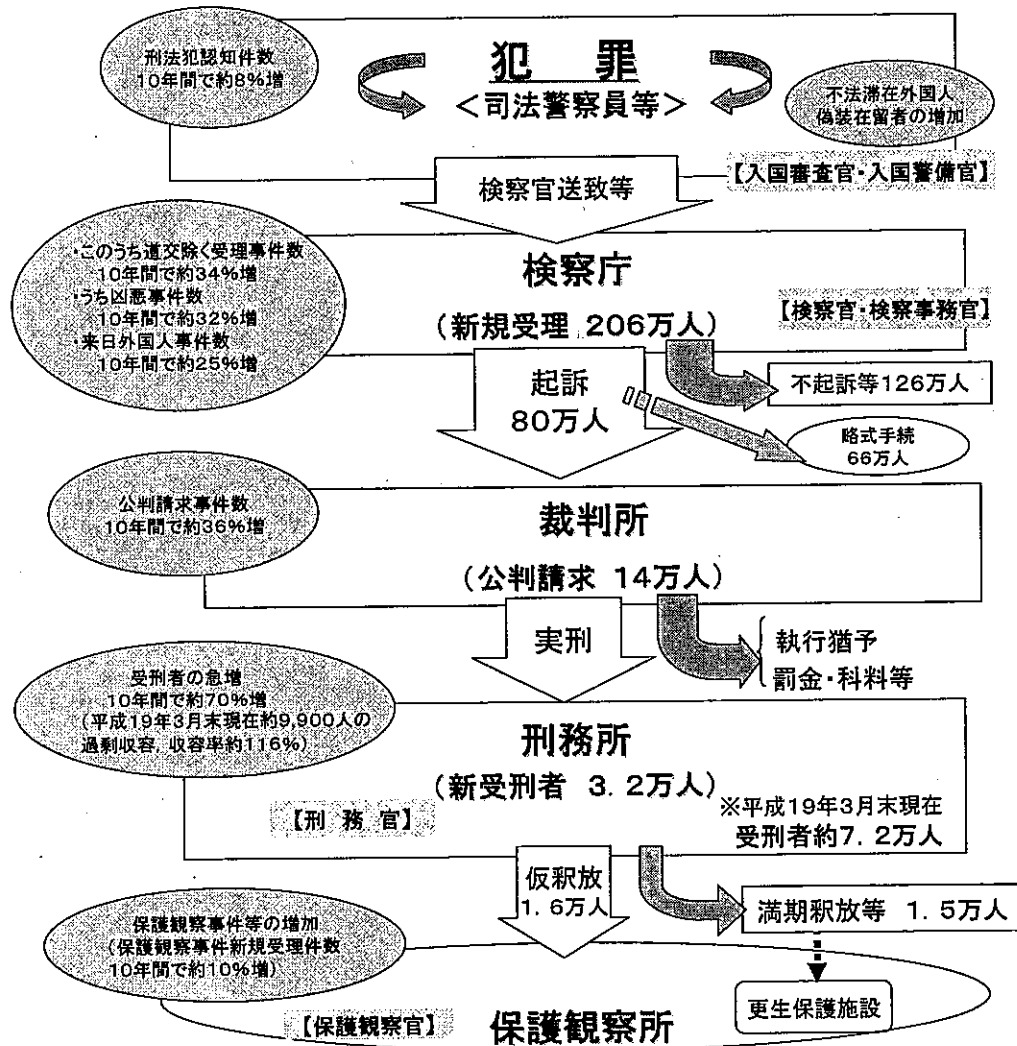
	人件費	物件費	施設費	合計	職員数
裁判所	562	71	67	699	25,502

(注)人件費及び施設費は、いくつかの庁をサンプルとして刑事担当職員数をもとに裁判所予算を按分(約30%)したもの。物件費は裁判所予算のうち刑事関係のもの。職員数は裁判所全体。

	人件費	物件費	施設費	合計	職員数
矯正	1,551	696	112	2,359	22,142

	人件費	物件費	施設費	合計	職員数
保護	120	93	5	218	1,453

(注)上記職員数は法務省職員のみ。このほか、無給の非常勤公務員の保護司 48,427人がおり、物件費の中から保護司実費弁償金として60億円が予算措置されている。



刑事司法システム全体の機能強化

(注)平成18年(2006)の数値による。

平成20年度予算の編成等に関する 建議のポイント

財政制度等審議会（平成19年11月19日）

総 論

1. 財政健全化の必要性

- 我が国財政は、主要先進国の中で突出して最悪の水準にあるなど、極めて厳しい状況。債務残高が膨大となっている現状では金利上昇等に脆弱な体質。また、少子高齢化に伴う社会保障給付費の増大等の難題にも直面。
【2007年度末 国・地方合計の長期債務残高：773兆円（対GDP比148%）】

- 更なる少子高齢化が進展する中で将来世代への負担の先送りとならないようにするとともに、金利の急激な上昇等を通じて国民経済に悪影響を及ぼさない財政運営を行う必要。大胆な財政構造改革の断行に待ったなしで取り組むべき。
- 当審議会の起草検討委員が、EU委員会と同様の推計手法を用い、中長期的な観点から、我が国財政の持続可能性について分析。分析結果によると、我が国財政の持続可能性を維持するためには、なお一層の収支改善努力を早期に行う必要。

【分析結果】

- ・ 現在の歳出・歳入構造を放置すれば、2050年度には、国・地方合計のプライマリー・バランスは対GDP比▲4.5%程度まで悪化（2007年度：▲0.9%）、公債等残高は対GDP比399%程度にまで達する見込み（2007年度末：142%）。
- ・ 2050年度の公債等残高対GDP比を一定の水準まで引き下げるためには、「基本方針2006」における最大規模の歳出削減（14.3兆円）を行うこと等により、2011年度にプライマリー・バランスが黒字化した場合においても、なお国・地方合計で相当程度の収支改善が必要。その収支改善の取組の実施が遅れば遅れるほど、追加的な収支改善幅（遅延コスト）が必要。

2. 財政健全化の基本的考え方

- 2011年度までにプライマリー・バランスを黒字化するとの目標の達成については、とても楽観はできない状況。したがって、「基本方針2006」等において示された方針に沿って、歳出・歳入一体改革を確実に実施する必要。
- さらに、2010年代半ばに向け債務残高対GDP比を安定的に引き下げることを確保する必要。その際、利払費を含めた財政収支の均衡を目指すことにより、債務残高をこれ以上増やさない財政構造にしていくよう検討を行うべき。
- 財政健全化に向け、歳出面では、引き続き歳出改革を徹底し、一層の削減努力を行い、歳入面では、国民共通の課題として、本格的な議論を進め、消費税を含む抜本的な税制改革を実現させるべく取り組んでいく必要があると思料。

3. 歳出改革に向けた基本的考え方

- 平成20年度予算は、「基本方針2006」で示された歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算。財政健全化目標の確実な達成に向け、歳出圧力の高まっている社会保障、地方財政を始めとして、最大限の削減を行うべき。
- このため、歳出の内容全般を徹底して見直す必要。決してばらまきによることなく、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施し、メリハリの効いた予算編成とすべき。

1. 社会保障

- ・ 社会保障制度が経済・財政とも均衡のとれたものとなるよう、今後とも給付と負担の見直しに取り組む必要。
特に、将来世代の負担増の抑制や世代間の公平の確保を図るため、給付の抑制に加え、負担の先送りを早急に止める必要。
- ・ 医療については、国民負担の軽減や公平の観点から、診療報酬・薬価等の見直し、後発医薬品の使用促進、被用者保険間の財政調整をはじめ、聖域を設けることなく改革に取り組む必要。
- ・ 年金については、基礎年金国庫負担割合の引上げに当たっては、将来世代へ負担を先送りすることのないよう、具体的な安定財源(税財源)の確保が不可欠。
- ・ 少子化対策については、仕事と家庭の両立支援など真に効果的なものに重点化。財源の手当なく安易に財政支出を拡大することは厳に慎むべき。

2. 地方財政

- ・ 平成20年度予算でも「基本方針2006」に則って最大限の削減を行い、地方歳出を厳しく抑制していく必要。
- ・ 三位一体改革以降、地方税と地方交付税をあわせた一般財源総額は増加。「地方の窮状」は地方税等の一般財源の地域間格差の問題。
- ・ 地方法人二税の分割基準は企業活動の構造変化に十分対応できていない。地方法人二税を地方の共同財源として再配分するなどにより、経済規模と税収ができるだけ乖離しない仕組みとすべき。
- ・ 消費税は世代間の公平を確保しつつ社会保障給付を安定的に賄う財源として極めて重要。地域間格差是正の観点のみから消費税の在り方を検討すべきでない。

3. 公務員人件費

- ・ 極めて深刻な財政事情の下、歳出・歳入一体改革に取り組むため、まず政府自らが公務員人件費の改革を実行することが不可欠であり、国・地方を通じ、これまでの改革を緩めることがあってはならない。
- ・ 国家公務員の定員について、5年間で5.7%の純減目標に向けて、所要の純減を確保する必要。
- ・ 給与について、本年は人事院勧告の実施を10年ぶりに一部見送り。人事院に対しては、民間給与をより一層反映するための更なる方策について検討を行うよう要請。
- ・ 職責、学歴、年齢構成に加え級別職員構成を勘案して比較した場合、地方公務員の人件費は国家公務員よりも高額。給与水準のみならず級別職員構成の歪みを是正し、地方の人件費総額を適正化すべき。
- ・ 国家公務員や民間企業と比べて極めて高い技能労務職の給与について、地域の民間給与を適切に反映し、地方財政計画のみならず実際の支給額も引き下げるべき。

4. 公共事業

- ・ 一層の重点化・効率化により、削減目標を達成。
- ・ 入札改革、コスト削減により、公共事業に対する信頼性の確保・効率化の徹底。
- ・ 道路特定財源については、税率の維持が不可欠であり、年度末までに「道路特定財源の見直しに関する具体策」に沿った改革を確実に実現すべき。

5. 国土交通

- ・ 海上保安庁の船艇・航空機の整備に当たり、コスト低減の徹底、真に必要な性の高いものに絞り込むべき。

6. 環境

- ・ 京都議定書の目標達成に向けては、規制、経済的手法、自主的取組等を基本にすえた効果的な政策手段が用いられるべき。

7. 文教・科学技術

- ・ 義務教育に係る教職員定数の削減目標の達成、教員給与の優遇分の見直し、国立大学法人運営費交付金・私学助成の削減、奨学金事業の回収強化・上限金利の見直しが必要。
- ・ 科学技術予算については量的拡大より成果の実現を重視すべき。投資効果の国民への説明、不正対策の実効性検証、独法の効率化等が必要。

8. 防衛

- ・ 装備品調達競争性の確保、具体的なコスト削減達成目標の設定、ライフサイクルコストの検証。
- ・ 米軍駐留経費負担の見直し及び人件費改革（自衛官の実員の純減など）。

9. 政府開発援助（ODA）等

- ・ 円借款の活用等によりODA事業量は確保しつつ、予算については引き続き削減。ODA事業の効率性、透明性の確保が必要。
- ・ 外務省の大幅な定員増、新規在外公館の要求について厳格に対応。既存公館の整理合理化・コンパクト化等を促進。

10. 農林水産

- ・ 品目横断的経営安定対策等の農政改革において、支援対象の重点化・集中化の基本的な方向性を堅持すべき。
- ・ 農地制度改革において、農地の面的集積、多様な主体による農業への参入を促進すべき。

11. エネルギー対策

- ・ 特別会計の歳出水準を厳しく見直し、原則、歳出水準を特定財源税収の水準に見合うものとすべく、改革に早急に取り組むべき。
- ・ エネルギー需給の逼迫や地球温暖化対策など様々な政策課題に対応するためにも、従来にも増して徹底した予算のメリハリ付けが不可欠。

12. 中小企業対策

- ・ 信用保険制度は、責任共有制度の実施、定着とともに、収支改善に向けた一層の取組など、幅広く検討すべき。
- ・ 委託費・補助金等の政策的経費は、施策を不断に見直す必要。

13. 治安

- ・ 捜査、矯正、保護の各段階を通じた切れ目ない対策による効率のかつ効果的な治安体制作り。
- ・ 就労支援の拡充等を通じた再犯防止への取組。